

学位申請論文

公共空間における私的行為の拡張性を高める  
アクティビティマネジメント

—無主性に着目した重合的導出—

令和6年3月

京都大学大学院  
経営管理教育部 経営科学専攻 博士後期課程

笹尾 和宏



# 目次

## 第1章 序論

1-1 研究の背景	1
1-1-1 地域経営における利用促進型の公共空間マネジメントの重要性の高まり	
1-1-2 民間事業者の参画	
1-1-3 日常の魅力づくりへの着目	
1-1-4 私的行為の拡張を通じた公共空間の多様性向上への貢献	
1-1-5 利用者の自律性を抑制しようとする管理者意識	
1-1-6 私的行為の拡張に資するアクティビティマネジメントの知見の希求	
1-2 研究の目的及び研究の方法と構成	5
1-2-1 研究の目的	
1-2-2 場のマネジメントに基づく無主性への着眼	
1-2-3 付随する問い	
1-2-4 研究の構成と方法	
1-3 研究の理論的枠組みと用語の取り扱い	11
1-3-1 理論的枠組み	
1-3-2 用語の取り扱い	
参考文献	14

## 第2章 研究の位置づけ

2-1 プレイスメイキングの理論的発展性	17
2-1-1 価値共創理論の概要	
2-1-2 プレイスメイキングの定義と実現すべき空間特性	
2-1-3 プレイスメイキングの原則とプロセス、評価項目	
2-1-4 プレイスメイキングの理論的発展性	
2-2 私的行為の拡張に対する関連概念	23
2-2-1 Loose Space	
2-2-2 Guerrilla Urbanism	
2-3 先行研究の概観	25
2-3-1 プレイスメイキング	

2-3-2	公共空間マネジメント（プレイスメイキングを除く）	
2-3-3	公共空間での私的行為	
2-4	小結	34
	参考文献	35

### 第3章 私的行為の拡張における自律性の効用

3-1	背景	41
3-1-1	公園緑地行政における私的行為の自律的な拡張の推奨	
3-1-2	企画実践型ワークショップの萌芽	
3-2	研究の目的と方法	42
3-2-1	研究の目的	
3-2-2	研究の対象と方法	
3-2-3	先行研究に対する本研究の位置づけ	
3-3	調査対象地	44
3-3-1	金剛地区の概要	
3-3-2	金剛中央公園について	
3-4	ワークショップの実施概要	46
3-4-1	ワークショップ1日目について	
3-4-2	ワークショップ2日目について	
3-5	アンケート調査結果と考察	47
3-5-1	アンケート調査結果	
3-5-2	アンケート調査結果の考察	
3-6	ワークショップと社会実験時とのアンケート調査の比較	54
3-6-1	アンケート調査結果の比較	
3-6-2	アンケート調査結果の比較の考察	
3-6-3	行為者にとっての公園利用の価値	
3-7	ワークショップ実施主体へのヒアリング調査	61
3-7-1	ヒアリング調査実施概要	
3-7-2	ヒアリング調査結果の考察	
3-7-3	公園再整備に資する知見	
3-8	小結	65

3-8-1 自律性のあり方の提案	
3-8-2 研究の課題	
補注及び参考文献	67
<b>第4章 私的行為の拡張を誘起するアクティビティマネジメント</b>	
4-1 背景	69
4-2 研究の目的と方法	69
4-2-1 研究の目的	
4-2-2 研究の対象	
4-2-3 研究の方法	
4-2-4 先行研究に対する本研究の位置づけ	
4-3 文献調査結果と考察	72
4-3-1 文献調査の概要	
4-3-2 分析結果	
4-3-3 考察	
4-4 小結	78
4-4-1 アクティビティマネジメントに求められる視点	
4-4-2 他利用者との直接的相互作用への配慮の視点	
4-4-3 研究の課題	
参考文献	80
<b>第5章 私的行為の拡張を志すアクティビティマネジメントの実態</b>	
5-1 背景	81
5-2 研究の目的と方法	81
5-2-1 研究の目的	
5-2-2 研究の対象と方法	
5-2-3 先行研究に対する本研究の位置づけ	
5-3 調査対象地	83
5-3-1 新とよパークの概要	
5-3-2 新とよパークにおけるプレイスメイキング	
5-3-3 新とよパークにおけるアクティビティマネジメント	

5-4	観察調査結果と考察	88
5-4-1	観察調査の概要	
5-4-2	観察調査の結果	
5-4-3	観察調査結果の考察	
5-5	ヒアリング調査結果と考察	97
5-5-1	ヒアリング調査の概要	
5-5-2	ヒアリング調査の結果	
5-5-3	ヒアリング調査結果の考察	
5-6	観察調査結果とヒアリング調査結果の統合的考察	100
5-6-1	イメージの固定化の根拠	
5-6-2	定常的な可視的状況の要因	
5-7	小結	101
	参考文献	102

## 第6章 拡張的な私的行為への寛容性を高めるアクティビティマネジメント

6-1	背景	104
6-2	研究の目的と方法	105
6-2-1	研究の目的	
6-2-2	研究の対象	
6-2-3	研究の方法	
6-2-4	先行研究に対する本研究の位置づけ	
6-3	文献調査の結果と考察	107
6-3-1	文献調査の概要	
6-3-2	課題の調査結果と考察	
6-3-3	対応方策の調査結果と考察	
6-4	アンケート調査結果	110
6-4-1	社会実験の概要	
6-4-2	アンケート調査の内容	
6-4-3	基本属性	
6-4-4	各スペースの順位付け	
6-4-5	各スペースに対する問題視の有無	

6-4-6	第三位に選んだ各スペースの日常生活での接触機会	
6-4-7	第三位に選んだ各スペースに感じる課題	
6-4-8	スケボースペースに対する問題視の有無と課題認識	
6-4-9	各スペースの評価を上げるアイデア	
6-5	アンケート調査結果の考察	118
6-5-1	スケボースペースへの寛容性が高まる対応方策	
6-5-2	スケボースペースが好意的に捉えられる対応方策	
6-6	小結	119
6-6-1	対応方策の展望	
6-6-2	明らかになった留意すべき点	
	参考文献	121

## 第7章 私的行為の拡張性を高めるアクティビティマネジメントの重合的導出

7-1	私的行為の拡張性を高めるアクティビティマネジメント	123
7-1-1	私的行為の拡張が発現しやすいアクティビティマネジメントの視点	
7-1-2	私的行為の拡張が妨げられにくいアクティビティマネジメントの視点	
7-1-3	私的行為の拡張が発現しやすい視点と妨げられにくい視点の重合	
7-1-4	まとめ	
7-2	考察	125
7-2-1	場のマネジメントの適用	
7-2-2	不正行為との類似性に基づく理論の適用	
7-3	小結	129
	参考文献	129

## 第8章 結論

8-1	前章までの要点整理	130
8-1-1	第2章の要点整理	
8-1-2	第3章の要点整理	
8-1-3	第4章の要点整理	
8-1-4	第5章の要点整理	
8-1-5	第6章の要点整理	

8-1-6	第7章の要点整理	
8-2	リサーチクエスチョンへの応答	132
8-3	研究の貢献	133
8-4	研究の課題	133
8-5	今後の展望	134
8-5-1	市民性への着目	
8-5-2	逸脱行動の効用と許容への着目	
	参考文献	135



# 第1章 序論

## 1-1 研究の背景

本節では、研究の背景として、地域経営における利用促進型の公共空間マネジメントの重要性が高まり民間事業者の参画が進んでいること、及び公共空間の多様性向上の観点から利用者の私的行為を拡張するアクティビティマネジメントが民間事業者の公共空間マネジメント上重要になりつつあることを整理する。

### 1-1-1 地域経営における利用促進型の公共空間マネジメントの重要性の高まり

地域の発展を目指す上で、企業の本社移転や工場誘致を通じた経済活動の指標に焦点を当てるのではなく、地域に暮らし関わる人の満足度や幸福度を高める地域経営が重視されるようになってきている<sup>1)</sup>。地域経営は「「グローバルな視野のもとで地域の持続的発展を目指す」観点から、「伝統産業、自然資源、景観、歴史、生活文化等、地域固有の資源を再評価してその価値を向上させていく」<sup>2)</sup>取り組みと位置付けられ、その中で利活用を重視した公共空間マネジメントの重要性が高まっている。国土交通省都市局は「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」を設置、2019年6月に提言として『「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生』<sup>3)</sup>が取りまとめられ、歩行者の利便増進に資する公共空間の利活用を推進するというまちづくりの方向性が位置付けられた。「デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会」では2021年4月の中間とりまとめ<sup>4)</sup>において、街路やオープンスペース等の公共空間を含む都市アセットを「都市生活の質や都市活動の利便性向上に資するよう柔軟に利活用する」ことが重要であることが示された<sup>5)</sup>。後述するとおり、本研究で取り扱う公共空間は、公園や広場のようなひとまとまりの空間だけではなく道路や河川敷のような線形に延長のある空間までも含む。こうした交通機能を果たす公共空間は地域における様々な活動の基盤的空間となり、この点において公共空間マネジメントは地域経営の一部を為していると言える。国土交通政策研究所は、公共空間利活用が地域経営に重要な役割を果たすという認識のもと、令和4年度より「公共空間活用と持続可能な地域経営に関する調査研究」に着手している<sup>6)</sup>。

かつて高度経済成長期においては、公共空間マネジメントは清掃や防犯といった空間の維持管理、つまり利用者に対する利用規制を意味していた。当時は公共空間の量的不足が課題視されていたため、既に整備されている公共空間の価値を利活用を通じ

て高めることよりも、公共空間の新設・更新による生活水準の向上が喫緊の課題となっていた<sup>7)</sup>。そのため、新設・更新された空間に対してはその質を維持することに重きが置かれ、行き過ぎた利用による空間の毀損を予防する観点で、利用はむしろ規制対象とされていた。

その後、社会構造が高度経済成長期から成熟期に移行したことに伴って生活ニーズの多様化、都市間競争の激化、市民参加機会の増加が生じ、整備偏重の中で善しとされてきた均質な維持管理ではこうした社会的要請に対応できなくなり、既存ストックの有効活用や維持管理・運営、つまり利用促進型のマネジメントの重要性が増してきた。「つくる」対象としての公共空間から「つかう」対象としての公共空間の存在性が高まってきたといえる<sup>8)</sup>。

### 1-1-2 民間事業者の参画

文献によれば、公共空間の利活用が着目され始めてきたのは1993年以降であることが指摘されている<sup>9)</sup>。1993年～2002年は規制緩和・地方分権下の利活用活発期と位置づけられ、行政主導下での催事・イベントのような一時的利用や、社会実験の位置づけのもと継続的・周期的な利用が試みられてきた。2003年以降は「都市再生下の地域マネジメント活発期」と位置づけられ法令面での整備が進んだ。具体的には、都市公園法改正による設置管理許可制度の開設（2004年）、河川敷地占用許可準則改正（2011年）、都市再生特別措置法の改正による道路占用許可の条件緩和（2011年）などをはじめ、公共空間の利用促進を前提としたさまざまな規制緩和が進められた。

これらの改正では民間事業者が公共空間のマネジメント主体となりうる旨があわせて位置づけられ、民間事業者が担い手となるかたちで利活用を含む公共空間マネジメントが全国各地で展開されるようになった。「公共施設の民営化や指定管理者制度の導入が積極的に図られたほか、PFIやPPPといった公民連携手法も導入」され<sup>10)</sup>、民間事業者が公の領域や公と私の中間的領域をフィールドに活動し、「新たな公」として公共サービスの供給の担い手となることが期待されるようになった<sup>11)</sup>。佐藤はその著書「都市経営からまちづくりを考える まちづくりにイノベーションを起こす方法」において、これからのまちづくりは民が主体となって進め、公はそのサポートをするべきであると論じている<sup>12)</sup>。複雑化する地域課題に対して財政的な面から行政で賄えない領域が増大している中、その領域に対応できるのが民間事業者であると捉えられている<sup>13)</sup>。

なお、利活用は「利用」と「活用」に分類されるが、利用は管理者目線に立った利用者の使用行為を指し、「活用」は「利用」の部分集合として利用に包含される。別の目的を果たすべくその対象を利用する際に「活用」という表現が用いられるが、公共空間マネジメントにおいては、民間事業者による利用には当該公共空間或いは地域の活性化・賑わい形成を通じた収益化を目的とする傾向が高い「活用」に該当する取り組みが多く、利活用と言う表現が用いられる傾向にある<sup>14)</sup>。

### 1-1-3 日常の魅力づくりへの着目

現在、公共空間マネジメントにおいて対象とされる利用形態は集客イベントや店舗営業、滞留空間創出をはじめとする管理者の許可や届け出に基づいて実施されるものが主であり、それらを通じた地域の活性化・賑わい形成が進められている。

その主体は管理者やイベントの企画運営などの高度な職能を備えた専門的事業者が中心である。ただ、市民の価値観の多様化や、情報化進展に伴う専門的知識を備えた市民の増加、人口減がもたらした場所の不足解消需要の鈍化などを背景に、求められる利活用のあり方は画一的ではなくなり、管理者や専門的事業者が市民に広く受け入れられる利用形態を一方的に供給し続けることが容易ではなくなっている。また、公共空間では、1年365日、絶えず賑わい形成の取組が実施されているわけではないため、イベントなどが行われていない「日常」の魅力づくりが課題となっている。

利活用主体の不足の解消、財政難への対応、市民満足度向上などの課題を前に、今後は生活者自身が公共空間づくりの新たな担い手となることが期待されている。つまり、パブリックマインドを備えた市民が管理者への届け出や許可に基づく賑わいづくりを実践することが期待されており、志ある市民の発掘や技術習得のための育成の取り組みが活発化している。地域の担い手としての住民のコミットメントが地域の価値を高める上で有効であると期待されている<sup>15)</sup>。

### 1-1-4 私的行為の拡張を通じた公共空間の多様性向上への貢献

片や個人がそうした大義を伴った賑わい形成に取り組むのは専門性と時間的余裕・資本力の面で容易ではない。より多くの個人が公共空間の魅力づくりに関わるという視点に立つならば、手続きや許可を必要としないより私的な行為の価値に目を向けることが重要になる。つまり、市民一人ひとりの行為の公共空間への表出による魅力づくりを模索する必要がある。これからの地域づくりには、市民にとって「やりたいこ

とができる」ことが重要だとされ<sup>16)</sup>、公共空間が自己実現の場となることが期待されている<sup>17)</sup>。この「やりたいこと」はイベントや事業活動に限らない。市民が何かやりたいと思ったときに公共空間で気軽にやってみることができる、つまり私的行為を拡張することができるが、より一層の公共空間の使いこなし・居心地の良さにつながる。従来からあった専門的知見からまちづくりに関わるとともに、自分自身も生活者として目指すまちの実現に向けて積極的にまちに働きかける規範概念はアーバニズムと称される。その実践者であるアーバニストがこれからのまちづくりに求められる人材像とされているが、生活者の立場での営為としての私的行為の拡張を通じてまちの魅力を高めるというライフスタイルは、いま求められているアーバニストの概念とも合致する<sup>18)</sup>。

個々の私的行為が拡張され、様々な行為が公共空間に表出することは、本人の生活満足度を高めるだけでなく、公共空間の多様性を向上する上で極めて重要な視点となる。国土交通省が「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを実現するために掲げる

「WEDO」は、これからのまちづくりの方向性を示すキーワードの頭文字を合わせたものであるが、空間に言及した Walkable、Eye level、Open に加え、Diversity が挙げられており、魅力ある公共空間を実現する上で利用者行為の多様化が重要視されていることが伺える<sup>3)</sup>。加えて、国土交通省は 2023 年 5 月にまちなかの居心地の良さを測る指標（改訂版 ver.1.0）を公開<sup>19)</sup>、滞在者・通行者の属性や滞留行動など多様な活動が表出することを旨とした調査項目が設定されている。また、国土交通省<sup>4)</sup>はこれからの都市政策の方向性として「市民 1 人ひとりのニーズに的確に応える人間中心・市民目線のまちづくり」が重要であることを指摘しているが、私的行為の拡張を促進することはこの考え方に合致すると言える。

ホワイト<sup>20)</sup>は、ニューヨークの都心部を観察し、様々な人々が行きかう街路で織りなされる様々な私的行為が織りなされる状況を舞台空間のように見立て、「都市という劇場」を著した。これは、人々の自発的で持続的な私的行為の拡張による公共空間の多様性の現れの価値を評価したものと言える。利用者の私的行為の拡張が促進されていくことは、公共空間における利用行動の多様性を高める上で有効な視点である。

地域社会の主役が住民であるという認識のもと、住民一人ひとりを主体に地域づくりを行うことが重要であり、住民それぞれが地域の主権者として自らを中心に据えて実践することが求められており<sup>21)</sup>、こうした中で私的行為の拡張が効果的であると言える。

### 1-1-5 利用者の自律性を抑制しようとする管理者意識

上述のような背景の中で、私的行為の拡張が促進されているかと言えばそうではない。後述の5-1や6-1で言及するように、法令に定めのない禁止行為の現地標示や通報そのものを善とした行為の制止措置など、個人の私的行為の拡張を制限している状況が頻繁に見受けられる。管理者にとって、先述の高度経済成長期の維持管理型の公共空間マネジメントが色濃く残っており、何が起こるかわからない不確実性の高い私的行為に対してはその範囲に制約を加え、予め想定の上でコントロール可能な賑わい形成を推進しようという考えが生じている。私的行為の拡張を促進すべきという思いと抑制したいという思いがせめぎあっているのが今日の公共空間マネジメントの現状と言える。現在主流となっている賑わい形成偏重の公共空間マネジメントにおいて、私的行為の価値がないがしろにされてしまっている点を、岡部<sup>22)</sup>は、公共空間マネジメントにおいて、社会的に共感性の高い取り組みが賑わい形成として優先されるあまり、個人の自由が脅かされていると警鐘を鳴らしている。

禁止されていない行為に対しては本来的には何ら咎められるものではなく、そのような自由は元来保証されているはず<sup>23)</sup>である一方で、公共空間が様々な行為によって自由に使われている状況が実現する機会は限られている。先述のような公共空間マネジメントの実態にあって、市民が自律的にふるまう余地と機会が失われ<sup>24)</sup>私的行為という形で公共空間を使う選択肢が必ずしも広がっていない。

### 1-1-6 私的行為の拡張に資するアクティビティマネジメントの知見の希求

このように、民間事業者の地域経営への参画が促され、利活用を中心とした公共空間マネジメントの重要度が増し、中でも私的行為の拡張に資するアクティビティマネジメント導入のあり方が模索されている。この状況下において、民間事業者への貢献への期待が高まり、その知見の蓄積が望まれる。

## 1-2 研究の目的及び研究の方法と構成

### 1-2-1 研究の目的

前節では、地域経営における利用促進型の公共空間マネジメントの重要性が高まり民間事業者の参画が進む中、公共空間の多様性向上の観点から利用者の私的行為を拡張

するアクティビティマネジメントの重要性を指摘した。それを受けて、リサーチクエストションを以下の通り設定する。

### **利用者の私的行為の拡張性を高める公共空間のアクティビティマネジメント において、どのような視点が重要となるか**

本研究で獲得する知見が、その適用において公共空間の特殊要件を規定せず、かつ他の公共空間にトレードオフの影響を及ぼす関係でなければ、本研究で得られた知見は広場や公園と言った個別のマネジメント単位に限定されず広く公共空間全体への適用が検討可能となり、地域経営に資するものとなる。

#### **1-2-2 場のマネジメントに基づく無主性への着眼**

##### **(1) 場のマネジメントの概念の導入**

ジェイン・ジェイコブズ<sup>25)</sup>は、自身の生活空間で偶発的かつ即興的に生じる私的行為の現れを「歩道のバレエ」と称し、自由でありながら相互に影響を及ぼし合い秩序が保たれている公共空間の状況を高く評価した。このような状況を促進する経営領域上の概念として、伊丹の提唱する「場のマネジメント」<sup>26)</sup>がある。場とは「人々がそこに参加し、意識・無意識のうちに相互に観察し、コミュニケーションを行い、相互に理解し、相互に働きかけ合い、相互に心理的刺激をする、その状況の枠組み」と定義され、場を効果的にマネジメントすることにより、個人の行動が変化し組織の業績が改善が期待できるとされている<sup>27)</sup>。

場のマネジメントでは、組織の階層間の指示命令システムを前提とする権力関係を示す「タテ」方向の情報のやり取りよりも、権限関係のない平等な人々の関係を示す「ヨコ」方向の情報のやり取りの活発化が志向されている。組織構成員の自由かつ自律的な振る舞いによる自己組織的プロセスを導くべくマネジメントのあり方として直接制御ではなく影響行為が重視される。さらに影響行為の中でも人を無理やりに動かす支配的なマネジメントを企図せず自由な意思を持つ人の主体性を毀損しないよう働きかけるかじ取りのマネジメントとして統御という表現が用いられている。統御では、人を意図的にマネジメントするわけではなく場を整え演出することが重要となる。これは、組織構成員にとってタテの立場にある上司や役員の存在感が強調されない状況づくりが前提となっている。

## (2) 無主性への着眼

公共空間マネジメントにおいて、統御的なマネジメントによって現れる公共空間の状況を示す表現として無主性がある。鳴海<sup>28)</sup>は、江戸時代の街路の使われ方に着目し、人々が自由に多種多様に使われていた街路は無主性が高かったこと、つまり利用者は管理者の監視行為を強く意識していなかったことを指摘した。それにより、一時的な利用がなされ空間利用の融通性が高い状況が保たれ、そのことが都市の再生において重要な要素ではないかと論じた。阿部<sup>29)</sup>は、管理者に監視されているという意識が利用者を委縮させてしまうことを指摘した上で、私的行為の拡張性が排除され、空間の自由が失われつつあることに警鐘を鳴らしている。大屋<sup>30)</sup>は、監視は監視行為そのものではなく被監視者の監視意識として内在化されることにより、事後の制裁を前提に被監視者の行動を制約すると指摘している。利用者にとって管理者の存在を強く意識してしまうことが私的行為の拡張に制限をくわえうることを示唆している。これらの指摘は、利用者が自由に公共空間を利用する上では被監視意識を生じさせない無主性の高いアクティビティマネジメントが有効であることを示唆している。世田谷区をはじめ国内各地で冒険遊び場として子供たちが自由に創造的に遊ぶ場所となっているプレーパークの現場管理者はプレーワーカーと呼ばれるが、監視的スタンスではなく子供たちの活動を支え一緒に遊びを創造するパートナーとしての振る舞いを心がけており、子どもたちにとって無主性が高まっていると解釈できる<sup>31)</sup>。

## (3) 日常活動理論を介した無主性の有効性の確認

私的行為の拡張は、事実的には不正ではなくとも、自身のこれまでの生活行為を拡張するという点で、不慣れであるばかりでなく周囲から逸脱行動とみなされうる可能性を孕んでいる。この点を踏まえ、管理者の不在性が私的行為の自律的な拡張に有効であるということを、不正の発生メカニズムを説明した日常活動理論<sup>32)</sup>を応用的にあてはめて理解することができる。日常活動理論は、「動機づけされた犯罪者」と「ふさわしい対象」と「有能な監視者の欠如」が揃うことで不正が生じることを導く理論である。私的行為の拡張において、犯罪者の動機として私的行為の実践意図があり、ふさわしい対象としてその実践場所である公共空間がある場合、有能な監視者の欠如として管理者の不在性が該当する。この点をもってしても、無主性が私的行為の拡張に一定の影響を及ぼしうるということが推察される。本研究はこれらの発現条件が整った上で、より高い確度で発現しうるマネジメントのあり方を論じることに通じる。

#### **(4) 無主性の高いマネジメントにおける配慮事項**

無主性の高いマネジメントに着目するにあたり、そこから生じうる不利益にも配慮する必要がある。無主性によって私的行為の拡張性が高まった場合であっても、管理不足が現れる場合には、時間の経過と合わせて公共空間の荒廃や私物化、排他的利用など様々な問題が深刻化し、公共空間の価値を毀損する恐れがある<sup>33)</sup>。その結果として、利用者の行為が制限され私的行為の拡張が抑制される事態に帰着しうる。本研究の対象が公共空間のマネジメントである点からも、管理者自体は存在していることを前提としている。この点において、一定の管理行為は当該公共空間に発生しており管理が放棄されているわけではなく、無主性が高いということはアクティビティマネジメントが不要であるということは同義ではない。

#### **1-2-3 付随する問い**

前項より、無主性を前提として私的行為の拡張性を高める上では、その発現性を高めることに加えてそれが妨げられにくいことが重要であると言える。この点を踏まえてリサーチクエスチョンを構成する付随する問いとして以下2点を設定する。

付随する問い1：私的行為の拡張が発現しやすいアクティビティマネジメントとして、どのような視点が有効か

付随する問い2：私的行為の拡張が妨げられにくいアクティビティマネジメントとして、どのような視点が有効か

#### **1-2-4 研究の構成と方法**

前項までを踏まえ、研究の構成を図1-1に示す。

本章は序論として、研究の背景・目的など研究の前提を整理した上で、研究の方法、構成、理論的枠組みなど研究全体の枠組みを規定する。

第2章では、研究の位置づけを3つの視点で明確化する。1点目として公共空間における管理者と利用者の関係性がサービス科学におけるサービスプロバイダーと顧客の関係性に類似していることに着目し、サービス科学の価値共創理論を後に示す本研究の理論的枠組みであるプレイスメイキングと照合する。それによりプレイスメイキングの理論的発展性を導出し、本研究が対象とするアクティビティマネジメントが理論的発展性への対応に合致することを確認する。2点目として「私的行為の拡張」と



関連性の強い公共空間の関連概念である Loose Space と Guerrilla Urbanism を概観し、本研究との関連性及び本研究の各概念への貢献性を整理する。3点目として、本研究の新規性を説明することを目的に、本研究が取り扱うテーマに関連する先行研究として、プレイスメイキング、公共空間マネジメント、公共空間における私的行為に関する研究蓄積を概観する。

第3章では、前述した利用者の自律性に着目する。田中<sup>34)</sup>は、個人に備わる能動性に着目し、個人の公共空間での自律的な振る舞いがまちの魅力的な風景を持続させると説いた。笹尾<sup>19)</sup>は、自律性を公共空間を私的に自由に使う力と表現し、自律性によって自然体で自分の好きなように過ごせる状態が達成できると説いた。これらの言説を牧野<sup>35)</sup>は「自分ごと」つまり自律性から公共空間をつくる動きとして捉えている。以上を踏まえ、私的行為を拡張することに自律性が伴う場合にどのような効用があり、その効用を高める上でどのような視点で自律性を担保することが重要かを明らかにする。公園再整備に向けて実施された企画実践型ワークショップをケーススタディとし、ワークショップ参加者へのアンケート調査及び主催者へのヒアリングを実施する。

第4章では、第2章で導出したプレイスメイキングの理論的發展性を前提に、私的行為の拡張に及んでいる利用者にとって、どのようなマネジメントがそれを後押しするかという視点から、当該利用者の私的行為の拡張を誘起する要素を抽出することを試みる。そこで、自律的に私的行為の拡張に及んでいるストリートカルチャーに着目し、その実践者が公共空間をどのように認識しているかを抽出することを通じて、利用者の私的行為の拡張を誘起する上でどのようなアクティビティマネジメントが有効かを探る。具体的にはストリートカルチャーであるパルクールを自律性の高い私的行為のケーススタディとして位置づけ、私的行為の拡張を誘起するアクティビティマネジメントのあり方を展望する。学術書に掲載されているパルクールの行為者のコメントからパルクールの行為者が公共空間をどのように捉えているかを分析・考察し、私的行為の自律的な拡張に有効なアクティビティマネジメントの要素を考察する。

第5章では、第4章で得られた知見を補強すべく追加調査を実施する。私的行為の拡張を目指したアクティビティマネジメントに取り組んでいる公共空間をケーススタディとして取り上げてその実態を調査・分析し、第4章で得られた知見との整合性を検証し課題を導出する。具体的には、愛知県豊田市の新とよパークを対象に、現地観察調査および管理者へのヒアリングを実施する。

第6章では、行為が公共空間に発現する上で、行為者を増やす観点だけでなく行為

者を妨害する作用を減らすことが重要であるという視座に立つ。他の利用者に公共空間に表出している私的行為が制止されないためにどのような事項に配慮することが有効かという視点から、当該利用者の私的行為の拡張が妨げられる要因を抽出し、どのような配慮が有効かを分析・考察する。具体的にはスケートボードをケーススタディとして、その目撃者にとってスケートボードを問題視する場合に何を課題として認識しているかを明らかにする。

第7章では、第3章から第6章にかけて得られた知見を重合し私的行為の自律的な拡張に資するアクティビティマネジメントのあり方を考察する。なお、それぞれの知見を通じてアクティビティマネジメントのあり方を立体的に浮かび上がらせようとするのが本研究の狙いであるが、それぞれの調査分析はケーススタディであり、実証ではなく探索的であることに留まる。本研究はそうした探索によって得られた知見を重合することによりプレイスメイキングのアクティビティマネジメントに資する知見を得ることを志向している。

第8章は結論として、本研究を総括した上で研究課題及び今後の展望を示す。

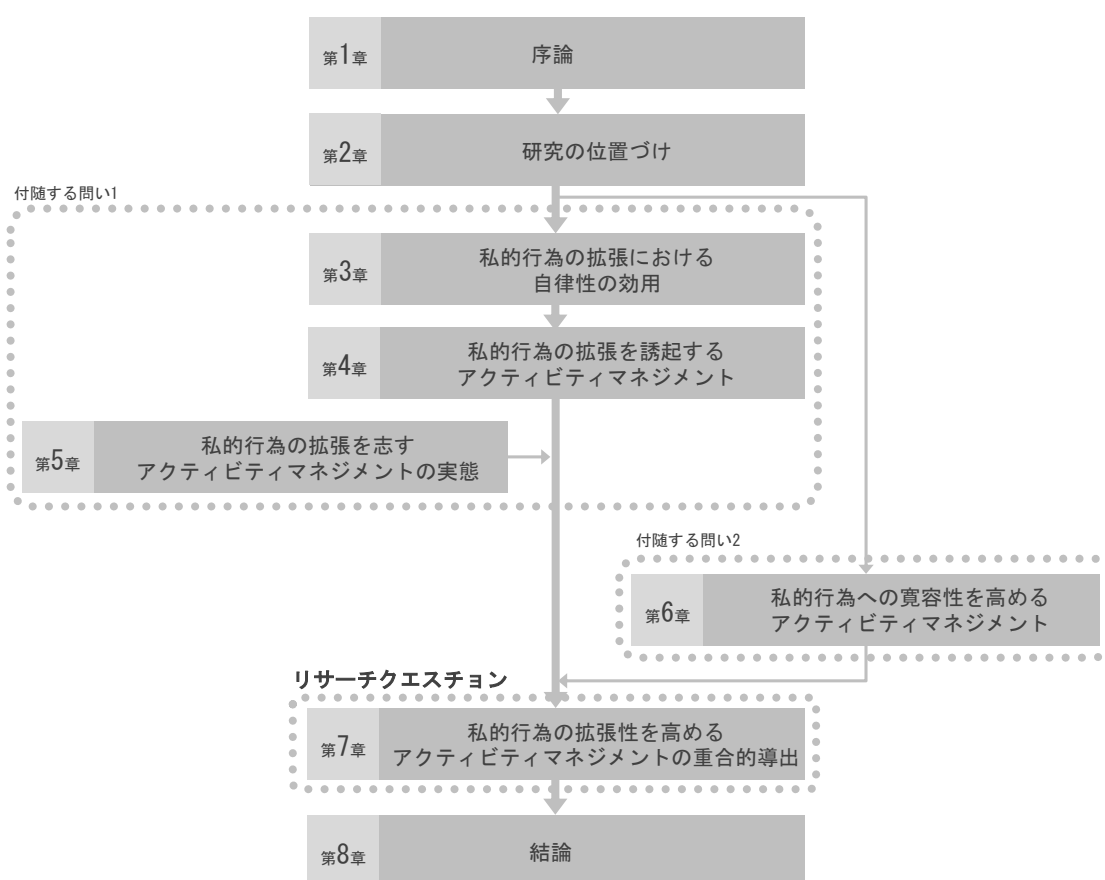


図 1-1 研究の構成

## 1-3 研究の理論的枠組みと用語の取り扱い

### 1-3-1 理論的枠組み

本研究ではその理論的枠組みとしてプレイスメイキングに着目する。プレイスメイキングは魅力ある公共空間の計画概念かつ手法として、ニューヨークで地域再生に取り組む非営利団体 Project for Public Spaces（以下、PPS とする）が 1990 年代に提唱し始めたものだ<sup>36)</sup>が、「公共空間とその使い手との関係性を強化し、共有価値を最大化する公共空間形成のための協働プロセス」と位置づけられている<sup>37)</sup>。

プレイスメイキングの系譜は園田<sup>22)</sup>によりまとめられているところであり、その概念自体は 1960 年代に都市論として掲げられていたことに端を発する。その後、1980 年代には公共空間の計画論として、1990 年には設計手法として取り扱われるようになり、2000 年を過ぎたころから現在にかけて、既存の公共空間再生を念頭にマネジメント手法にまでその対象が広がっている。プレイスメイキングはアクティビティの表出による当該公共空間でのシーンの実現を目指しているという特徴があり、その点で、アクティビティマネジメントはプレイスメイキングに包含されている。つまり、プランニング・デザインの「つくる」プロセスを経て供用可能な状態に至ってからの「つかう」視点でのプレイスメイキングがアクティビティマネジメントに該当する。プレイスメイキングの受益者は、専門家との協働を前提としたプランニング・デザインプロセスに参画せずとも、公共空間を利用する立場としてプレイスメイキングに関わっていると位置づけられている。

なお、本研究では、公共空間における管理者と利用者との関係性がサービス科学におけるプロバイダーと顧客との関係性に対応していること、及びプレイスメイキングが価値共創に該当することを前提に、価値共創理論の視座からプレイスメイキングを捉え、そのあり方を論じる。具体的には、第 2 章で価値共創理論との照合からプレイスメイキングの理論的發展性を導出し、第 4 章で直接的相互作用の視点でプレイスメイキングのアクティビティマネジメントのあり方を展望する。

### 1-3-2 用語の取り扱い

#### (1) 公共空間

本研究で対象とする公共空間は、誰でもアクセスが可能な公有地とし、私有地は含まない。また、公有地であっても市役所や図書館等、私有地と同様に利用者の行動が

法令以外の敷地管理権によって制約を受ける公共施設は含まない。具体的には、道路、公園、広場、河川などに代表される屋外空間が想定される。これらの空間は原則としてそれぞれの空間に紐づく法令（道路の場合は道路交通法、道路法、自治体ごとの規則など）に基づいて利用上のルールが運用され、現地に居合わせた管理者の裁量での判断によりルールを逸脱するかたちで利用行動が制限されることはない。

## **(2) 私的行為**

管理者の事前の許可・了承を必要としない当該公共空間における行為を私的行為と位置づけ、主体が単独であるかどうかは問わない。

公共空間における私的行為は都市の魅力を高める一方で、それらが違反行為や逸脱行動に該当する場合は都市の魅力を下げばかりでなく当該行為そのものの継続性を毀損する。その点において、私的行為には法律に違反していないことと社会規範から逸脱していないことが求められるが、社会規範からの逸脱に関してはそれを目撃した第三者の主観に因るところが大きく、行為者が規定できるものではない。そこで、取り扱う私的行為については法令に違反していない行為とし、どのような私的行為が社会規範から逸脱していると見なされうるかについては、第 6 章で考察することとする。

また、本研究では賑わい形成型の利用促進とは違う形での公共空間利活用を企図して私的行為に着目している。この点を鑑み、管理者や専門的事業者などの第三者が利用者の行為に一定の行動様式を期待する、イベントなど活用型の取り組み状況下での私的行為は研究の対象としない。

## **(3) 拡張**

利用者本人にとって「やってみたいと思った行為」の実施に及ぶことや、公共空間で目にして新たな使い方として感じた行為など、本人の生活習慣や社会通念上で公共空間での実施を想定していなかった行為を拡張的、と位置づける。この拡張が起点となり空間利用のあり方が拡張され、当該公共空間の利用形態の多様化に貢献する。この点において、本研究では空間利用のあり方の拡張までを射程とし、それに資する私的行為の拡張を取り扱うこととする。

当該拡張性は利用者本人に内在するものとして取り扱われることとなる。そこで、拡張的であることは「当該私的行為が馴化に至っておらずその実施にあたって緊張感が生じている」と考えられることに着目し、本研究の調査分析においては、利用者本人にとって当該私的行為を「不慣れに感じるか」や利用者本人にとっての「実施頻度」などを通じて、拡張的かどうかを推し量ることとする。

海外の先行研究では私的行為の拡張に近い表現として **Appropriation** という語が用いられているが、これは、当該公共空間にもともと想定されていた用途・機能とは異なる利用形態が生じる現象を示している。**Appropriation** は空間の有り様に対して用いられている語であり、私的行為の拡張と重なる部分が多い。一方で、**Appropriation** では、行為者にとって拡張的であるかどうかを問うていないため、当該私的行為はもはや常習化していたり、緊張感がなかったりする場合を含む。このような点を踏まえ、本研究では行為者の意思に着目している点に依拠して **Appropriation** ではなく拡張に着目している。私的行為の拡張が流用につながることもあればそうでない時もある、流用が私的行為の拡張により場合もあれば拡張的でない場合もある。**Appropriation** に着目した先行研究については、第2章の中で言及する。

#### **(4) 本研究で取り扱う拡張の貢献性について**

拡張かどうか当事者本意で決定されるという前提に立てば、私的行為そのものの空間利用の拡張性や多様性への貢献度にはバラつきがある。例えば「公園での読書」といったありふれた行為であっても利用者本人にとって初めての機会であれば「拡張的である」とみなされる。その一方で、こうしたありふれた行為の利用者が1人増えること自体は空間利用のあり方は拡張されず当該公共空間の多様性の向上には結びつきにくい。また、行為者本人にとっては私的行為の拡張によりやりたいことや新しいことができたという価値が得られても、その傍観者にとっては迷惑に感じることも生じうる。その場合、当該行為による公共空間の価値は高まるどころか毀損しうる。そのような状況下で私的行為の「拡張」を是として研究を進めることの妥当性を以下2点にて整理する。

1点目としては、本研究の対象は個々の私的行為の拡張の個別価値ではなく、そうした個々の「やりたいことができる」状況が実現しうるアクティビティマネジメントであるという点である。その時に表出した私的行為が貢献性の低いものであっても、そうしたアクティビティマネジメントによって当該利用者の私的行為の更なる拡張にも寄与し、同時に更に他の様々な利用者のやりたいことを後押ししている。この点で、私的行為を拡張するアクティビティマネジメントは多様性の向上に貢献しうる。

2点目としては、個々の利用者にとって様々な拡張された私的行為が公共空間に発現している公共空間全体の状況を肯定すべき価値として位置づけることをもって、拡張的な私的行為の個別の質は論じないこととしている点である。個々の行為には、社会規範という視点においてはその行為の現場に居合わせる目撃者をはじめ様々な価値

基準を持った利害関係者が存在する。そのため、行為者本人にとって満足度が高くても、本人以外の利害関係者の一部でも一定の受忍限度を超えた場合には、その行為は制止されるべき逸脱行動となる。その場所が公共空間である限りにおいて全ての機会ごとに利害関係者もその評価も同一ではなく、管理者のマネジメントが及ばない。本研究は、このように様々に評価されうる多様な私的行為が同じ公共空間に表出し「歩道のバレエ」が実現されているという公共空間の全般的状況をもって評価に値するものとして私的行為の拡張を肯定し、こうした状況の実現の根底となるマネジメントのあり方を論じるものである。

なお、本研究で論じるアクティビティマネジメントが社会に実装されたとしても逸脱行動が生じることは避けられないが、その場合はその都度対処療法的に対応が生じるものとして逸脱行動の発生に対しては許容する姿勢をとる。

#### **(5) アクティビティ**

遠矢ら<sup>38)</sup>を参考に、本研究において、アクティビティを利用者が公共空間で行う様々な行為・所作と位置付ける。同時にアクティビティは分節された特定行為を指すアクションを包摂する行動一般を指し<sup>39)</sup>、本研究で扱う私的行為はアクティビティに含有される。園田<sup>40)</sup>や泉山ら<sup>41)</sup>、奥平ら<sup>42)</sup>が公共空間における利用者のアクティビティに関して論じるにあたり参照している「建物のあいだのアクティビティ」<sup>43)</sup>の原著の表題は「Life Between Buildings」<sup>44)</sup>である。このことから、アクティビティが商品化・パッケージングされた活動プログラムだけではなく生活行為全般を指し示していることがわかる。本研究では、こうしたアクティビティの創出に資する公共空間マネジメントのいち領域をアクティビティマネジメントと位置付け、特に意思を持って行う私的行為を対象にしている。

#### **参考文献**

- 1) 海野進(2014), 人口減少時代の地域経営:みんなで進める「地域の経済学」実践講座, 同友館, 36-37
- 2) 矢口芳生(2021), 地域経営論, 農林統計出版, 32
- 3) 国土交通省(2019), 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生～産学官の懇談会から石井大臣へ提言がなされました～, [https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05\\_hh\\_000249.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05_hh_000249.html). (閲覧日: 2023年8月18日)
- 4) 国土交通省(2019), デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策

- のあり方検討会, [https://www.mlit.go.jp/toshi/machi/toshi\\_daisei\\_tk\\_000062.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/machi/toshi_daisei_tk_000062.html).  
(閲覧日: 2023年8月18日)
- 5) 国土交通省都市局都市政策課(2022), 「デジタル化の急速な進展やニューノーマルに対応した都市政策のあり方検討会」中間とりまとめ(概要)ー既存ストックの最大限の利活用による人間中心・市民目線、機動的なまちづくりへ, 都市計画, 71(4), 60-63.
  - 6) 国土交通省国土交通政策研究所(2023), 公共空間活用と持続可能な地域経営に関する調査研究(中間報告),  
[https://www.mlit.go.jp/pri/kouenkai/syousai/pdf/research\\_p230607/06.pdf](https://www.mlit.go.jp/pri/kouenkai/syousai/pdf/research_p230607/06.pdf). (閲覧日: 2023年12月8日)
  - 7) 野原卓(2018), 都市デザインとパブリックスペース活用, パブリックスペース活用の本質的意味と価値を問う, 11-16.
  - 8) 篠原祥(2011), 都市のマネジメント, 日本都市計画学会関西支部新しい都市計画教程研究会(編), 都市・まちづくり学入門, 学芸出版社, 111-112.
  - 9) 出口敦, 宋俊煥(2015), 公開空地等の公共空間ストック形成の潮流と変遷, 都市計画, 64(5), 22-29.
  - 10) 大西達也・城戸宏史(2020), 実践! 地方創生の地域経営:全国32のケースに学ぶポトムアップ型地域づくり, 大西達也・城戸宏史(編), 金融財政事情研究会, 9.
  - 11) 栗田卓也, 村木美貴(2019), “国土計画にみる「新たな公」への道のり,” 都市計画論文集, 54(3), 1372-1378.
  - 12) 佐藤道彦(2022), 都市経営からまちづくりを考える:まちづくりにイノベーションを起こす方法, 大阪公立大学出版会, 127.
  - 13) 池田潔(2014), 地域マネジメント戦略:価値創造の新しいかたち, 同友館, 13-14.
  - 14) 三浦詩乃(2018), 国内パブリックスペースにおけるアクティビティ史, パブリックスペース活用の本質的意味と価値を問う, 51-52.
  - 15) 西岡満代(2023), 未来をつくるパーパス都市経営, 日経BP, 149.
  - 16) 岡絵理子(2016), 機嫌よく暮らす, 生き方としてのまちづくり, セミナー年報2015, 51-62.
  - 17) 栗本光太郎(2020), 「あそべるとよた」がマインドを変えた!, 計画行政, 43(4), 33-38.
  - 18) 中島直人・一般社団法人アーバニスト(2021), アーバニスト:魅力ある都市の創生者たち, 筑摩書房.
  - 19) 国土交通省(2019), まちなかの居心地の良さを測る指標(改訂版 ver.1.0),  
[https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_machi\\_tk\\_000081.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000081.html). (閲覧日: 2023年8月18日)
  - 20) ホワイト W. H.: 柿本照夫訳(1994), 都市という劇場:アメリカン・シティ・ライフの再発見, 日本経済新聞社.
  - 21) 鹿野和彦(2015), 「地方創生」から「地域経営」へ, 鹿野和彦編, 「地方創生」から「地域経営」へ:まちづくりに求められる思考のデザイン, 仕事と暮らしの研究所, 22-23.
  - 22) 岡部明子(2020), 「みんなの空間」が、公共空間を葬り去る, 建築雑誌, 2020-05, 24-27.
  - 23) ミル J. S.: 齊藤悦則訳(2012), 自由論, 光文社.
  - 24) アトリエ・ワン(2014), アトリエ・ワン コモナリティーズ:ふるまいの生産, LIXIL 出版, 7.

- 25) ジェイコブズ J.: 山形浩生(2010), アメリカ大都市の死と生, 鹿島出版会, 67-71.
- 26) 伊丹敬之(2005), 場の論理とマネジメント, 東洋経済新聞社.
- 27) 中村彰良(2007), 場のマネジメントと管理ツールの役割, 高崎経済大学論集, 53 (4), 29-43.
- 28) 鳴海邦碩(2009), 都市の自由空間:街路から広がるまちづくり, 学芸出版社, 128-130.
- 29) 阿部潔(2006), 公共空間の快適:規律から管理へ, 阿部潔・成実弘志(編), 空間管理社会 監視と自由のパラドックス, 新曜社, 18-56.
- 30) 大屋雄裕(2007), 自由とは何か:監視社会と「個人」の消滅, 筑摩書房, 79-147.
- 31) 笹尾和宏(2019), PUBLIC HACK:私的に自由にまちを使う, 学芸出版社, 168-174.
- 32) Cohen, L. E. and Felson, M.(1979), Social change and crime rate trends: a routine activity approach, *American Sociological Review*, 44(4), 588-608.
- 33) Carmona, M.(2010), Contemporary public space: critique and classification, part one: critique, *Journal of Urban Design*, 15 (1), 123-148.
- 34) 田中元子(2017), マイパブリックとグランドレベル:今日からはじめるまちづくり, 晶文社, 66-78.
- 35) 牧野智和(2021), 「自分ごと」と「織り込み」のデザイン——まちづくりワークショップの今日的展開から——, 年報社会学論集, 2021 (34), 62-71.
- 36) Project for Public Spaces (n.d.), What is Placemaking?, <https://www.pps.org/article/what-is-placemaking>. (閲覧日: 2023年1月26日)
- 37) Project for Public Spaces (2022). *Placemaking: What If We Built Our Cities Around Places?*, Project for Public Spaces.
- 38) 遠矢晃穂, 嘉名光市, 蕭閔偉(2019), 公共空間における利用者アクティビティの通年変化に関する研究, 都市計画論文集, 54 (3), 375-382.
- 39) 京都建築スクール(2011), アクティビティのかたち:都市をルールからデザインする, 建築ジャーナル, 18.
- 40) 園田聡(2019), プレイスメイキング:アクティビティ・ファーストの都市デザイン, 学芸出版社.
- 41) 泉山壘威, 中野卓, 根本春奈 (2016), 人間中心視点による公共空間のアクティビティ評価手法に関する研究, 日本建築学会計画系論文集, 81 (730), 2763-2773.
- 42) 奥平純子, 郭東潤, 馮瑤, 斎藤伊久太郎, 北原理雄(2008), 仮設環境による公共空間のアクティビティ生成に関する研究, 日本建築学会計画系論文集, 73 (623), 161-67.
- 43) ゲール J.: 北原理雄訳 (2011), 建物のあいだのアクティビティ, 鹿島出版会.
- 44) Gehl, J.(2011), *Life Between Buildings:Using Public Space*, Island Press.



## 第2章 研究の位置づけ

### 2-1 プレイスメイキングの理論的発展性

1-3-1で示したプレイスメイキングの定義にもあるように、プレイスメイキングでは管理者のみならず利用者の行為を経て公共空間に価値が生まれる。これは、サービス科学における価値共創理論の主張に通じる考え方である。価値共創ではサービスプロバイダー（以下、プロバイダーとする）と受益者である顧客との相互行為により価値が生まれるとされるが、この関係性に公共空間の管理者とその受益者である利用者を当てはめることを通じて、価値共創理論をプレイスメイキングの理論体系と照合し、プレイスメイキングの理論的発展性を導出できる可能性がある。以上を踏まえ、本節では公共空間の利用促進における中心的な理論かつ手法であるプレイスメイキングと価値共創理論との照合によりプレイスメイキングの理論的発展性を抽出する。プレイスメイキングは実施主体によって様々な手法が用いられ応用的に実践されているが、本稿では価値共創理論との照合を図るという視点に立ち、個別の実践のあり方ではなく確立されているプレイスメイキングの理論体系を対象とする。

次項では、プレイスメイキングと価値共創理論との照合に先駆け、価値共創理論であるサービス・ドミナント・ロジック（以下、S-Dロジックとする）及びサービス・ロジック（以下、Sロジックとする）を概観する。その上で、プレイスメイキングの定義と実現すべき空間特性について整理し、価値共創理論との親和性を確認する。さらに、プレイスメイキングの原則とプロセス、及び評価項目について整理し、S-Dロジック及びSロジックとの関連性を明らかにする。

#### 2-1-1 価値共創理論の概要

S-Dロジック及びSロジックともに多くの既往研究で言及されているところであるが、両理論ともに顧客が価値の決定に関わるという前提に立っている。

価値共創理論は、予めグッズに備わった価値が交換行為によって顧客に与えられるというグッズ・ドミナント・ロジックを批判する形で生まれた。グッズの交換行為をサービスの概念から捉え直そうとするのがS-Dロジック、グッズの交換行為の中にサービスの概念を見出そうとするのがSロジックであり、それぞれ表1のように整理される<sup>1)</sup>。

表 2-1 S-D ロジックと S ロジック

	S-Dロジック	Sロジック
提唱者	Vargo and Lusch (2004)	Grönroos (2006)
顧客の立ち位置	価値創造のアクターとして、価値創造プロセスに内在	
価値創造の担い手	プロバイダーによって事前に決められるのではなく、顧客の使用段階で決定される	
価値創造におけるサービスのあり方	支配的	支配的ではない
価値創造プロセス	多様なアクターからなるネットワークによる	プロバイダーと顧客との直接的相互作用による
価値の位置づけ	文脈価値	使用価値
価値共創の視座	マクロ・包括的	ミクロ・マネジリアル的

注：大藪（2020）をもとに著者が編集

受益者（プレイスメイキングにおける利用者であり価値共創理論における顧客）の関与という視点に立てば、S-D ロジックが財（グッズ・サービスズ）の計画・生産段階からの顧客の関与のあり方を対象とした理論であるのに対し、S ロジックは顧客との直接的相互作用が生じる場を対象とした理論である。プロバイダーの一連の活動プロセスを含めてマクロ・包括的に価値共創を捉えるのか、財を消費する瞬間の活動を価値共創と捉えるのかの違い、と言える。村松はこの点について S-D ロジックでは生産が消費に先立っており、S ロジックでは生産と消費に同時性があると捉えている<sup>2)</sup>。この点で、プランニング・デザインの「つくる」プロセスを含むプレイスメイキング全般は S-D ロジックとの対応可能性が高く、プレイスメイキングの中でも「つかう」プロセスに該当するアクティビティマネジメントは直接的相互作用を扱う S ロジックとの対応可能性が高いことが導かれる。

## 2-1-2 プレイスメイキングの定義と実現すべき空間特性

### (1) プレイスメイキングの定義

ここでは価値共創理論を念頭にプレイスメイキングの定義を整理する。プレイスメイキングは、ニューヨークで地域再生に取り組む非営利団体 Project for Public Spaces（以下、PPS とする）が 1990 年代に提唱し始めた<sup>3)</sup>が、PPS は、プレイスメイキングを「公共空間とその使い手との関係性を強化し、共有価値を最大化する公共空間形成のための協働プロセス」と定義している<sup>4)</sup>。

他にもプレイスメイキングは実践する活動主体によってさまざまに定義されているが、総じて、利用者の参加を軸とした公共空間づくりによって地域が再生されるとい

う考え方がプレイスメイキングの根底にある。三友の総括によれば「個人の精神的な抛り所となる場をその人自身が住んでいる地域や愛着を持つ地域に創出・再生すること」と定義され、1-3-1で示したPPSの定義にも通じている<sup>5)</sup>。

## (2) プレイスメイキングで実現すべき空間特性

プレイスメイキングで実現すべき空間特性として、表2では全32項目の要素が“ACCESS&LINKAGES”、“COMFORT&IMAGE”、“USES&ACTIVITIES”、“SOCIABILITY”の分類ごとに配されている（Project for Public Spaces, 2022）。これらは、対象とする公共空間に身を置くことでそれが感じられるかどうか、という利用者の視点をもって設定されている。

表 2-2 プレイスメイキングで着目すべき空間特性

特性	ACCESS & LINKAGES	COMFORT & IMAGE	USES & ACTIVITIES	SOCIABILITY
定性的要素	CONTINUITY	SAFE	FUN ACTIVE	DIVERSE
	PROXIMITY	CLEAN	VITAL	STEWARDSHIP
	CONNECTED	GREEN	SPECIAL	COOPERATIVE
	READABLE	WALKABLE	REAL	NEIGHBORLY
	WALKABLE	SITTABLE	USEFUL	PRIDE
	CONVENIENT	SPIRITUAL	INDIGENOUS	FRIENDLY
	ACCESSIBLE	CHARMING	CELEBRATORY	INTERACTIVE
		ATTRACTIVE	SUSTAINABLE	WELCOMING
		HISTORIC		

注：Project for Public Spaces（2022）をもとに著者が編集

## (3) まとめ

プレイスメイキングは、その受益者である利用者の参加を前提としている点、また、実現すべき空間特性は利用者が現地を訪れ経験して判断される項目である点から、価値共創との親和性が高い理論であると言える。

次節では、プレイスメイキングの原則とプロセス及び評価項目を整理し、価値共創における各理論との整合性について検証する。

### 2-1-3 プレイスメイキングの原則とプロセス、評価項目

#### (1) プレイスメイキングの原則

プレイスメイキングを進める上で重要となる原則は表3に示すとおりである<sup>4)</sup>。このうち、1、2、5、6、7、8の原則で利用者の関与について言及しているが、これらは

計画段階やプロセス全般にわたる原則であると言える。この点において、プレイスメイキングの原則では、S-D ロジックの観点を多く含んでいると言える。

表 2-3 プレイスメイキングの原則

項目	内容	利用者の関与
1. The Community is the Expert	コミュニティの関与を促進する	言及有り
2. Create a Place, Not a Design	場をつくることを意識する	言及有り
3. Look for Partners	取組パートナーを見つける	言及無し
4. They Always Say "It Can't Be Done"	否定的意見にとらわれない	言及無し
5. Have a Vision	ビジョンは住民や働き手とつくる	言及有り
6. You Can See a Lot Just By Observing	現地を観察することで理解する	言及有り
7. Form Supports Function	将来像に導くための形を見出す	言及有り
8. Triangulate	活動を生む仕掛けを効果的に置く	言及有り
9. Experiment: Lighter, Quicker, Cheaper	素早く実験して制度を高めていく	言及無し
10. Money Is Not the Issue	かかるコストだけで評価しない	言及無し
11. You Are Never Finished	改善を前提とした管理運営を行う	言及無し

注：Project for Public Spaces (2022) をもとに著者が編集  
「内容」については著者が「項目」の説明文を把握し要約

## (2) プレイスメイキングのプロセス

図 1 は前節の原則に基づいたプレイスメイキングのプロセスを示している<sup>4)</sup>。まず、① “Define Place and Identify Stakeholders” では、ステークホルダーを把握するとともに官民の各主体とのパートナーシップを構築する。次に、② “Evaluate Space and Identify Issues” では、対象地現地で観察し、優れている点と要改善点を抽出し、現況空間を評価する。③ “Place Vision” では、ビジョンづくりとして、利用方法と活動の種類に配慮しながら空間レイアウトを検討する。④ “Short Term Experiments and Management” では、「気軽に/迅速に/安価に」を意識した短期間の実験を実施する。⑤ “Ongoing Reevaluation and Long Term Improvements” では、評価活動を継続的に行い、長期スパンで捉えた改善案を構築する。図中に逆向きの矢印が 2 つ描かれているが、ひとつは④短期実験で得られた成果をフィードバックし、Place Vision の修正に戻ること、もうひとつは長期スパンでの改善の実装に先駆けて、短期実験を繰り返すことを意図している。

プレイスメイキングのプロセスは計画から利用まで、換言すれば価値共創理論における生産から消費までを含むマクロ・包括的なプロセスを示している点で、S-D ロジックに近い視座に立ったものであると言える。

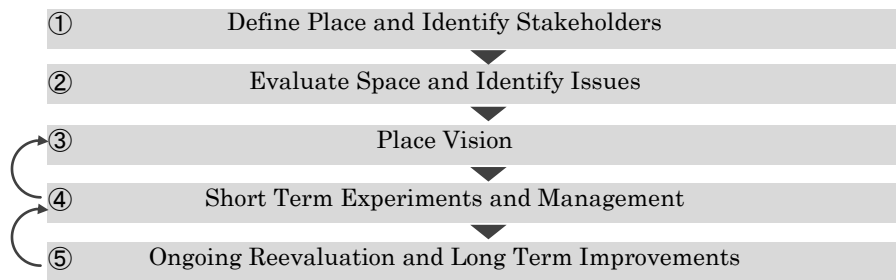


図 2-1 プレイスメイキングのプロセス  
注：Project for Public Spaces（2022）をもとに著者が編集

### （3）プレイスメイキングの評価項目

プレイスメイキングを通じて達成されるべき公共空間の評価項目に関しては、三友による研究の蓄積がある<sup>5)</sup>。ここでは、三友と同様に PPS が作成に関わった文献資料<sup>6)</sup>を参照し、マネジメントに関する評価項目について、表 4 で整理した。

1 から 10 はそれぞれ評価対象となる公共空間の状況を示しており、いずれも利用者目線での公共空間の使いやすさや魅力に言及したものであった。直接的に管理行為を指し示したものが 5 項目（1、2、5、7、9、10）、利用者行動・意識、空間の状態といった間接的に管理行為を指し示したものが 5 項目（3、4、6、8）であった。これらは、プレイスメイキングのプロセス全般を包括した成果として表出する状況項目と解釈することは可能ではあるが、一方で、いずれも管理者と利用者との直接的相互作用には言及していなかった。

### （4）まとめ

プレイスメイキングの原則からは、プレイスメイキングには S・D ロジックの観点が多く含まれていることが明らかになった。プレイスメイキングのプロセスは S・D ロジックの視座にたっていることが導かれた。プレイスメイキングを通じた公共空間の評価項目はいずれも利用者目線に立ったものであるが、プレイスメイキングのプロセス全般を包括した成果と解釈できる点で S・D ロジックとの関連性が強く、一方で S ロジックの価値共創概念である直接的相互作用に言及した項目は見受けられなかった。

表 2-4 : マネジメントに関する評価項目

項目	内容
1. Management takes responsibility for the well-being and safety of tenants and visitors once they enter the site	利用者の快適性や安全に対し責任を負っている
2. Management provides a welcoming presence outside the building	その場所のウェルカムな雰囲気を出している
3. People meet friends or take visitors to this plaza	同伴や待ち合わせなど複数単位での利用者が見られる
4. The plaza is viewed as a destination, not only as a pass-through	その場所が何らかの目的地として機能している
5. Client agencies sometimes hold events in the exterior public spaces	主催イベント（代行）を実施することがある
6. Outside groups sometimes hold events in the exterior public spaces	外部主体のイベントが実施されることがある
7. Outdoor public spaces are clean and free of litter	清潔でゴミが落ちていない
8. Visitors or tenants will pick up litter when they see it	来訪者やテナントがゴミを拾う状況が生まれている
9. Plantings and flower beds are changed seasonally and are well-maintained	植栽は季節毎に植え替えられ管理が行き届いている
10. Outdoor public spaces are in good repair	修繕対応がしっかりと維持できている

注 : U.S. General Services Administration and Project for Public Spaces  
(2007) をもとに著者が編集

#### 2-1-4 プレイスメイキングの理論的発展性

以上、プレイスメイキングは価値共創理論と親和性の高い理論であることを明らかにした。合わせて、現時点においてプレイスメイキングで確立されている理論体系は、S-D ロジックの着想に通じていると解釈される。後述の愛知県豊田市の駅前広場「新とよパーク」は、従前にはできなかったスケートボードやたき火が 2019 年以降申請手続き等不要でできるようになり私的行為の拡張性が高められたプレイスメイキングの事例である。どのようなことができる広場にするかを検討する取り組みの初期段階から地域住民や将来の潜在的利用者（スケーター）が包括的に参画しており、プレイスメイキングのプロセスの中で S-D ロジックに該当する価値共創が起これば広場における私的行為が拡張性されたと言える<sup>7)</sup>。

一方で S ロジックの観点で確立されている理論は見られなかったため、プレイスメイキングへの S ロジックの活用可能性を見出すこと、つまり公共空間利用時の管理者

と利用者との直接的相互作用のプロセスにおける理論構築にプレイスメイキングの理論的發展性がある。本研究は私的行為の拡張に主眼を置いてアクティビティマネジメントの理論構築に資する知見を得ることを志向しており、この点が本研究に求められる実務的貢献性であるといえる。

## 2-2 私的行為の拡張に対する関連概念

本節では、「私的行為の拡張」と関連性の強い公共空間利用の関連概念を概観し、本研究との関連性及び本研究の貢献性を明確化する。まず様々な利用者による様々な行為が生じる公共空間の空間概念を指し示した **Loose Space** について概観し、続いて、公共空間における市民主導の行動様式を指し示した **Guerrilla Urbanism** を概観する。

### 2-2-1 Loose Space

公共空間における私的行為の拡張が生じやすい空間概念としては、2006年に Franck<sup>9)</sup>によって提唱された **Loose Space** が挙げられる。もともと与えられていた機能や役割を果たさなくなり、空間のあり方が規定されなくなることによって、それぞれに背景の異なる利用者の内発的な目的に応じて様々に一時利用される公共空間が **Loose Space** に該当する。**Loose Space** は、人々がその場所に可能性を感じ、何らかの行為のきっかけを見出し、実際に行動を起こすことを通じて成立している。多くの公共空間が **Loose Space** としての側面の可能性を有しているが、特に低未利用地や廃墟やさびれた場所といった完成してから長い時を経た空間が **Loose Space** となる。

**Loose Space** では、偶然居合わせた一期一会の人々が共に過ごしており、規制されていない自発的な行為が予期せず表出する機会にあふれ、人々がそれぞれに有するやりたい行為が実践されるが、どのような行為が善しとされるかはその時々によって異なる。**Loose Space** が受け入れられる背景として、人々はその場所に想定されていない行為が起こることを求めており、社会的な役割を持たない匿名としてその場所で過ごすことに喜びを感じていることが指摘されている。以上より **Loose Space** では拡張的な私的行為が生じていると解釈できる。

Regan<sup>9)</sup>は、**Loose Space** は権力の周縁に存在していると捉え、資本や国家によって現代生活が抑圧的されることに抵抗する動きの表れの一つであると評している。また、Star<sup>10)</sup>は、敷地の一時的な利用であり、それが長期的あるいは短期的に空間にどのよ

うな影響を与えるか、仮設的なインスタレーションがその場所にどのような効果的な未来的計画を加えることができるのか、また、より良い明日の都市の計画や運営にどのような機会を与えることができるのかといった、Loose Space の効用に着目した研究成果を公表している。

Loose space は、あくまで空間に着目しその性質や可能性に触れられており、アクティビティマネジメントに対する言及はない。むしろ、Loose Space はマネジメントの介入を伴わない前提で成立している空間を指しており、その状況がマネジメントによって支えられうるという視点を有していない。つまり、Loose Space はマネジメントが無い状況で発現しうると考えられている。この主張は管理における無主性の高さが私的行為の拡張に資するという考え方も整合が取れる。しかし、1-2-2 で言及したとおり、単にマネジメントの強度を弱め、或いは放棄すること、つまり当該公共空間における行為を規定しないということと、私的行為の拡張を促進することは必ずしも一致しない。今後ますます民間活力の活用を含めた公共空間マネジメントの活発化が想定されるが、この前提のもと、私的行為の拡張に有用なマネジメントがありうるのか、本研究は Loose Space における私的行為の拡張とマネジメントとの関係性を検証するという点においても意義がある。

## 2-2-2 Guerrilla Urbanism

私的行為の拡張に近い公共空間への関わり方を示す概念としては、2010年に Hou<sup>11)</sup>によって提唱された Guerrilla Urbanism が該当する。生活者の視座をもって都市のあり方に関与する規範概念を指す Urbanism を Guerrilla の視点をもって捉えようとする考え方であり、自治体の政策に基づくものや事業化された都市開発による都市づくりといったマスタープランやポリシーに基づく政策遂行に基づくトップダウン型の都市づくりの対極にある Informal Urbanism のひとつに数えられる<sup>12)</sup>。Dekle<sup>13)</sup>は、Guerrilla Urbanism の定義を“citizen initiatives and informal activities”と捉えているが、Tactical Urbanism や Do-it-yourself Urbanism、Everyday Urbanism、Grassroots Urbanism など様々な言説が現れているこれらの Informal Urbanism との違いを示すならば、Guerrilla Urbanism を通じて実現されている公共空間が Insurgent であると評され、無認可で、管理者にとって予期できず、一見「好ましくない」奇襲的活動であると位置づけられている点にある<sup>12)</sup>。

Guerrilla Urbanism は、私的行為であり許可を受けておらず計画的でないという点



が強調されている点において拡張性の高い行為であると言えるが、Urbanism と称されている点を鑑みれば、都市に対する行動様式としての一定の理念や思想をその行為者や観察者に感じさせるに足る行為が該当する。具体的には、社会システムに対して自助的で反抗的な側面を伴う既存の社会システムへの抵抗や闘争であり、既存の都市計画へのオルタナティブを示し導こうとする主義に基づいている。一方で、本研究が取り扱う私的行為の自律的な拡張はそこまでを要求しない。本研究はそうした都市主義への発展の可能性を評価しつつこれらのアーバニズム概念への展開の礎となるプリミティブな市民行為を扱うとともにアーバニズムに発展せず単純な私的行為が増えて広がることを肯定する。

また、Guerrilla Urbanism では当該行為の都市にとっての重要性や都市への影響が論じられているものの、Guerrilla Urbanism が起こりやすいアクティビティマネジメントのあり方を論じるには至っていない。ここに、Guerrilla Urbanism が含有する私的行為の拡張を本研究において捉え、そのマネジメントのあり方を論じることの有用性が説明される。なお、Guerrilla Urbanism は、近年議論が活発化している Tactical Urbanism の隣接概念であるが、Tactical Urbanism が Guerrilla Urbanism や DIY Urbanism を起点とした都市政策への反映までを企図した取り組み概念である点を踏まえれば、本研究において Tactical Urbanism はその射程に含まれない。

次節では、プレイスメイキング、公共空間マネジメント、公共空間における私的行為に関する先行研究を概観し、私的行為の拡張に関する研究蓄積が見られないことを確認する。

### 2-3 先行研究の概観

本節では、本研究の独自性および学術的貢献性を説明することを目的に、本研究が取り扱うテーマに関連する先行研究を概観し、本研究の位置付けを明確化する。アクティビティを対象としたプレイスメイキング、公共空間マネジメント及び公共空間での私的行為を対象とした研究蓄積を概観し、本研究がアクティビティマネジメントにおいて私的行為の拡張に着目していることの独自性を確認する。本研究の射程と各先行領域との関係性を可視化したものが図 2-2 である。

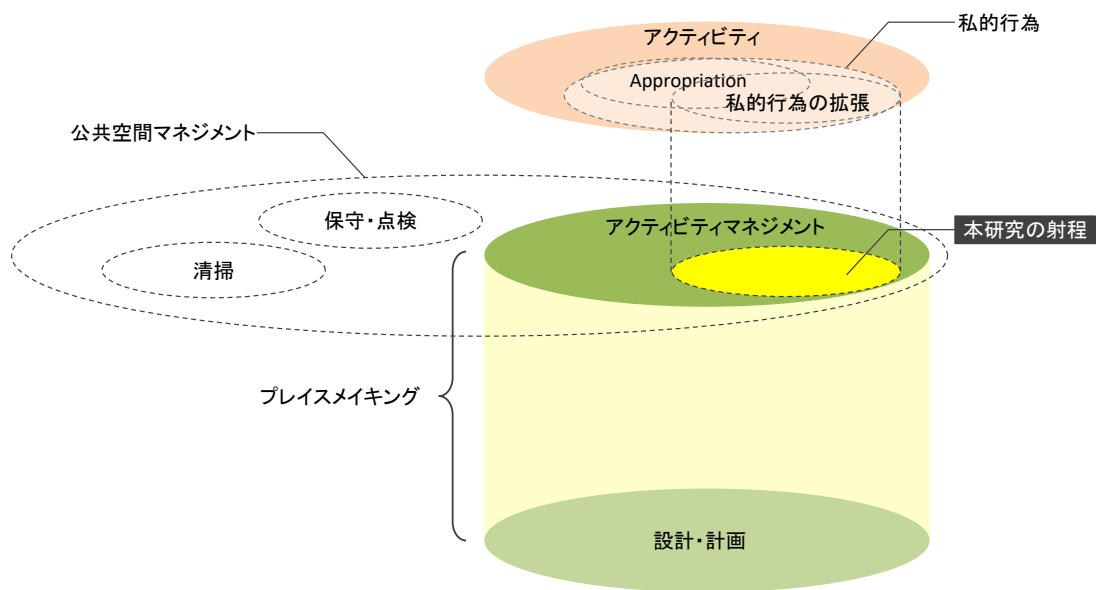


図 2-2 本研究の射程と各先行領域との関係性

### 2-3-1 プレイスメイキング

直接的かつ明示的にプレイスメイキングを対象とした研究は近年多くの蓄積がある。その一方で、それらの研究の中には私的行為の拡張を想定した研究は見られない。以下、公共空間の計画プロセスや取組の方向性に関する研究と空間づくりに着目した研究に分けて概観する。

#### (1) 公共空間の計画プロセスや取組の方向性に関する先行研究

Toolis<sup>14)</sup>は、先述の公共空間の民営化が社会的、経済的、人種的不平等の固定化に寄与する社会問題であると特定した上で、公共空間を公共利用のために取り戻すためのツールとしての「クリティカルプレイスメイキング」を立案、コミュニティの物語を変革し、より包括的で参加型の民主的なコミュニティの構築に貢献するプロセスとしてプレイスメイキングを位置付けた。国内に目を向けると、渡や三友を中心に 2000 年以降にプレイスメイキングの研究の蓄積がある。プレイスメイキングを通じてどのような場が形成されるか、その可能性を言及した研究として、三友ら<sup>15)</sup>は、プレイスメイキングを通じた中心市街地におけるサードプレイス形成の可能性について言及した。三友<sup>5)</sup>は、既往資料を総括し、プレイスメイキングを定義した。渡ら<sup>16)</sup>は、防犯の視点を踏まえてプレイスメイキングを通じて求められる場の類型を提示した。松下ら<sup>17)</sup>は、災害復興におけるプレイスメイキングのプロセスとその役割について論じた。大竹ら<sup>18)</sup>は、住民参加を前提としたプレイスメイキングを通じて、継続的な市民参画

を図ることができることを明らかにした。吉村<sup>19)</sup>は、国内におけるプレイスメイキングの取り組み事例を総括し、公共空間の利用を促進する上では日常的利用を促すことが重要であること、それによりコミュニケーションや繋がりが多様化、新たな利用の創出が期待できることを指摘した。

## (2) 空間づくりに着目した先行研究

三友ら<sup>20)</sup>は、プレイスメイキングのデザイン手法における評価項目を、実施実績を踏まえて検証した。三友<sup>21)</sup>はプレイスメイキングにおけるデザイン手法に着目し、利用者目線、マネジメント目線でデザインすること、動線を考慮してデザインすることを重視する必要があることを明らかにした。三友<sup>22)</sup>は、公共空間において能動的滞留と受動的滞留が共存しうるためのデザインのあり方を論じた。

### 2-3-2 公共空間マネジメント（プレイスメイキングを除く）

公共空間マネジメントがもたらす諸課題について論じたものとしては、アセットマネジメントに関するもの<sup>23)</sup>をはじめ多くの研究実績があるが、いずれの研究も私的行為の拡張に着目した研究には該当しない。本項では、公共空間マネジメントに関する研究を対象に、特定利用者の排除に関するもの、利用規制に関するもの、利活用促進を背景とする民間活力導入に関するものに整理して概観する。

#### (1) 特定利用者の排除に関する先行研究

##### ①ホームレスに対するもの

公共空間マネジメントの方針と行政政策との整合性を考察した研究としては、ホームレス等を排除するという政策の打ち手として公共空間マネジメントが活用され、清潔・安全な公共空間を実現することを目的に民間活力が導入されていることを指摘したものがある<sup>24)</sup>。ここでは、公共空間の安全性を確保しより社会全体としての生活水準を高めようという政策推進のために特定の集団の排除が正当化されている状況に対して疑義が示された。Mitchell<sup>25)</sup>は、こうした矛盾（公共は私人で構成されているとされながら、私人であるホームレスが排除対象となっている）が現代都市における公共空間の終焉、あるいは少なくともその政治的機能の電子空間への排除（反対運動は物理的な公共空間で行われるべき、と言う主張に対して）につながっていると指摘した。公園のスポーツ空間化と野宿者との関係性に着目した研究として、公園のスポーツ空間化が野宿者排除意向を反映した施策であり野宿者は自らの欲求に基づきスポーツ空間を自身の活動・居住場所として流用していることを明らかにしたものがあり<sup>26)</sup>、そ

ここでは公園を何等かに形で再整備する際に、管理者側の意向ではなく利用者側の意向で施設整備を進めることの重要性が指摘された。

## ②若者に対するもの

公共空間が安全とエンタメのもと均質化されることにより、特定の人々がそこから排除されていることを指摘したもの<sup>27)</sup>、若者を排除している公共空間マネジメントの現状を指摘し、猜疑心、不寛容、道徳的非難が若者の空間的世界を制限していると論じたもの<sup>28)</sup>、若者の私的行為に対するリスク管理がマネジメントの比重を占め、その結果として若者を中心とする自由な利用が制限されてきている排他的管理が正当化されてきている点を指摘したもの<sup>29)</sup>などの蓄積がある。

### (2) 利用規制に関するもの

#### ①利用者の自由の制約に関するもの

Carmona<sup>30)</sup>は、公共空間マネジメントを対象とした批判的研究を総括し、公共空間マネジメントはその過剰な強化と不足とに二極化していることを指摘した上で、私的行為が規制対象として扱われる中で、暗示的なソフトコントロールよりも監視をはじめとする明示的なハードコントロールが多くなっていることを明らかにした。別の研究では、規制によって私的行為を規定するマネジメントでは新たな禁止が追加され地域住民の利用行動が変容することを指摘し、利用者間の交流を促進する上で公共空間をサードプレイスとみなしてマネジメントすることの重要性が謳われた<sup>31)</sup>。Huang<sup>32)</sup>は、民間所有の公共空間を対象とした研究ではあるが、マネジメントが当該空間のデザインよりも利用行動に重要な役割を果たしている点を指摘した上で、空間の設備仕様が低いと私的行為に対する管理者の寛容性を減じている可能性があることを指摘した。Némethら<sup>33)</sup>は、私有地の公共空間が公有地の公共空間よりも管理が強く、行為が制限されることを明らかにしたが、民間所有であることが行政所有に比べて設備仕様が低いことと相関していることを見出した。

#### ②監視カメラに関するもの

監視カメラがどのような公園に設置されており、どう評価されているかを明らかにしたもの<sup>34)</sup>、ごみのポイ捨てに対する意向と監視カメラなどの誘発・抑制要素との相関性について明らかにしたもの<sup>35)</sup>がある。

### (3) 民間活力導入に着目した先行研究

その目的が利用促進を通じた地域魅力の向上にあるという点で、民間活力導入に着目した研究についても整理しておく。実践が先行している海外では、リスボン市内で

初めて広場の民間主体による運営が導入された経緯を分析し、地方自治の背景や、政治的な目的としての賑やかな公共空間の重要性、非国家主体との定期的なパートナーシップについて考察した研究がある<sup>36)</sup>。そのほか Leclercq ら<sup>37)</sup>等、民間活力導入そのものの是非を論じ課題を抽出した研究が蓄積されている。

### ①公園愛護会に対するもの

国内においては、前章で言及した 2003 年以降の「都市再生下の地域マネジメント活発期」への移行を踏まえた研究として、民間活力を肯定的に捉え導入推進の視座に立った研究が盛んであるが、先だって民間活力導入の中でも歴史が古く 1961 年に導入された公園愛護会に着目した研究から概観する。公園愛護会の位置づけを明らかにしたもの<sup>38)</sup>、公園愛護会によってどのような活動の拡がりがあり、地域にどのような効果を生んでいるのかを明らかにしたもの<sup>39)</sup>、愛護会活動を促進させるための要因を調査したもの<sup>40)</sup>等の蓄積がある。公園愛護会以外にも、公園マネジメントに着目した研究としては、公園マネジメントにおける公共性と収益性確保のための取り組み方針を明らかにしたもの<sup>41)</sup>、国営公園の市民参加活動が公園管理に果たした役割と今後の課題を抽出したもの<sup>42)</sup>がある。

### ②エリアマネジメントに関するもの

主要な活動内容の一つに公共空間マネジメントが位置付けられているエリアマネジメントを対象にした研究にも一定の蓄積がある。エリアマネジメントは 2000 年代以降、全国各地で積極的に導入が進められており、「地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み」と定義される。浅井<sup>43)</sup>及び山本ら<sup>44)</sup>及び伊藤ら<sup>45)</sup>は、活動主体の活動内容を整理し、活動促進のための課題を明らかにした。泉山<sup>46)</sup>は公共空間の活用実態及び制度を検証し、公共空間活用を中心としたエリアマネジメントの自律化に向けた仕組みの構築を試みた。松下ら<sup>47)</sup>や松下ら<sup>48)</sup>は、エリアマネジメント活動主体が多く取り入れている制度である都市利便増進協定の制度を評価した。

### ③住民をはじめとする地域主体によるマネジメントを対象としたもの

住民によるコミュニティガーデンの管理において、どのようにしてその活動の主体性を獲得し空間の公共性を高めていくかを明らかにしたもの<sup>49)</sup>、管理運営への地域住民の参加を促進する知見を得るべくその参加意欲に影響を与える要因を明らかにしたもの<sup>50)</sup>、住民の街路樹の維持管理への参加意欲に影響する要因を明らかにしたもの<sup>51)</sup>、低未利用地の整備を担う団体が整備後に継続して管理運営を担うための課題について

明らかにしたもの<sup>52)</sup>、地域組織による公共空間の管理運営の実態、活動の公共性担保のための工夫について明らかにしたもの<sup>53)</sup>、公共空間マネジメントの具体的な活動内容の実態を明らかにしたもの<sup>54)</sup>、住民参加による道路空間のマネジメント制度の導入可能性に着目したもの<sup>55)</sup>、まちづくり協議会の公共空間マネジメント制度の導入可能性に着目したもの<sup>56)</sup>等、多くの蓄積がある。

#### ④マネジメント主体とその手法に着目したもの

常態化している暫定的な緑地空間に着目し、その管理主体及び管理方法と空間の質・状態との関係性をあきらかにしたもの<sup>57)</sup>や、中心市街地活性化のための管理者及び管理手法のあり方について明らかにしたもの<sup>58)</sup>等がある。

### 2-3-3 公共空間での私的行為

ここまで、プレイスメイキング及び公共空間マネジメントを対象とした研究蓄積からは、私的行為の拡張に着目した研究は見られなかった。本項では公共空間における利用者の私的行為からアクティビティマネジメントに資する知見が得られうるという着想に基づき、私的行為の拡張が含まれる **Appropriation** に関するもの、ストリートカルチャーに関するもの、逸脱行動に関するもの、及びその他の私的行為に関するもの順で概観する。なお、いずれの研究もその拡張性を高めるアクティビティマネジメントのあり方に資する研究は見られない。

#### (1) Appropriation に関する先行研究

1-3-2 で整理した通り **Appropriation** は空間の流用を意味し私的行為の拡張に近い視点である。Leclercq ら<sup>59)</sup>は都市空間における **Appropriation** の発生状況を調査し、それがたとえ人々に公共空間だと認識されている民有地であっても実際の公共空間の方が **Appropriation** が起こりやすいことを明らかにした。Oostrum<sup>60)</sup>は **Urban Village** を対象に **Appropriation** の分布状況を調査し、それが地区の自己調整として適切に維持されていることを確認した上で、都市化につれ流入人口が増加し地区の自己調整機能が毀損され **Appropriation** が抑圧されていくことを指摘した。Villani ら<sup>61)</sup>は、歩行者空間化された道路に対して行政が目論む使われ方と実際の利用者行為とが一致せず **Appropriation** が生じていることを明らかにした。安藤ら<sup>62)</sup>は住民の生活地域における **Appropriation** が、住民との相互関係を持った豊かな生活空間の創出につながる可能性、利用者同士の交流、豊かな生活景の創出、維持管理課題解決といった効用が生じる可能性を指摘した。いずれも **Appropriation** を拡張という側面から捉えアク

ティビティマネジメントに資する知見を示した研究には該当しない。

## (2) ストリートカルチャーに関する先行研究

私的行為として拡張性が相対的に高いストリートカルチャーに着目し、これらの研究について整理した。総じて、その活動状況について調査したものが主であり、マネジメントの目線で研究したものは、規制対象として捉えたものに限られていた。以下にて各研究について言及する。

いずれも、ストリートカルチャーの利用実態への対応に着目し、それらの利用促進という視点においては、既にある利用ニーズをどう許容するかを論じたものである。ストリートカルチャーの促進を支援するマネジメントの参考となる知見は得られていない。一部では既実存する当該活動をどう受け入れていくかを論じるものも見受けられるが、管理を通じてそれが新たにまちに表出すべく促進することを目的とした研究は見受けられない。

### ①ストリートカルチャーの活動状況を調査したもの

坂田ら<sup>63)</sup>は、特定地域に表出する活動の種類、実施意義（コミュニケーション）、時間帯、パフォーマンスする場所の空間特性、空間的类型を観察調査、ヒアリング調査より明らかにした。三木<sup>64)</sup>も路上活動者の活動形態を観察調査しているが、合わせて社会的ネットワークを対象に警察をはじめとする利害関係者の認識をヒアリングを通じて明らかにした。車戸<sup>65)</sup>は、ストリートダンスの行為者が、その場所での活動継続のためにどのような意識（配慮）でストリートダンスをしているかを明らかにした。小林<sup>66)</sup>は、グラフィティをはじめとする「落書き」の発生携帯と特徴を客観的かつ体系的に調査し、落書きの被害を受けない空間対象の特徴を検討した。南後ら<sup>67)</sup>は、ライター達のネットワーク形成に焦点を当て、その中で集団的に構築されている当事者たちの評価基準に監視や囲い込みといった外部構造との緊張関係が影響を及ぼしていることを明らかにした。Lachmann<sup>68)</sup>は、グラフィティのキャリアステップに着目し、フィールドを共にする他のライターとの地理的および社会的な近さがキャリアアップを捉える要因となることを明らかにした。加えて、グラフィティライターは、他の作家との社会的関係から、聴衆の感覚と、グラフィティが自分に名声をもたらすという信念を獲得することを明らかにした。山越<sup>69)</sup>は、グラフィティライターが自らグラフィティを語ろうとしない傾向にあることを、都市空間に描かれるグラフィティの表出形態が様々であるなど動機やスタイルが統制されていないことが理由である点を明らかにした。Ameel<sup>70)</sup>は、パークールの行為から都市における Loose Space を捉え直し、

パルクールが結果となって都市を締め付ける（厳しくする）可能性があることを指摘した。Tintor<sup>71)</sup>は、都市空間、建造物の配置、及び自身の身体を用いて公共空間を自由に使いこなすことを通じて、公共空間を自らの目的に流用し変容させている可能性を指摘した。

## ②ストリートカルチャーを規制対象として捉えたもの

矢部<sup>72)</sup>は、公共的な都市空間におけるスケボー活動において、既存の公共空間を流用する場合と専用パーク化、流用パーク化の流れがあることを示し、それぞれに応じた管理の必要性を説いた。矢部<sup>73)</sup>は、流用パーク化のプロセスを調査し、管理者が日々の管理業務の一環として軽微な支援を行ったこと、スケーターの行動にパーク維持のための他利用者への配慮行動が自律的に生じたことを明らかにした。田中<sup>74)</sup>は、スケボーが管理者に対するスケーターの対抗・抵抗ではなく受け入れを通じた巧みな実践により社会的排除を無力化している実態を明らかにした。田中<sup>75)</sup>は、スケーターの「たまり場」が、管理者の監視・排除との日常的なスケボーの折り合いの過程で生み出されていることを明らかにした。田中<sup>76)</sup>は、スケーターとは異なる層のあくてーとの間に社会的ネットワークを構築していく営みがあることを明らかにした。他にも、社会的排除論の視点でスケボーを取り上げたもの<sup>77) 78) 79)</sup>がある。斎藤<sup>80)</sup>は、ストリートダンスがどこで行われているか（何に着目して場所を選好し、どのような空間（建築設備）が選ばれているか、空間をどのように使っているか）を調査し、それに対して管理者は原則としてダンスを認めず、専ら注意行動が行われていることを明らかにした。

### (2) 公共空間における逸脱行動に関する先行研究

私的行為の拡張は逸脱行動としてみなされる場合がある。これは、違反行為ではない場合においても、社会からそうみなされる「誤って告発された行動」が逸脱行動に含まれるためである。この点で、逸脱行動の一部には拡張性が含まれていると言える。以上の点から、公共空間における逸脱行動を論じた研究について以下で概観する。

いずれの先行研究においても、逸脱行動はそれ自体を促進するものとしてではなく、制限されるべきものとして取り扱われている。本研究では、拡張的な私的行為は逸脱行為と認定されてしまう危惧をはらみつつも、それを促進することを対象としている点で、これらの先行研究に対する独自性が認められる。一方で、逸脱行動がどのような状況で許容されるかについて考察することの重要性も先行研究を俯瞰する中で導かれた。これについては、第5章において逸脱行動とみなされないためのアクティビ



ティマネジメントのあり方を展望する。

### ①逸脱行動に対する対応方策に関するもの

北折<sup>81)</sup>は、駐輪違反に対して、標示内容よりも現地の既存の逸脱行動の有無がさらなる駐輪違反を誘発することを明らかにした。油尾ら<sup>82)</sup>は、逸脱行為抑制に対する感謝メッセージによる効果、メッセージの送り手情報の有無で違いがあることを明らかにした。雨宮ら<sup>83)</sup>は、公園での逸脱行為への住民の対応（注意など）行動には、住民間の関係性構築が重要であることを明らかにした。草刈ら<sup>84)</sup>は、行為が他者の利用を制限する場合は暗示的に行われることを明らかにした。林<sup>85)</sup>は、野宿者の野宿行為に対して地域社会が場所に応じてどのように対応してきたかを明らかにし、野宿者の十分な満足や安定が担保できないながらその空間的管理の在り方が場所に応じて、また野宿者との関係性に依りて多様化していくことを指摘した。

### ②その他

村松<sup>86)</sup>は、逸脱行為としての勝手耕作に着目し、人々の印象（好印象/悪印象）の状況を明らかにし、持続・促進に資する研究の必要性が示唆した。雨宮<sup>87)</sup>は、公園における逸脱行動の状況と、それを生じさせる公園環境要因を明らかにした。森長<sup>88)</sup>は、都市基幹公園を対象に、立地状況やそのほかの音環境が公園利用者の喧騒感にどう影響を及ぼすかを明らかにした。

### (3) その他の私的行為に関する先行研究

ここで概観する先行研究はいずれも私的行為を取り扱ってはいるものの、拡張性という側面に着目した研究には該当しておらず、アクティビティマネジメントのあり方に言及しているものではない。

### ①着座行為を対象としたもの

遠矢ら<sup>89)</sup>および服部ら<sup>90)</sup>は、座具の設置による私的行為への影響を明らかにした。森ら<sup>91)</sup>は、池に対する着座向きを対象に、小林ら<sup>92)</sup>は街路における着座向きを対象に、行為内容との関連を明らかにした。堀口ら<sup>93)</sup>は街路空間の着座装置、周辺環境、着座者意識と着座行為との関係性を明らかにした。李ら<sup>94)</sup>は、公園における着座における目的、着座中の行為、場所選択理由を明らかにした。木内ら<sup>95)</sup>は、昼食場所を決める際に着目している空間の要素・状況を明らかにした。三友ら<sup>96)</sup>は、歩行者空間化された車道において、可動椅子をどのように設置して利用するかを明らかにした。大島ら<sup>97)</sup>及び柳瀬ら<sup>98)</sup>は、高齢者を対象に着座行為の実態を調査した。

## ②利用者間の関係性に着目したもの

Richaud<sup>99)</sup>は、北京の公園での退職者の集団活動を分析し、コミュニティ性と匿名性が共存していることを明らかにした。東川ら<sup>100)</sup>は、まちなか広場を対象に、利用者間の交流が生まれるために、どのような空間が有効なのか、利用者の属性と合わせて明らかにした。山下<sup>101)</sup>は、若者にとっての居場所として公共広場がどのように機能しているのかを若者同士の人間関係性に着目から明らかにした。Backer<sup>102)</sup>は、公共空間の利用者間で民俗性・文化の差異を意識しなくなる「日常的なコスモポリズム」に着目し、それが、特定の他者との親しい間柄によって生まれる偏狭な雰囲気によって形成されることを指摘した上で、第三者に対して排他的な振る舞いを引き起こすことを明らかにした。

## ③その他

嶋田ら<sup>103)</sup>は、騒音レベルと私的行為との関係性を明らかにした。(貴之 and 美帆 2020)<sup>104)</sup>および土田ら<sup>105)</sup>および積田ら<sup>106)</sup>は、滞留中の各行為に応じて好まれる場所の性質を明らかにした。奥平ら<sup>107)</sup>は、イベント実施時の私的行為の変化の傾向を明らかにした。阿南ら<sup>108)</sup>は、連続した空間の利用状況を明らかにした。北村ら<sup>109)</sup>は、キッチンカーが利用者に与える影響を明らかにした。小林ら<sup>110)</sup>はそのオープンスペースにおける会話行動の特徴(姿勢、視点、向き等)について類型化した。

## 2-4 小結

本章では、本研究の位置づけを3つの視点から明確化することを試みた。1点目として公共空間における管理者と利用者の関係性とサービス科学におけるサービスプロバイダーと顧客の関係性とが類似関係にあることに着目し、サービス科学の価値共創理論を本研究の理論的枠組みであるプレイスメイキングに照合した。その結果、公共空間利用時の管理者と利用者との直接的相互作用のプロセスにおける理論構築にプレイスメイキングの理論的発展性があることを導出し、本研究の実務的貢献性を明らかにした。2点目として、「私的行為の拡張」と関連性の強い公共空間の関連概念として空間概念である Loose Space と規範概念である Guerrilla Urbanism を概観し、それぞれが指す空間・規範を実現するためのマネジメントのあり方を示すことの有用性を明らかにした。3点目として本研究が取り扱うテーマに関連する先行研究として、プレイスメイキング、公共空間マネジメント、公共空間における私的行為に関する研

究蓄積を概観し、本研究がアクティビティマネジメントにおいて私的行為の拡張に着目していることの独自性を確認し、本研究の学術的貢献性を明らかにした。

本研究の学術的貢献性としては、私的行為の拡張を規制対象や排除対象としてではなく支援する対象としたマネジメントのあり方を論じている点が挙げられる。これは同時に、第二章で概観した既存する関連概念である Loose Space と Guerrilla Urbanism が指す空間・規範を実現するためのマネジメントのあり方を示すこととも言える。本研究の実務的貢献性としては、サービス科学の価値共創理論を本研究の理論的枠組みであるプレイスメイキングと照合し公共空間の管理者と利用者との直接的相互作用における理論構築に実務を通じて形成されてきたプレイスメイキングの理論的発展性があることを導出し、更なる上で私的行為の拡張に着目し、マネジメント視点に基づくプレイスメイキングの理論構築への寄与を試みている点が挙げられる。

## 参考文献

- 1) 大藪亮 (2019), サービス視点のマーケティング研究：サービス・ドミナント・ロジックとサービス・ロジック, 経営とデータサイエンス, 1, 1-18.
- 2) 村松潤一 (2016), サービス概念の再考と新たなマーケティング論理, 社会情報研究, Vol.15, 53-63.
- 3) Project for Public Spaces (n.d.). *What is Placemaking?*, <https://www.pps.org/article/what-is-placemaking>. (閲覧日：2023年1月26日)
- 4) Project for Public Spaces (2022). *Placemaking: What if we built our cities around places?*, Project for Public Spaces.
- 5) 三友奈々 (2015), プレイスメイキングの定義・原則と場の評価項目に関する考察 プロジェクトフォー・パブリックスペースによる原則と指針を通して, 日本デザイン学会 第62回研究発表大会, Vol.62, 33.
- 6) U.S. General Services Administration and Project for Public Spaces (2007), *Achieving great federal public spaces a property manager's Guide*, U.S. General Services Administration.
- 7) 園田聡(2019), プレイスメイキング:アクティビティ・ファーストの都市デザイン, 学芸出版社, 167-229.
- 8) Franck, K. A. and Stevens, Q.(2006), *Loose space: Possibility and diversity in urban life*, Routledge.
- 9) Regan, K.(2010), Loose space: Possibility and diversity in urban life - edited by Franck K. A. and Stevens, Q., *New Zealand geographer*, 66 (2), 174-76.
- 10) Star, S.(2021), the loose space:new methodology for thriving urban life, *Eurasian Journal of Science and Engineering*,7(1), 84-96..
- 11) Hou, J.(2010), *Insurgent Public Space: Guerrilla Urbanism and the Remaking of Contemporary Cities*, Routledge.
- 12) Hou, J.(2020), Guerrilla urbanism: Urban design and the practices of resistance,

- Urban Design International*, 25 (2), 117-25.
- 13) Dekle, M.(2012), Book Review: Insurgent public space: Guerrilla urbanism and the remaking of contemporary cities, *Carolina Planning Journal*, 37, 66-66.
  - 14) Toolis, E. E.(2017), Theorizing critical placemaking as a tool for reclaiming public space, *American journal of community psychology*, 59 (1-2), 184-99.
  - 15) 三友奈々, 渡和由 (2009), 中心市街地における「プレイスメイキング」の試行, 日本デザイン学会研究発表大会概要集, 56, 240-241.
  - 16) 渡和由. and 三友奈々(2018), 防犯的な視点から見たプレイスメイキング概念に関する考察, 日本デザイン学会研究発表大会概要集, 65, 46-47.
  - 17) 松下朋子, 近藤民代, ゲゼールイエガネ, マリリズ, マイヤーミシェル, ニューマンゲイレン (2023), 復興期におけるプレイスメイキングの役割とそのプロセスについて, 都市計画報告集, 21 (4), 569-575.
  - 18) 大竹英理耶, 山中敏正(2021), 「場づくり」を軸にした官学民連携の継続性あるまちづくりプロセス, 日本デザイン学会研究発表大会概要集, 68, 192.
  - 19) 吉村輝彦(2018), 公共的空間の日常に根ざした利活用による地域づくりの推進～東海市太田川駅前広場における「まちなかピクニック」の実験的な取り組みから～, 日本福祉大学経済論集, 57, 23-58
  - 20) 三友奈々 and 渡和由(2010), プレイスメイキングにおける「利用されるデザイン」に関する考察, 日本デザイン学会研究発表大会概要集, 57, 303-304.
  - 21) 三友奈々(2012), プレイスメイキング概念における デザイン手法に関する考察, 芸術工学会誌, 61, 25-32.
  - 22) 三友奈々(2013), プレイスメイキングから見た公共的空間の滞留に関する考察, 芸術工学会誌, 62, 55-62.
  - 23) Duivenvoorden, E., Hartmann, T., Brinkhuijsen, M., and Hesselmanns, T.(2021), Managing public space: A blind spot of urban planning and design, *Cities*, 109, 103032.
  - 24) Atkinson, R.(2003), Domestication by cappuccino or a revenge on urban space? control and empowerment in the management of public spaces, *Urban studies*, 40(9), 1829-1843.
  - 25) Mitchell, D.(1995), The end of public space?people's park, definitions of the public, and democracy, *Annals of the Association of American Geographers. Association of American Geographers*, 85(1), 108-133.
  - 26) 山崎貴史(2013), 公園のスポーツ空間化と野宿者の排除, スポーツ社会学研究, 21 (1), 85-100.
  - 27) Melik, R. V., Aalst, I. V., and Weesep, J. V.(2007), Fear and fantasy in the public domain:The development of secured and themed urban space, *Journal of Urban Design*, 12(1), 25-42.
  - 28) Malone, K.(2002), Street life:Youth, culture and competing uses of public space,” *Environment and urbanization*, 14(2), 157-168.
  - 29) Crane, P. and Dee, M.(2001), Young people, public space & NEW URBANISM, *Youth Studies Australia*, 20(1), 11.
  - 30) Carmona, M.(2010), Contemporary public space:Critique and classification, part one:Critique, *Journal of Urban Design*, 15(1), 123-148.
  - 31) Purnell, D.(2019), Public parks:Third places or places eliciting moral panic?, *Qualitative inquiry:QI*, 25(6), 531-534.
  - 32) Huang, T.(2014), Is the public invited? design, management and use of privately owned public spaces in New York City, *New Jersey Institute of*

*Technology*, Ph.D. thesis.

- 33) Németh, J. and Schmidt, S.(2011), The privatization of public space: Modeling and measuring publicness, *Environment and planning. B, Planning & design*, 38 (1), 5-23.
- 34) 雨宮護, 島田貴仁, 高木大資(2011), 千葉県市川市における都市公園へのネットワーク型街頭防犯カメラの設置例と市民の態度, *ランドスケープ研究*, 74(5), 783-788.
- 35) 中俣友子, 阿部恒之(2016), ゴミのポイ捨てに対する監視カメラ・先行ゴミ・景観・看板の効果, *心理学研究*, 87(3), 219-228.
- 36) Gomes, P.(2020), The birth of public space privatization: How entrepreneurialism, convivial urbanism and stakeholder interactions made the Martim Moniz square, in Lisbon, 'privatization-ready,' *European urban and regional studies*, 27(1), 86-100.
- 37) Leclercq, E., Pojani, D., and Bueren, E. V.(2020), Is public space privatization always bad for the public? Mixed evidence from the United Kingdom, *Cities*, 100, 102649.
- 38) 金子忠一, 内山正雄(1982), 都市公園の管理体制についての研究, *造園雑誌*, 46 (5), 99-104.
- 39) 遠藤耕平, 横田行, 室田昌子(2013), 公園愛護会の活動と他団体との連携及び役割に関する研究, *都市計画報告集*, 11 (4), 176-179.
- 40) 堅田圭, 武藤嵩弥, 室田昌子(2014), 街区公園における公園愛護会の運営状態と促進条件に関する研究, *都市計画報告集*, 12 (4), 130-133.
- 41) 朴炳昊, 飯田晶子, 横張真(2017), 都市公園の運営における官民連携事業の公共性及び収益性に関する研究, *都市計画報告集*, 16 (2), 182-187.
- 42) 平松玲治(2011), 国営公園における市民参加活動の導入と展開に関する研究, *ランドスケープ研究*, 74 (5), 565-570.
- 43) 浅井孝彦, 森田佳綱, 内海麻利, 小林重敬, 南珍 (2002), 大都市都心部におけるエリアマネジメントの実態に関する研究, *都市計画論文集*, 37, 601-606.
- 44) 山本晴菜, 中野茂夫(2021), 都市再生推進法人の活動内容と運営状況からみるエリアマネジメントの実態, *都市計画報告集*, 20 (1), 43-47.
- 45) 伊藤孝紀, 大矢知良, 三宅航平(2016), 都市再生推進法人によるエリアマネジメントの実態, *日本建築学会計画系論文集*, 81 (730), 2701-2711.
- 46) 泉山墨威 (2016), 公共空間活用を中心としたエリアマネジメントに関する研究 -ビジネスモデルと検討プロセスの視覚化分析による考察, 明治大学大学院理工学研究科博士論文
- 47) 松下佳広, 泉山墨威, 小泉秀樹(2018), 公民連携による公共空間の維持管理及び利活用手法としての都市利便増進協定に関する研究, *都市計画論文集*, 53 (3), 732-739.
- 48) 松下佳広, 泉山墨威, 小泉秀樹(2019), 都市利便増進協定を活用した、公民連携による公共空間マネジメントの可能性と課題に関する研究, *都市計画論文集*, 54 (3), 441-448.
- 49) 秋田典子, 高村学人, 宗野隆俊(2015), コミュニティの主体性が発揮される公共空間の生成プロセスの解明, *住総研研究論文集*, 41, 205-216.
- 50) 山口純, 武田史朗(2018), 京都市「コミュニティひろば」に対する管理運営主体及び地域住民の認識に関する研究, *ランドスケープ研究*, 81 (5), 507-512.
- 51) 川口将武, 赤澤宏樹, 武田重昭, 加我宏之(2018), 沿道住民の街路樹の維持管理への参加意欲に影響する要因の構造, *環境情報科学論文集*, 32, 197-202.
- 52) 尹莊植 (2020), 低未利用地における地域主体の持続的な利活用及び活動の可能性に

- 関する研究, 都市計画論文集, 55 (3), 295-302.
- 53) 杉田早苗, 土井良浩(2012), 地域組織による公共空間の管理運営に関する基礎的研究, 都市計画論文集, 47 (3), 469-474.
- 54) 梅田絵里子, 澤木昌典, 柴田祐(2009), 近畿圏大都市都心部における事業者主体の地域組織による空間マネジメントに関する研究, 都市計画論文集, 44 (3), 157-162.
- 55) 中西豊, 野原卓(2022), 地元組織が主体的に参画する道路空間マネジメントプログラムの導入可能性に関する研究, 都市計画報告集, 21 (1), 43-46.
- 56) 坂崎恭平, 高見沢実, 野原卓(2016), 都市空間マネジメント手法としての横浜市「街づくり協議」に関する研究, 都市計画報告集, 15 (1), 29-32.
- 57) 大谷悠, 岡部明子(2019), 暫定的な緑地空間は地区にとってどのような存在になりうるのか, 都市計画論文集, 54 (3), 1359-1364.
- 58) 園田聡, 野澤康, 倉田直道(2015), 中心市街地活性化拠点施設の整備・運営に関する研究, 日本建築学会技術報告集, 21(48), 795-798.
- 59) Leclercq, E. and Pojani, D.(2023), Public space privatisation: Are users concerned?, *Journal of Urbanism: International Research on Placemaking and Urban Sustainability*, 16(1), 1-18.
- 60) Oostrum, M. V.(2022), Appropriating public space: Transformations of public life and loose parts in urban villages, *Journal of Urbanism: International Research on Placemaking and Urban Sustainability*, 15(1), 84-105.
- 61) Villani, C. and Talamini, G.(2021), Pedestrianised streets in the global neoliberal city: A battleground between hegemonic strategies of commodification and informal tactics of commoning, *Cities*, 108, 102983.
- 62) 安藤理紗, 福島秀哉(2018), 現代公共空間の私的利用にみる生活空間の共用に関する地域特性の継承: 浦安市元町地区を対象として, 実践政策学, 4 (2), 223-234.
- 63) 阪田弘一, 柏原土郎, 吉村英祐, 横田隆司(2001), 繁華街におけるストリート・パフォーマンスの実態とその発生場所の空間特性: コミュニケーションを誘発する都市空間に関する研究, 日本建築学会計画系論文集, 66 (541), 123-130.
- 64) 三木和美(2006), 大阪キタにおける路上活動者とその社会的ネットワーク—梅田新歩道橋界限を中心として—, 人文地理, 58 (5), 489-503.
- 65) 車戸高介, 後藤春彦, 馬場健誠 (2015), 首都圏におけるストリートダンスの活動場所と配慮行動の実態-損保ジャパンビルを中心として活動するストリートダンサーに着目して, 都市計画論文集, 50 (3), 650-655.
- 66) 小林茂雄(2002), 都市の街路に描かれる落書きの分布と特徴: 渋谷駅周辺の建物シャッターに対する落書き被害から, 日本建築学会計画系論文集, 67 (560), 59-64.
- 67) 南後由和, 飯田豊(2005), 首都圏におけるグラフィティ文化の諸相, 日本都市社会学会年報, 2005 (23), 109-124.
- 68) Lachmann, R.(1988), Graffiti as career and ideology, *The American journal of sociology*, 94(2), 229-250.
- 69) 山越英嗣(2011), グラフィティの《語りにくさ》: 日本のグラフィティ・コミュニティを形成する価値観の構造, 生活学論叢, 18, 33-42.
- 70) Ameel, L.and Tani, S.(2012), Parkour: creating loose spaces?, *Geografiska annaler. Series B, Human geography*, 94(1), 17-30.
- 71) Tintor, D.(2015), “パルクールと公共空間の認識変容,” 年報カルチュラルスタディーズ, 3, 257-266.
- 72) 矢部恒彦(2009), 東京都の公園におけるスケボー場所の調査研究, 日本建築学会計画系論文集, 74 (635), 185-192.

- 73) 矢部恒彦(2012), スケーター達による公園広場の流用パーク化に関する事例的研究, 日本建築学会計画系論文集, 77 (672), 409-417.
- 74) 田中研之輔(2003), 都市空間と若者の「族」文化, スポーツ社会学研究, 11, 46-61,150.
- 75) 田中研之輔(2004a), 都市空間の管理と路地裏の身体文化, 日本都市社会学会年報, 2004 (22), 155-171
- 76) 田中研之輔(2004b), 「若者広場」設置活動にみる都市下位文化の新たな動向,” 年報社会学論集, 2004 (17), 120-131.
- 77) 田中研之輔(2007), 若者下位文化と社会的排除, スポーツ社会学研究, 15, 71-85.
- 78) 鳴尾菜樹(2008), 姫路市におけるスケートボード広場の形成過程：若者が体験した「都市の政治」, 地理科学, 63 (2), 66-79.
- 79) 松本優希(2019), 公共空間における社会的排除とライフスタイルスポーツ, 人文地理学会大会 研究発表要旨, 2019, 48-49.
- 80) 斎藤直人, 十代田朗, 津々見崇(2006), 都市空間におけるストリートダンスの実態, 都市計画論文集, 41(3), 457-462.
- 81) 北折 充隆, 吉田 俊和 (2020), 違反抑止メッセージが社会規範からの逸脱行動に及ぼす影響. — 大学構内の駐輪違反に関するフィールド実験 —, 実験社会心理学研究, 40 (1), 28-37.
- 82) 油尾聡子, 吉田俊和(2012), 送り手との互惠性規範の形成による社会的迷惑行為の抑制効果：情報源の明確な感謝メッセージに着目して, 社会心理学研究, 28 (1), 32-40.
- 83) 雨宮護, 島田貴仁, 菊池城治, 原田豊(2010), 公園における問題対応行動への意図と近隣住民への信頼感との関係, ランドスケープ研究, 73 (5), 481-484.
- 84) 草刈大, 森傑(2009), 行動セッティングからみたパブリックスペースにおける利用制限サインの考察(第16回大会発表論文), 人間・環境学会誌, 12 (2), 34.
- 85) 林真人 (2005), 都市空間に住みこむ野宿者, 年報社会学論集, 2005 (18), 181-192.
- 86) 村松賢, 別所あかね, 山崎嵩拓, 飯田晶子, 横張真(2020), 福祉的観点にもとづく逸脱行為としての河川敷での勝手耕作の実態解明, 都市計画論文集, 55 (3), 721-728.
- 87) 雨宮護, 横張真(2006), 都市部に立地する公園における逸脱行為の実態と行為発生予測モデルの構築, 都市計画論文集, 41(3), 863-68.
- 88) 森長誠, 青野正二, 桑野園子(2005), 都市基幹公園における利用者の喧騒感に関する研究, 騒音制御, 29 (4), 292-302.
- 89) 遠矢晃穂, 嘉名光市, 蕭閔偉 (2019), 公共空間における利用者アクティビティの通年変化に関する研究, 都市計画論文集, 54 (3), 375-382.
- 90) 服部美樹, 松尾薫, 武田重昭, 加我宏之(2020), 都市広場における着座設備の導入が滞留者の交流行動に与える影響, 日本都市計画学会関西支部研究発表会講演概要集, 18, 5-8.
- 91) 森一彦, 西脇智子(2004), 池のある公園におけるベンチの使われ方に関する研究：着座向きと行為内容の関連, 日本建築学会計画系論文集, 69 (585), 71-77.
- 92) 小林茂雄, 勝又亮(2007), 街路におけるベンチの向きが着座者の行為に与える影響, 日本建築学会計画系論文集, 72 (621), 69-75.
- 93) 堀口沙記子, 杉田早苗, 土肥真人(2001), 着座装置と着座者の選好からみた街路空間における着座行為に関する研究, 都市計画論文集, 36, 763-768.
- 94) 李静雅, 大井尚行 (2017), 公園における着座に関する調査—福岡市警固公園と天神中央公園を例として—, 人間・環境学会誌, 20 (1), 21.

- 95) 木内洸雲, 橋本都子(2014), 居場所の選択とその「きっかけ」に関する研究: 都市のパブリックスペースにおける行動観察および実験から, *人間・環境学会誌*, 16 (2), 1-10.
- 96) 三友奈々, 岸井隆幸(2016), 道路空間の車道部における歩行者の滞留に関する考察, *都市計画論文集*, 51 (3), 1234-1240.
- 97) 大島秀明, 天野克也, 浅沼由紀, 谷口汎邦(2003), 高齢者の外出行動と座りスペース利用に関する研究: 品川区の場合, *日本建築学会計画系論文集*, 68 (563), 171-77.
- 98) 柳瀬亮太 and 服部真依(2006), “高齢者の外出行動と屋外での座りスペースに関する研究: 長野県長野市の場合,” *日本建築学会計画系論文集*, 71 (603), 17-22.
- 99) Richaud, L.(2018), Between ‘face’ and ‘faceless’ relationships in China’s public places: Ludic encounters and activity-oriented friendships among middle- and old-aged urbanites in Beijing public parks, *Urban studies* , 55(3), 570-588.
- 100) 東川祐樹, 松村暢彦, 片岡由香(2018), まちなか広場における交流行動者間構造に関する研究, *都市計画論文集*, 53 (3), 349-356.
- 101) 市川和子(2009), 水戸駅という若者の居場所, *人文地理*, 61 (2), 126-138.
- 102) Backer, M. D. (2021), ‘Being different together’ in public space: Young people, everyday cosmopolitanism and parochial atmospheres, *Social & Cultural Geography*, 22 (4), 480-500.
- 103) 嶋田圭佑, 田中一成, 吉川眞(2008), 外部空間における内部性とアメニティ, *日本都市計画学会関西支部研究発表会講演概要集*, 6, 89-92.
- 104) 菱川貴之, 井料美帆(2020), 街路における歩行者の滞留地点選択に関する研究, *土木学会論文集 D3 (土木計画学)* , 75 (6), I\_433-I\_443.
- 105) 土田寛, 積田洋(2005), 休憩および待ち合わせ行為に関する嗜好空間の分析: 都市のパブリックスペースの研究(その2), *日本建築学会計画系論文集*, 70 (596), 59-66.
- 106) 積田洋, 土田寛(2005), 休憩行為に関する嗜好空間の分析: 都市のパブリックスペースの研究(その1), *日本建築学会計画系論文集*, 70 (591), 87-94.
- 107) 奥平純子, 郭東潤, 馮瑤, 斎藤伊久太郎, and 北原理雄(2008), 仮設環境による公共空間のアクティビティ生成に関する研究, *日本建築学会計画系論文集*, 73 (623), 161-167.
- 108) 阿南陸, 星野裕司(2020), 連続した外部空間における周回観察調査を用いた利用者行動分析, *都市計画論文集*, 55 (3), 1394-1401.
- 109) 北村夏基, 松本邦彦, 澤木昌典(2023), 商業地域に立地する都市公園へのキッチンカーの出店が公園利用に与える影響, *ランドスケープ研究*, 86 (5), 499-504.
- 110) 小林茂雄, 吉崎圭介(2003), 昼夜のオープンテラスでとられる会話行動の属性別特徴: 夏期の新宿アイランドパティオを対象にしたケーススタディ, *日本建築学会環境系論文集*, 68 (571), 69-74.



## 第3章 私的行為の拡張における自律性の効用

### 3-1 背景

#### 3-1-1 公園緑地行政における私的行為の自律的な拡張の重要性

公共空間の利活用が盛んに謳われている中、公園に対しても公園緑地行政が量的整備から新たなステージに移行していることが国から示されており、「都市公園をより一層柔軟に使いこなす」必要性が指摘され、利活用の機運が高まっている<sup>1)</sup>。

その一方で、公園においてボール遊びや火気使用、大声などに対する禁止措置が増え、公園利用にかかる市民の私的行為は制約されている<sup>2)</sup>。禁止がいきすぎ、「怒られるかもしれない」「ルールを侵しているかもしれない」という意識が市民に定着すると、私的行為の面での前向きな公園利用の意思は萎縮してしまう。

本来、都市公園法では個人の私的行為は他者の行為を妨げない限りにおいて制約されていない<sup>3)</sup>。「公園はかく使用すべし」という考え方に縛られることなく、市民のあらゆる生活行為がのびのびと公園に表出する状況づくりを推進する必要がある。武田<sup>4)</sup>は、公園緑地でそれぞれの生活を思い思いに楽しむ様子が出発することを都市生活の価値であると述べている。笹尾<sup>5)</sup>は「私的に自由にまちを使う」という切り口から私的行為の拡張性に着目し、私的行為の拡張性を高めることが、その地域らしさを形成し地域の持続性を高めると指摘している。市民が公園でふと何かやりたいと思ったときに気軽にやってみることができる、つまり拡張的に私的行為に及ぶことが、より一層の公園の使いこなし・居心地の良さにつながる。

青木<sup>6)</sup>は、利用者による空間への関わり方の違いを「原っぱ」と「遊園地」に例え、使い手自らの求めるように空間を使うことができる原っぱの重要性を説いた。逆に遊園地のように「いたれりつくせり」であることが空間を創造的に使う力を削ぎ取ってしまうことを指摘した。この原っぱの概念はまさに「使いこなし」を前提とした公園のあり方に通じる。公園利用における私的行為の拡張においても、管理者がその行為を指定したり用意したりするのではなく、利用者が自律的であることが重要であることが示されている。

#### 3-1-2 企画実践型ワークショップの萌芽

設置後 30 年以上となる都市公園が、2028 年には全国の 6 割に達すると言われてい

る 8)。それらの公園では、機能低下や施設老朽化が進んでおり、再整備に向けた取り組みが急務となっている。

公園再整備の検討を進める際に、その使い手である市民の意見・ニーズを計画に取り入れ将来の利用促進を図るべく、多くの自治体が公園づくりのワークショップを開催している。ただ、参加者から公園の使い手の当事者として「どう使いたいか」というニーズを引き出し実現させたいにもかかわらず、参加者が自らを計画者の立場に置いて「どう使わせるべきか」を議論し、実際の参加者本人のニーズとは異なる意見が出されてしまうと、使い手としての意見・ニーズの把握や公園利用の動機付けが叶わず計画者の企図に対して十分な成果が得られない場合がある。北原<sup>8)</sup>は、ワークショップの参加者にとって大切なのは、使い手としての当事者的視座に立脚することであると指摘している。

こうした状況を背景に、近年では住民の使い手としてのニーズをくみ取ろうと、公園の使い方を参加者自ら検討し、更にそこで挙げた使い方を具体的に計画し実際に公園現地を利用するワークショップ（以下、企画実践型ワークショップとする）が実施されるケースが現れてきている。例えば、岐阜県各務原市では公園でやりたいことを具体化するワークショップ「パークリノベミーティング」が開催され、2021年11月27日には「市民公園の未来の小さな風景づくり」と称して各務原市民公園現地でワークショップ参加者の考えた公園利用のアイデアがワークショップ参加者自らによって実践された<sup>9)</sup>。

## 3-2 研究の目的と方法

### 3-2-1 研究の目的

以上の背景を踏まえ、本研究は公園利用の自律性に着目し、公園再整備に向けた企画実践型ワークショップにおける拡張的な私的行為によって得られる行為者にとっての公園利用の価値、公園再整備に資する知見を明らかにする。その上で、それらの効用を高めるために自律性のどのような点に着目すべきかを提案することを本研究の目的とする。

### 3-2-2 研究の対象と方法

#### (1) 研究の対象

本研究では企画実践型ワークショップの中でも公園における拡張的な私的行為の実践をテーマにしており、再整備を推進する自治体担当者及び著者がワークショップ当日に立ち会い、観察・記録することができた大阪府富田林市金剛中央公園でのワークショップ「公園でこんなことできるなんて！デー」をケーススタディとして取り上げる。当該公園は富田林市役所産業まちづくり部金剛地区再生室（以下、金剛地区再生室とする）が取り組む金剛地区の再生に向けた再整備対象施設に位置付けられている。

参加者や整備担当者の調査分析が可能な企画実践型ワークショップを対象とした研究に取り組むことを通じて、道路や河川など他の公共空間においても有用な知見が得られることが期待される。

#### (2) 研究の方法

本研究の方法としてはワークショップ参加者へのアンケート調査及びワークショップ実施主体へのヒアリング調査の分析によって行う。アンケート調査の分析においては、同公園にて別途実施された社会実験の参加者へのアンケート調査と比較し、自律性の違いによる効用を導出する。当該ワークショップは後述の金剛地区魅力向上拠点の主催事業であるが、その設置主体でありワークショップを監督した金剛地区再生室を実施主体として取り扱う。ワークショップには著者も協力者として参画しアンケート調査結果の資料提供を受けた。

なお、本研究においてはその場所で行うことが本人にとって不慣れに感じられるとき、その行為が拡張的であると位置づけた。

### 3-2-3 先行研究に対する本研究の位置づけ

公園づくりのワークショップが関連する先行研究としては、公園整備における住民施工の実態と可能性を明らかにした石川ら<sup>10)</sup>や住民参加を通じた公園整備の実態を整理した角道ら<sup>11)</sup>など多くの蓄積がある。中でもワークショップのあり方を論じた研究としては、ワークショップにおける専門家の参加のあり方に焦点を当てた澤田ら<sup>12)</sup>をはじめ、公園づくりの計画から施工までの長期的な一連のプロセスを取り込んだワークショップを対象とした古賀ら<sup>13)</sup>、ワークショップでの発話に焦点を当て、発話が促進される条件と効用を明らかにした坂本ら<sup>14)</sup>など多様な蓄積がある。

以上はいずれも公園づくりに関するワークショップを研究対象としているが、公園

現地での実践に関する言及はない。植村ら<sup>15)</sup>が対象としたワークショップは体験型として位置づけられているが、ワークショップの実施場所を公園に設定しているものであり、行為の実践をワークショップに取り入れたものではない。

上記の既往研究に対して、本研究では、公園で拡張的な私的行為を行うという企画実践型ワークショップを対象に、その価値を取り扱うことに新規性がある。

### 3-3 調査対象地

#### 3-3-1 金剛地区の概要

当該公園のある金剛地区は富田林市の西部にあり、1967年まちびらき当時の計画人口は31,000人、2021年3月時点の人口は15,929人、8,327世帯が暮らすニュータウンである。

当該地区はオールドタウン化が進み、高齢者世帯の生活維持の困難さの深刻化、公共施設や住宅の老朽化、土地利用ニーズとの乖離が課題となっている。2021年1月には「地区の課題対応」「世代間交流」「暮らしの安心安全」「地区の魅力発信」を担う金剛地区魅力向上拠点富田林市とUR都市機構により設置された。2021年3月には「金剛地区の各施設・エリアの再整備のあり方検討整理報告書」<sup>16)</sup>（以下、報告書とする）がまとめられ、金剛中央公園を含む地区内の主要施設の再整備のあり方が示された。

#### 3-3-2 金剛中央公園について

##### (1) 概要と課題

金剛地区の中央部に位置し、面積は約27,991㎡、公園部、野球場、体育館、テニスコート、屋外プール、駐車場から構成される近隣公園である（図3-1）。

傾斜地形にあるため階段を使う必要のある公園進入口が多く、公園内も斜面が多いことが課題に挙げられる。2020年10月に実施された住民アンケート調査<sup>16)</sup>では、地区住民の約9割が当該公園の利用頻度について「年数回程度」あるいは「利用していない」と回答している。満足度では6割以上が「わからない」あるいは「どちらでもない」と回答している。

## **(2) 再整備の検討状況**

課題整理や地区住民・活動団体の意向調査、整備イメージ案や利活用プラン案が報告書に取りまとめられており、2021年10月に当該公園を含む「金剛地区施設等再整備基本構想（骨子案）」<sup>17</sup>が公開されている。

### **3-4 ワークショップの実施概要**

当該公園がより日常に使われる状況を実現すべく、その機運を高めること、当該公園での利用者の私的行為の利用動態とニーズを収集すること、および利用促進における可能性・課題を抽出することを目的とした企画実践型ワークショップ「公園でこんなことできるなんて！デー」が2021年6月27日（日）と7月3日（土）の2日間、10時～12時で実施された。参加者は1日目が18名、2日目が16名、両日とも参加者は13名であった。

#### **3-4-1 ワークショップ1日目について**

1日目はオンライン併用の座学形式で、公園利活用に関する話題提供・公園現地踏査を経て2日目に何をするかを参加者が個々に考えた。具体的には、まず参加者自身が個人的に好きな行為の中で、公園でやったことのないものを思いっただけ書き出し、それらのうち公園内での行為として許可が必要な行為・禁止されている行為を除外した。そうして残された行為は拡張的な私的行為と位置付けられる。その上で、参加者それぞれの拡張的な私的行為を念頭に公園を見学し、見えそうな場所を探索した。その後でワークショップ2日目に何をするか自ら選択し、公園内のどこでどのようにして過ごすかをそれぞれが計画した。行為の内容は可能な限り公園で実践したことがない拡張的なものを選んだ。なお、以上の流れに示されるように、参加者は特異な私的行為を恣意的に選択しているわけではない。

#### **3-4-2 ワークショップ2日目について**

2日目は実践形式として参加者それぞれが金剛中央公園で私的行為を実践して過ごした。アンケート調査において有効回答が得られた13名の実施した私的行為の一覧を写真3-1に示すが、計画どおりに実践できなかった参加者もいた（談笑・散策）。それぞれの行為の右側には、それを公園でやる頻度を示しており、全員が「初めて」

「年に数回以下」のどちらかであり参加者全員にとって不慣れであったと言えることから、実践した私的行為は拡張的であったといえる。それぞれの行為の実施場所は図-1に示すとおりである。公園現地では専用のワークショップ実施区域を区画せず、ワークショップ参加者以外の公園利用者が実践場所の周辺に立ち入る状況の中で実施した。また、2つのグループに分けて前後半で見学の時間を設け、実施主体が引率する形式で実践中の各行為を見て回った。実践中の心境をワークショップではない平常時の状況に近づけるべく、参加者間の行為への参加は禁止とした。



写真 3-1 参加者の拡張的な私的行為一覧 (ワークショップ実施主体より提供)

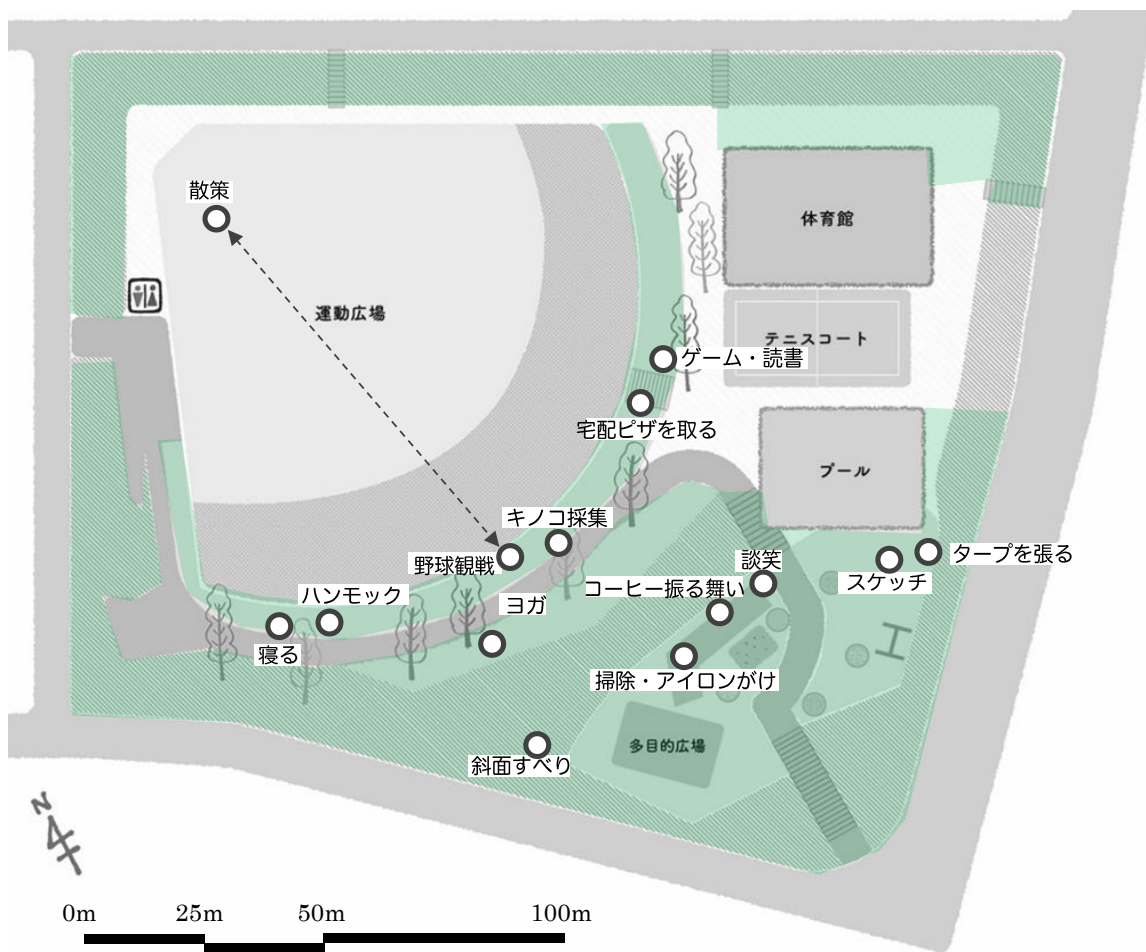


図 3-1 金剛中央公園配置図及び私的行為の実施場所

### 3-5 アンケート調査結果と考察

ワークショップ 2 日目に、参加者に対して以下 2 種類のアンケート調査を実施した。

- ア. 拡張的な私的行為の実践を通じて感じたこと
- イ. 拡張的な私的行為の観察を通じて感じたこと

これらのうち、本研究はアを分析対象とするものである。アについては、ワークショップを通じてどのような心持ちで拡張的な私的行為に臨み、行為中に何を感じ、行為を経てどのような意識変化がワークショップ参加者に現れたかを抽出し、拡張的な私的行為の価値を導くべく、行為開始時点の心境、行為中に感じた効用、行為終了後の意識変化について設問した。13 名から有効回答を得た。

なお、ワークショップは社会実験に比べて実施主体と参加者との会話が密になる傾向が高いことを鑑み、その進行においてはアンケートの回答に関わる内容の情報提供

は避けるなど必要十分な内容に留めるよう配慮して進めた。

### 3-5-1 アンケート調査結果

#### (1) 基本属性

20代の参加者が最も多かった。これは金剛地区のまちづくりに取り組む大学生（他県）が参加したことによる。参加者のうち金剛地区の居住者は13名中4名であった。当該公園の利用頻度は「利用していない（9名）」「年に数回（4名）」の2種類のみであった（図3-2）。

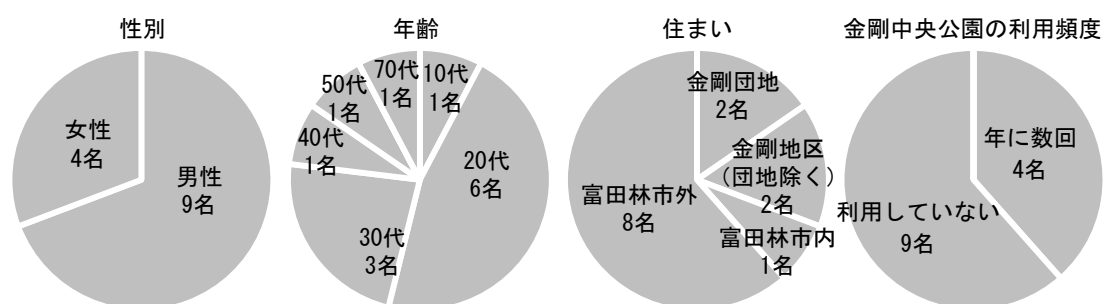


図3-2 参加者の基本属性 (n=13)

#### (2) 行為開始時点の心境

本ワークショップでは、参加者自らがやりたい行為を選んでいることから、まず前向きな心境を示す項目として「想定外への期待感」「想定内の期待感」「適度な緊張感」に訴求する3項目をそれぞれ①～③で設定した。また、それらの行為は普段やり慣れていない行為でもあることを鑑み、後ろ向きな心境を示す項目として「背徳感」「恐怖心」「羞恥心」「孤立感」に訴求する4項目をそれぞれ④～⑦で設定した。それぞれ「全く感じなかった」から「特に強く感じた」までの5段階尺度で設問し1～5の得点を充てた。その結果を箱ひげ図で示したのが図3-3である（以下、図3-4、図3-5も同様）。

本設問の結果としては、前向きな心境の3項目の平均点が後ろ向きな心境の4項目の平均点よりも高かった。後ろ向きな心境4項目では、そのうち3項目で平均値が3に満たず中央値が2であったのに対し、羞恥心に訴求する項目⑥の平均値は3.38、中央値は4と高かった。



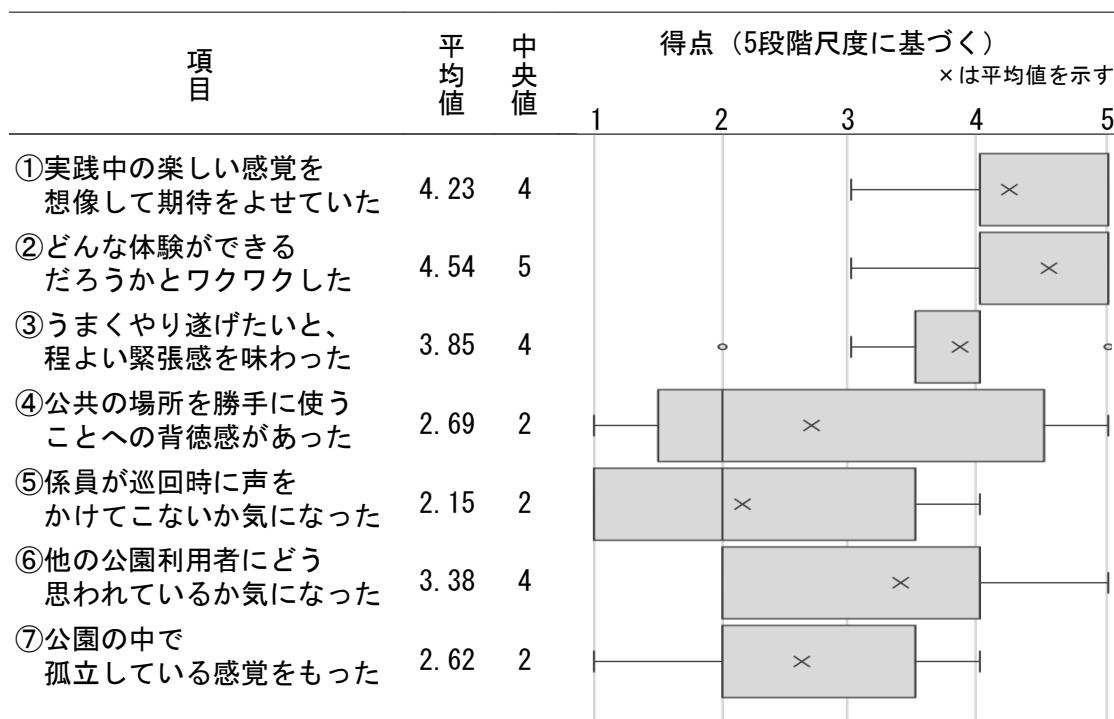


図 3-3 行為開始時点の心境

### (3) 行為中に感じた効用

「⑥他人から見られる感覚が心地よかった」「⑦ほかの人と違うことをする優越感があった」「⑩一般の公園利用者と触れ合いたい気持が高まった」を除いて平均値・中央値ともに 4 以上の得点であった（図 3-4）。

なお、各項目の選定にあたっては「欲求が満たされることによって効用が得られる」と整理し、マズローの欲求段階説<sup>18)19)</sup>（Self-transcendence を含む 6 段階、括弧内は意識）に対応する形で表 3-1 のように設定した。

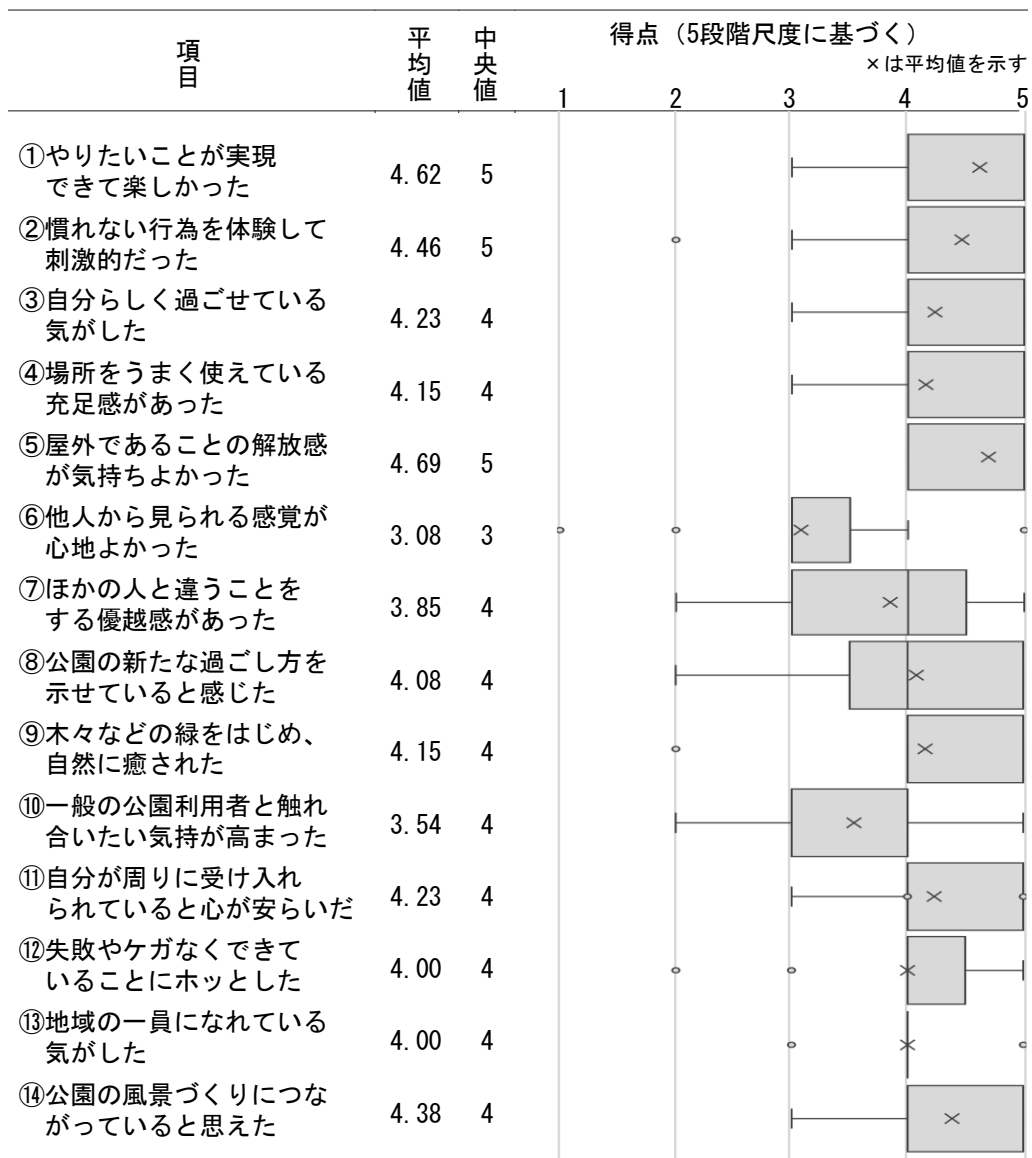


図 3-4 行為中に感じた効用

表 3-1 マズローの欲求段階説と項目の対応

欲求	心境を示す項目	備考
Self-transcendence needs (自己超越欲求)	⑧公園の新たな過ごし方を示せていると感じた ⑭公園の風景づくりにつながっていると思えた	
Self-actualization needs (自己実現欲求)	①やりたいことが実現できて楽しかった ②慣れない行為を体験して刺激的だった ③自分らしく過ごせている気がした	
Esteem needs (承認欲求)	④場所をうまく使えている充足感があつた	自己承認
	⑥他人から見られる感覚が心地よかつた	他者承認
	⑦ほかの人と違うことをする優越感があつた	
Belongingness and love needs (社会的欲求)	⑩一般の公園利用者と触れ合いたい気持が高まつた	直接的な交流
	⑪自分が周りに受け入れられていると心が安らいだ	他者との つながり
	⑬地域の一員になれている気がした	
Safety needs (安全の欲求)	⑫失敗やケガなくできていることにホツとした	
Physiological needs (生理的欲求)	⑤屋外であることの解放感が気持ちよかつた ⑨木々などの緑をはじめ、自然に癒された	

#### (4) 行為終了後の意識変化

当該地区では市民の積極的な公園利用と地域づくりへの参加が期待されていることから、「公園での拡張的な私的行為を促進する項目（①～③）」に加えてシビックプライドに関する研究<sup>20)</sup>を参照し、「地域生活への意識に関わる項目（④～⑧）」を設定した（図 3-5）。

全ての項目において全回答者が 3 以上の得点を付していた。「公園での拡張的な私的行為を促進する項目（①～③）」に関しては全回答者が 4 以上の得点を付していた。

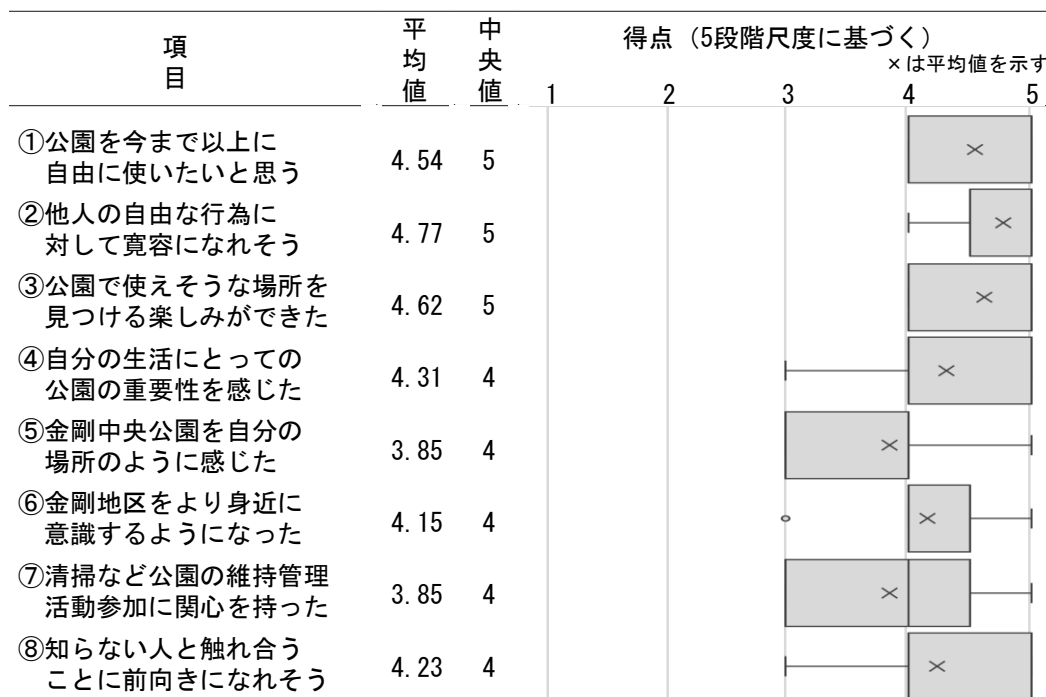


図 3-5 行為終了後の意識変化

### 3-5-2 アンケート調査結果の考察

#### (1) 日々の公園利用における私的行為の拡張性が高まる

行為中に感じた効用の Self-actualization needs に関する 3 項目（平均値 4.2 以上、中央値 4 以上）及び Esteem needs の自己承認に関する項目④（平均値 4.15、中央値 4）は自己効力感を高めるものであり、行為終了後の公園での拡張的な私的行為を促進する 3 項目（平均値 4.5 以上、中央値 5）、及び自身にとっての公園の重要性を示す項目④（平均値 4.31、中央値 4）が高い点数を得ていた。ワークショップを通じて「やりたいことを実際にやってみてそれが実現して自己効力感が得られ、また公園を利用したい」という日々の公園利用における私的行為の拡張性を高める直接的な価値が得られたことが示されている。

#### (2) 実践によって他者に対する安心感が生まれる

行為中に感じた効用のうち Belongingness and love needs の項目⑪及び⑬も高い得点を得ていた（平均値 4.0 以上、中央値 4）。加えて、行為開始時点の後ろ向きな心境を示す 4 項目のうち羞恥心に訴求する項目は他の 3 項目に比べて強く感じる傾向があった。他者に対する羞恥心から生じる不安が実践を通じて他者とのつながりに基づ

く安心感に転じている可能性が示唆される。

### **(3) 自身の行為を新たな公園の風景として客観視する**

行為中に感じた効用のうち Self-transcendence に関連する項目⑧及び⑭の点数が高かった（平均値 4.1 以上、中央値 4）。行為中に他者からどう見られているかという客観的評価の意識が生まれ、自身の行為が他者に良い影響を与えているという自己有用感につながったと推察される。行為開始時点の羞恥心が前掲の 2) と同様にこの結果に影響を与えている可能性が示唆される。

### **(4) 他者との触れ合いを好意的に捉えられる**

行為中に感じた効用の Belongingness and love needs に関する項目のうち直接的な交流に言及した⑩の得点が高く（平均値 3.54、中央値 4）、行為終了後の意識変化では「⑧知らない人と触れ合うことに前向きになれそう」の得点が高かった（平均値 4.23、中央値 4）。私的行為を通じて他者との触れ合いを前向きに受け入れる意識が生じる傾向が窺える。

### **(5) 他者の拡張的な私的行為を認める意識が芽生える**

行為終了後の意識の変化のうち、「②他人の自由な行為に対して寛容になれそう」の得点が高かった（平均値 4.77、中央値 5）。公園を拡張的に私的に使うことが、他者の拡張的な私的行為を許容する意識づけに寄与するといえる。

### **(6) 自身の生活において公園を自分の場所として重要視する**

行為終了後の意識の変化のうち、「④自分の生活にとっての公園の重要性を感じた」「⑤金剛中央公園を自分の場所のように感じた」は平均値 3.8、中央値 4 以上で高かった。自身の生活において公園を自分の場所として捉え、重要視していることが示されている。

### **(7) 公園の周辺地区への意識が高まる**

行為終了後の意識の変化のうち、「⑥金剛地区をより身近に意識するようになった」は平均値 4.15、中央値 4 で高かった。実践中に公園を利用する地域住民との相互認識の機会が生じたこと、その公園が地区の中心にあり公園周囲に住宅が立地していることなどにより、実践を通じて地域を身近に意識するという内面の変化の兆候が窺えた。

### **(8) 地域活動への参加意欲が芽生える**

行為終了後の意識の変化のうち、「⑦清掃など公園の維持管理活動参加に関心を持った」の得点が高かった（平均値 3.85、中央値 4）公園の維持管理活動への参加に対して前向きになるという行動変容の兆候が窺えた。

### 3-6 ワークショップと社会実験時とのアンケート調査の比較

11月13日（日）10時～16時に同公園内の野球場を会場に「公園利活用の社会実験「公園でこんなことできるなんて！デーvol.2」が行われた。当該ワークショップと同様に当該公園利用の機運を高めること、当該公園での利用者の私的行為の利用動態とニーズを収集すること、及び利用促進における可能性・課題を抽出することを目的とし、当該ワークショップに続く市民の拡張的な私的行為を通じた利活用を促進する一連の取り組みとして位置づけられていた。私的行為である「ピクニック」の呼び掛けのもと、会場内にキッチンカーやコワーキングスペース、ヨガ、ドローン体験など自由に参加できるメニューが設けられた。本調査では、参加者にワークショップと同様のアンケート調査<sup>21)</sup>を実施した（n=81、以下、社会実験参加者群とする）。なお、社会実験はワークショップの実績を踏まえ、より多くの人々の参加を促進する目的で実施されており、サンプルサイズが大きくなっている。

当該野球場は基本的にスポーツや地域行事で利用されており、このような形式での活用は通常されていないことから、当該社会実験での各行為は参加者にとって拡張的であると言えるが、参加者が実践した私的行為や実施場所が予め運営側で設定されていた。これに対し、当該ワークショップではワークショップ参加者（n=13、以下ワークショップ参加者群、図中においてはWS参加者群とする）が実践した私的行為や実施場所はワークショップ参加者が自ら計画していた。このことから、社会実験参加者群よりもワークショップ参加者群の方が拡張的な私的行為の計画上の自律性が高いといえる。このことが上述の結果に結びついているのかどうかを検証すべく、比較分析を行う。なお、後述の基本属性の比較においてワークショップ参加者群と社会実験参加者群で金剛中央公園の利用頻度の傾向が同じであること、ワークショップと社会実験が同じ目的・位置づけで実施されたこと、ワークショップが運営側からアンケートの回答内容に関わる意識づけや誘導などのはたらきかけをしないよう留意して開催された点を鑑み、ワークショップと社会実験間の比較分析が可能であると判断した。ワークショップの様子は録画データで保存されている。

### 3-6-1 アンケート調査結果の比較

#### (1) 基本属性

ワークショップ参加者群に比べ、社会実験参加者群では金剛地区内居住者の参加が多かったが、金剛中央公園の利用頻度には差は見られず「年に数回」「利用していない」が大半を占め、当該公園が両群にとって馴染みが薄いことが示されている（図3-6）。

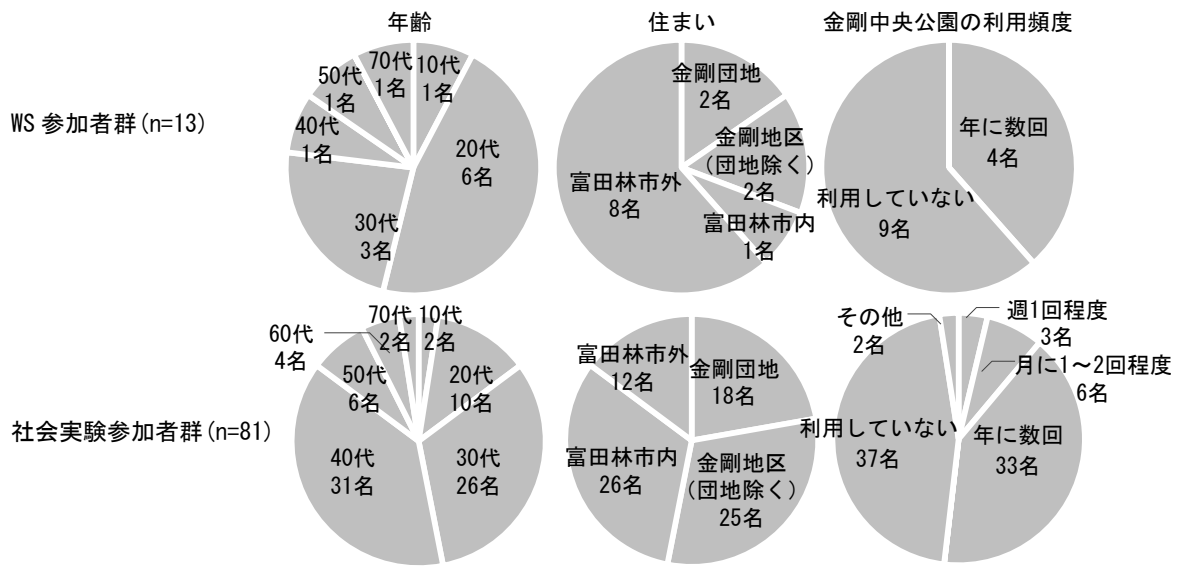


図 3-6 基本属性（比較）

## (2) 行為開始時点の心境

図3-7は各設問に対してそれぞれ「全く感じなかった」から「特に強く感じた」までの5段階尺度で設問し1~5の得点を充てた場合の平均値を示しており、各群のグラフ左側には欠損値を踏まえた有効回答者数を付している（以下、図3-8、図3-9も同様）。

ワークショップ参加者群を対象群とし社会実験参加者群とのMann Whitney U検定を実施した（ $p$ 値 $<0.05$ を統計的に有意とみなし図中の平均値右側に\*を付記）。統計ソフトはEZRを用いた<sup>22)</sup>。以下、3)及び4)においても同様に検定し、以下の結果を得た。

行為開始時点では、「⑤係員が巡回時に声をかけてこないか気になった」を除くすべての項目で統計的有意差（5%有意水準）を示している。

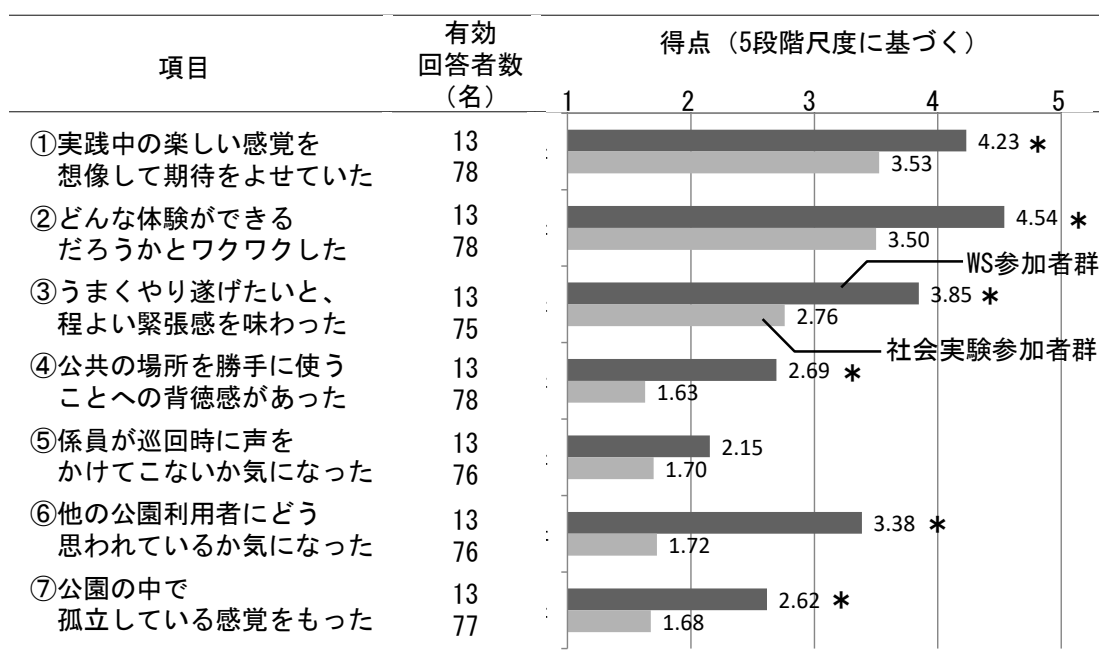


図3-7 行為開始時点の心境（比較）



### (3) 行為中に感じた効用

「⑧公園の新たな過ごし方を示せていると感じた」「⑨木々などの緑をはじめ、自然に癒された」「⑩一般の公園利用者と触れ合いたい気持ちが高まった」を除く 11 項目で統計的有意差（5%有意水準）を示している（図 3-8）。

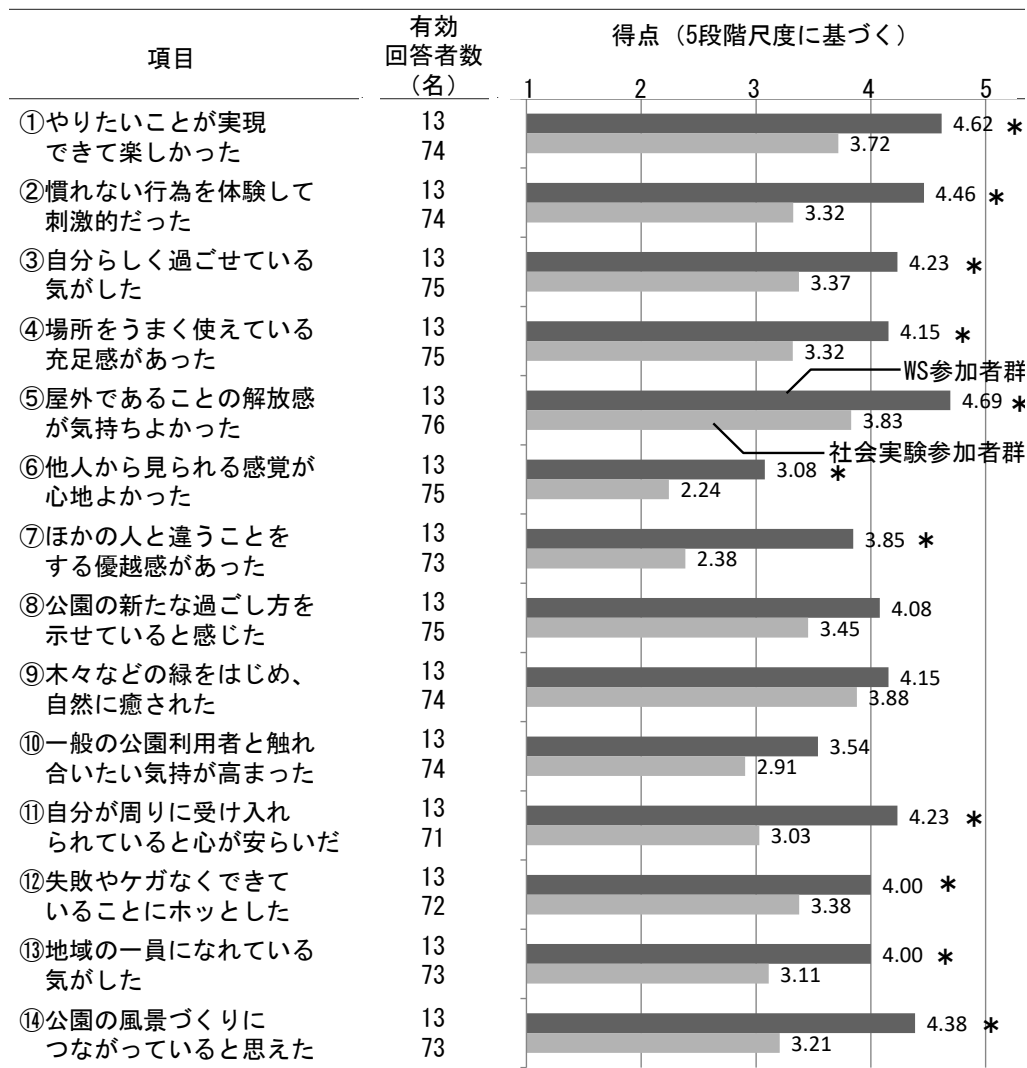


図 3-8 行為中に感じた効用（比較）

#### (4) 行為終了後の意識変化

「⑤金剛中央公園を自分の場所のように感じる」「⑦清掃など公園の維持管理活動参加に関心を持った」を除く 6 項目で統計的有意差（5%有意水準）を示している（図 3-9）。

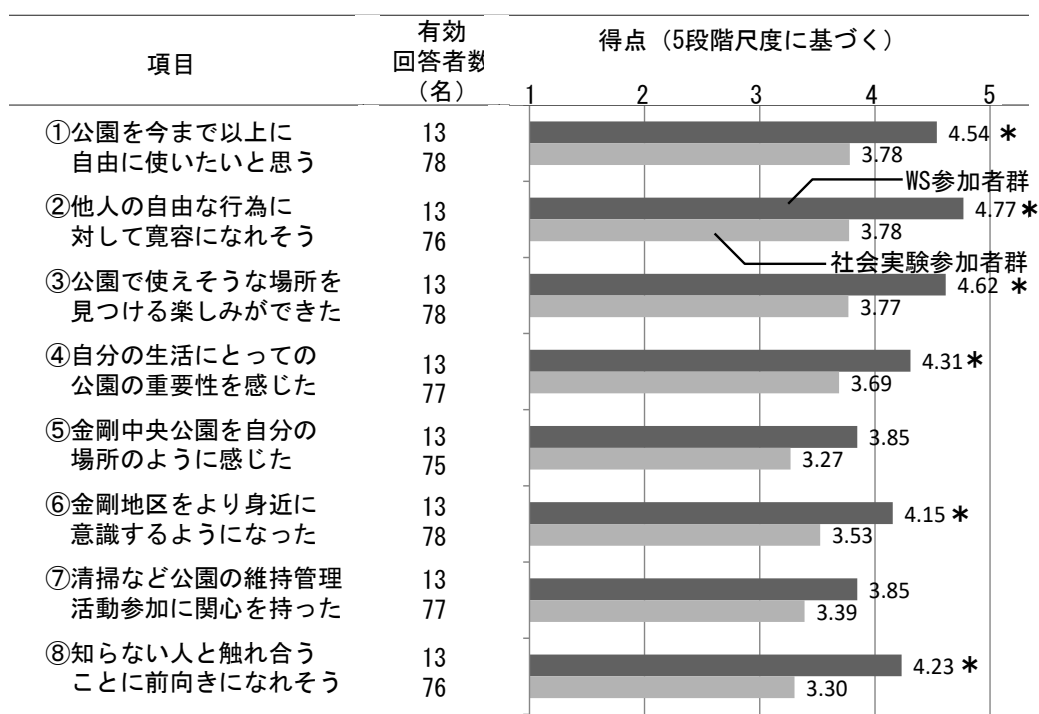


図 3-9 行為終了後の意識の変化（比較）

### 3-6-2 アンケート調査結果の比較の考察

行為開始時点、行為中、行為終了後それぞれの設問内の項目に関して多くの項目で統計的有意差が示されており、行為を自律的に計画したワークショップ参加者群の方が感度が高くなる傾向にある。

先に考察した3-7-2のうち、「(1) 日々の公園利用における私的行為の拡張性が高まる」「(2) 実践によって他者に対する安心感が生まれる」「(5) 他者の拡張的な私的行為を認める意識が芽生える」「(7) 公園の周辺地区への意識が高まる」は公園で何をして過ごすかを自律的に計画する方がより強く感じられる傾向にあることが導かれた。

3-7-2の「(3) 自身の行為を新たな公園の風景として客観視する」に関しては、行為中に關する設問項目⑧⑭のうち、「⑭公園の風景づくりにつながっていると思えた」では有意差が示されたが「⑧公園の新たな過ごし方を示せていると感じた」では有意差が示されなかった。「新たな過ごし方」と自覚していることまでは言えないが、拡張的な私的行為を自律的に計画して実践すると、「自身の行為を公園の風景として客観視する」傾向にある。

3-7-2の「(4) 他者との触れ合いを好意的に捉えられる」に関しては、行為終了後に關する設問項目「⑧知らない人と触れ合うことに前向きになれそう」では有意差が示されたが、行為中に關する設問項目「⑩一般の公園利用者と触れ合いたい気持ちが高まった」では有意差が示されなかった。自律的に計画することにより、他者と積極的に触れ合いたいわけではないが「他所との触れ合いを前向きに受け入れられる」といった傾向が導かれる。

3-7-2の「(6) 公園を自分の場所として重要視する」に関しては、行為終了後に關する設問項目「④自分の生活にとっての公園の重要性を感じた」では有意差が示されたが「⑤金剛中央公園を自分の場所のように感じた」では有意差が示されなかった。公園を自分の場所として捉えることまでは言えないが、自律的に計画することを通じて「自身の生活において公園を重要視する」という内面の変化が起こる傾向が読み取れる。

3-7-2の「(8) 地域活動への関心が高まる」に関しては、設問項目での有意差は示されなかった。

### 3-6-3 行為者にとっての公園利用の価値

ワークショップ参加者へのアンケート調査結果よりその傾向が明らかになった「拡張的な私的行為の価値」、及び社会実験参加者へのアンケート調査結果との比較を通じてその傾向が明らかになった拡張的な私的行為を「自律的に計画する場合により強く表れる価値」を公園利用の価値として、表 3-2 に総括する。なお、③④⑥では両方で表現が若干異なっており、⑧では「自律的に計画する場合に強く表れる価値」では空欄となっている。

①から⑦において自律的に計画する場合に強く表れる価値が認められた。特に①⑥からは、「私的行為を拡張する意欲が高まる」ことが伺える。また、②③④⑤については、ともに「他者に対する肯定的な意識」という共通点がある。やりたいことをやってみるという自身の欲求を満たす行為の実践でありながら、その実践を通じて「他者に対する肯定的な意識が生まれる」傾向があることが本研究を通じて明らかになったといえる。

表 3-2 行為者にとっての公園利用の価値

	拡張的な私的行為の価値	自律的に計画する場合に強く表れる価値
①	日々の公園利用における私的行為の拡張性が高まる	日々の公園利用における私的行為の拡張性が高まる
②	実践によって他者に対する安心感が生まれる	実践によって他者に対する安心感が生まれる
③	自身の行為を 新たな公園の風景として客観視する	自身の行為を 公園の風景として客観視する
④	他者との触れ合いを 好意的に捉えられる	他所との触れ合いを 前向きに受け入れられる
⑤	他者の拡張的な私的行為を認める 意識が芽生える	他者の拡張的な私的行為を認める 意識が芽生える
⑥	公園を自分の場所として重要視する	自身の生活において公園を重要視する
⑦	公園の周辺地区への意識が高まる	公園の周辺地区への意識が高まる
⑧	地域活動への参加意欲が芽生える	

### 3-7 ワークショップ実施主体へのヒアリング調査

#### 3-7-1 ヒアリング調査実施概要

ワークショップの実施主体である金剛地区再生室に対し、ワークショップの振り返りとしてヒアリング調査を実施した。概要は表 3-3 に示す通りである。大きく「公園づくりに関するもの」「ワークショップに関するもの」の 2 項目に分けて調査した。対応した担当者の許可のもと内容は録音し mp3 形式で保存することで根拠を確保している。

表 3-3 ヒアリング実施概要

項目	内容
日時	2021 年 7 月 29 日 (木) 10 時 30 分～12 時 30 分
対応者	2 名 (室長・室長代理：ワークショップの 2 日間とも同行)
場所	富田林市役所会議室
話題	公園づくりに関して・ワークショップに関して

ヒアリングの内容に対しては、金剛地区再生室の発言内容を逐語録として保存し、コーディングを行った。その内容は担当者本人に確認の上で同意を得ている（なお、ヒアリング当時の担当者個人の見解として伺ったものであり、意思決定を伴った組織としての総意ではない）。さらにコーディング結果同士のまとまりごとにグルーピングした。その結果を表 3-4 及び表 3-5 それぞれにおける「コーディング内容（発言に沿って具体的に記述）」「サブカテゴリ」として記載した。以下、サブカテゴリを参照しながらヒアリング結果を考察する。

表 3-4 公園のあり方に関するヒアリング結果

コーディング内容（発言に沿って具体的に記述）	サブカテゴリ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民にほとんど利用されていない</li> <li>・住民に公園だと認識されていない</li> <li>・接道部と高低差があって園内に入りづらい</li> </ul>	<p>「より使われること」を志向</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・より多くの若い世代が使っている</li> <li>・高齢者も引き続き使っている</li> <li>・曜日・時間帯に応じて幅広く利用者が分布している</li> <li>・よりアクティブな使われ方がなされている</li> </ul>	<p>「多様な使われ方」を志向</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホストとなる市民が居て他の利用者のアクティビティを支えている</li> <li>・持続的なコミュニティがつくられている</li> <li>・利用者間交流が生まれている</li> </ul>	<p>「利用者間の繋がり」を期待</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の意見を取り入れた構想づくり</li> <li>・使われることと結びついたハード整備</li> <li>・特定の目的にしか使えない施設ではなく、柔軟に形を変えて様々な使われる施設整備</li> <li>・利用者各々が自身の目的を果たせるよう、作りこまない空間づくり</li> <li>・公園だからこそのアクティビティを誘発する施設を整備</li> <li>・現在だけでなく未来の潜在ニーズを汲んだ 50 年先を見据えた投資</li> <li>・アクティビティの支え手にとっても活動しやすいハード整備</li> </ul>	<p>「汎用性が高く様々な用途に活用できる施設・空間づくり」を重視</p>

表 3-5 ワークショップに関するヒアリング結果

コーディング内容（発言に沿って具体的に記述）	サブカテゴリ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者自身に使い方に対する気づきがある</li> <li>・参加者の公園利用に対する意識が変わる</li> <li>・公園に対する参加者のネガティブな印象が見違える</li> </ul>	<p>拡張的な私的行為の 実践者の「公園利用 に対する意識変化」 の実感</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践状況を目にするのは刺激的な体験であった</li> <li>・継続してワークショップを実施したい</li> <li>・公園にはたくさんのシーンが求められるが、自分でつくることができるシーンを思い描く人が少ない</li> <li>・利用者の「公園はこうあるべき」という考え方が「やりたいことを公園でする」に変わるために何が有効だろうか</li> </ul>	<p>「公園における拡張 的な私的行為の重要 性」の再認識</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップでの一度きりでなく日常的に実践が定着するにはどうすべきか</li> <li>・参加者を広く募る上で「実践のための道具を実施主体が用意するべきだ」という声もあったが、ワークショップ参加者がワークショップ以降も主体的に拡張的な私的行為を伴って公園を利用することを期待するのであれば、参加者自ら道具を準備することが重要だ</li> </ul>	<p>公園利用者「自ら必 要な道具を用意する こと」を重視</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップの実践状況に立ち会った一般の公園利用者にも波及する</li> <li>・現地での実践があることで、居合わせた傍観者に影響を与えうる</li> <li>・記録として情報発信することで、その受け手にも意識変化を促せる</li> <li>・一般市民の公園に対するイメージをどう更新していけるかが大事だ</li> <li>・市民に私的行為を促す上では、ワークショップ等への参加を通じた市民へのはたらきかけや、日々の市民の公園利用の様子を伝搬させていくことが有効だ</li> </ul>	<p>「拡張的な私的行為 の実践の波及を考え る必要性」を意識</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・私的行為の様子が見える公園の空間づくりが大事だ</li> <li>・公園内の高低差より何をしているか見えない視認性の低さが問題ではないか</li> </ul>	<p>波及を見据えた「視 認性の高い公園づく り」の着想</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践まで実施するのは良い</li> <li>・参加者の笑顔が見えた</li> <li>・参加者が楽しい体験ができた</li> <li>・私的行為の重要性を認識できる</li> </ul>	<p>企画実践型ワークシ ョップの肯定的評価</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者によって公園がどう使われるかを知ることができる</li> <li>・使い手としてのリアリティのある要望が参加者から聞ける</li> </ul>	<p>企画実践型ワークシ ョップを通じた利用 者ニーズの把握</p>

### 3-7-2 ヒアリング調査結果の考察

#### (1) 公園のあり方に関するヒアリング結果より

##### ①より多くの方がより多様なかたちで利用することを志向

担当者は市民にほとんど利用されていない現状を踏まえ「より使われること」「多様な使われ方」を志向している。「利用者間のつながり」が生まれることを期待している。

##### ②様々な目的・用途に活用しやすい施設・空間づくりを重視

上述の志向を実現すべく、将来の利用ニーズにも対応可能な汎用性が高く使い勝手のいい施設・空間づくりを重視している。

#### (2) ワークショップに関するヒアリング結果より

##### ①公園利用者の意識変化を実感

担当者は、ワークショップ参加者が拡張的な私的行為を実践することによって「公園利用に対する意識変化」が起こることを実感していた。なお、ヒアリングでは具体的な内容について得ることはできなかったが、意識変化の具体的な内容についてはアンケート調査「行為終了後の意識変化」によって一定補完可能であると考えられる。

##### ②公園利用の自律性向上を重視

ワークショップでの拡張的な私的行為の実践状況を踏まえて、担当者は「公園における拡張的な私的行為の重要性」を再認識し、ワークショップでの実践が日常的に持続する上で、「自ら必要な道具を用意すること」つまり公園利用者が自律的にやりたいことを計画して利用することを重視している。これは、公園のあり方として志向されている「様々な目的・用途に活用できる施設・空間づくり」に役立つ視点であると言える。

自律的に計画した方が「日々の公園利用における私的行為の拡張性が高まる」傾向が示されているアンケート調査結果とも整合している。「より多くの方がより多様なかたちで利用する」ことを求めるのであれば、ワークショップ実施主体が様々な利用形態に応じた道具を用意することでも実現されうるが、ヒアリング結果に「刺激的な体験であった」とあり、担当者自身が想定しえなかった行為が実践されていたといえる。空間としての利用形態の拡張による多様性の広がりがあったことが伺える。

##### ③視認性の高い公園づくりの着想

ワークショップを通じて、担当者は「拡張的な私的行為の実践の波及を考える必要性」を意識するようになり、その手法として、公園内の個々の私的行為が周囲から良



く見える「視認性の高い公園づくり」を着想した。これは、公園づくりのあり方として志向されている「様々な目的・用途に活用できる施設・空間づくり」に対し、新たな着想が得られていると言える。

担当者は公園に対して「より多くの人により多様なかたちで利用されることを重視」しているが、図 3-1 にあるようにワークショップ参加者が行為に適した場所を自身がそれぞれの視点で見つけて実践していた状況を観察し、公園で発現した拡張的な私的行為がどう波及させられるかを念頭においていたことに起因している可能性がある。

### 3-7-3 公園再整備に資する知見

ワークショップ実施主体である公園再整備担当者へのヒアリングを通じて、公園再整備に資する知見として以下 2 点が明らかになった。

- (1) 公園利用の自律性向上を重視するようになること
- (2) 視認性の高い公園づくりの着想を持つようになること

## 3-8 小結

本研究では、公園利用の自律性に着目し、公園再整備に向けた企画実践型ワークショップにおける拡張的な私的行為によって得られる行為者にとっての公園利用の価値、公園再整備に資する知見を明らかにし、それらの効用を高める上で自律性のどのような点に着目すべきかを提案すべく、金剛中央公園での企画実践型ワークショップを対象に、ワークショップ参加者へのアンケート調査とワークショップ実施主体へのヒアリング調査分析を実施した。行為者にとっての公園利用の価値は社会実験でのアンケート調査の結果との比較として検定によって統計的有意差が認められた項目を 3-6-3 で整理した。公園再整備に資する知見はヒアリング調査のコーディングによりコードとサブカテゴリを生成し、3-7-3 で整理した。これらより導かれる自律性のどのような点に着目すべきかの提案と研究課題を以下にとりまとめる。

### 3-8-1 自律性のあり方の提案

本研究を通じて、拡張的な私的行為の自律的な計画、つまり、ワークショップ参加者が何をどのように実践するかを本人にゆだねることによって行為者にとっての公園利用の価値が高まること、及び空間としての利用形態が拡張され多様性が広がることが明らかになった。公園のマネジメントにおける民間事業者の参画においてはサービ

ス水準の向上が期待されるが、私的行為の拡張を企図する上では管理者が全てをお膳立てするのではなく、利用者が自ら公園をどのように利用するのかを考えられるよう配慮することが重要となる。自律的な計画においては、「何をするか」に加えて特に以下の2点を取り入れることが公園再整備への知見に結び付くと言える。

#### **(1) ワークショップ参加者自らが使用する道具を準備すること**

ヒアリングからはワークショップ参加者自らが使用する道具を準備することが参加者の公園利用を促す上で重要であるとの見解が示された。このことは公園利用の自律性向上を重視するようになるという公園再整備に資する知見を与えた。加えて、行為者にとっての公園利用の価値を高める要素である拡張的な私的行為を自律的に計画することにも通じる視点である。

#### **(2) ワークショップ参加者自らがどこで私的行為を実践するかを決めること**

拡張的な私的行為をどこで実践するかを参加者自ら決めることは行為を自律的に計画することであり、行為者にとっての公園利用の価値を高める。このことは同時に、拡張的な私的行為が他利用者に波及するための公園再整備に資する知見である視認性の高い公園づくりの着想につながる可能性も含んでいる。

### **3-8-2 研究の課題**

#### **(1) 他者に対する肯定的な意識をもたらす因果関係の分析**

拡張的な私的行為の実践によって、自己的な欲求を満たすのみならず他者に対する肯定的な意識をもたらすことが明らかになった。一方で、拡張的な自由使用が危険行為や迷惑行為として社会的に問題視される場合においては、実践者の傍観者への意識が欠如していること、傍観者が実践者を許容できないことが一因となっている可能性が指摘できよう。

ワークショップ参加者に実践を通じてもたらされた他者に対する肯定的な意識が何によるものか、その因果関係を明らかにすることは拡張的な私的行為を通じた公園づくりを進めていく上で肝要である。

例えば、松下<sup>23)</sup>は、複数人で都市空間に集まって滞留すると互いのコミュニケーションが発生するため、第三者や都市への意識が薄らぐと指摘している。社会実験では家族を主とした複数での参加が多かったため、このことが結果に影響を及ぼしている可能性がある。本ワークショップでの実践を複数人単位で実施した場合に1人で実践した場合と有意差が認められるかは検証の余地がある。

## (2) ワークショップで生じた意識変化の定着性の検証

本アンケート調査はワークショップでの行為終了直後に実施しているため、ワークショップで生じた意識変化が定着していることを確認したわけではない。ワークショップの参加を機会が意識変化の定着をもたらすかを検証するには、追跡的に調査する必要がある。

## (3) 頑健性の向上

本研究での企画実践型ワークショップで得られたサンプルサイズは13件であり、研究結果の頑健性の向上が求められる。そのための関連研究の蓄積には、調査対象の前提条件に応じて量的視点と質的視点の2つの視点が考えられる。本研究でのケーススタディと共通性のある企画実践型ワークショップを調査対象とする場合には量的視点としてアンケート調査の蓄積やより大きなサンプルサイズでのアンケート調査が有効である。加えて、ワークショップ参加者とのワークショップ時間外でのコミュニケーションが可能な場合は、質的視点としてワークショップ参加者へのインタビュー調査が有効である。

## 補注及び参考文献

- 1) 国土交通省都市局公園緑地・景観課(2018), 都市公園法改正のポイント, <https://www.mlit.go.jp/common/001248733.pdf>. (閲覧日: 2022年3月19日)
- 2) 町田誠(2021), 公民連携で進める公園使いこなしの展開, 都市とガバナンス,(35), 74-84.
- 3) 寺田光成, 木下勇(2020), 地方自治体による街区公園のボール遊びの規制実態に関する研究, ランドスケープ研究(オンライン論文集), 13, 52-58.
- 4) 松田東子・森林次郎(2016), 〈前編〉公園マスターに聞く! 緑化の技法, <https://www.realpublicstate.jp/post/1793/>. (閲覧日: 2022年3月19日)
- 5) 武田重昭(2021), パブリックスペースの意味論—コミュニケーション, ウェルビーイング, そして自治, ランドスケープ研究, 85(3), 234-237.
- 6) 笹尾和宏(2019), PUBLIC HACK:私的に自由にまちを使う, 学芸出版社, 206.
- 7) 青木淳(2004), 原っぱと遊園地:建築にとってその場の質とは何か, 王国者, 6-39.
- 8) 北原啓司(2018), 「空間」を「場所」に変えるまち育て:まちの創造的編集とは, 萌文社, 30.
- 9) 各務原市(2021), 第8回パークリノベミーティング「未来の小さな風景づくり」, <https://www.city.kakamigahara.lg.jp/shisei/shisaku/1008207/1010179.html>. (閲覧日: 2022年3月19日)
- 10) 石川文恵, 広田純一(2006), 協働型公園整備における住民施工の課題と可能性, 農村計画学会誌, 25(Special\_Issue), 401-406.
- 11) 角道弘文, 山田禎夫(2002), 住民参加による公園整備の実態分析, 農業土木学会誌

- 70(10), 917-920.
- 12) 澤田俊明, 森下善博, 山中英生, 久米将夫(1996), 屋外生活空間整備におけるワークショップ手法の適用性に関する一分析:徳島市末広公園のワークショップ事例を題材にして, 環境システム研究, 24, 210-221.
- 13) 古賀貴典, 坂本紘二, 外井哲志, 武林晃司(2003), 住民参加の公園づくりについて-ワークショップによるプロセスプランニングの事例として, 土木計画学研究・論文集, 20, 419-426.
- 14) 坂本淳, 鶴田佳子(2015), ワークショップ参加者の発言量と参加後の意識に関する調査分析-公園再整備ワークショップを事例として-, 土木学会論文集 F5 (土木技術者実践), 71(2), 33-41.
- 15) 植村大基, 岡部明子, 郭東潤, 北原理雄(2005), 体験型ワークショップによる住民参加のきっかけづくり-メキシコ アグアスカリエンテス市における公園づくりワークショップを事例に-, 日本建築学会関東支部研究報告集, 257-260.
- 16) 富田林市(2021), 金剛地区の各施設・エリアの再整備のあり方検討整理報告書, <https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/104/40778.html>. (閲覧日: 2022年3月26日)
- 17) 富田林市(2021), 金剛地区施設等再整備基本構想(骨子案), <https://www.city.tondabayashi.lg.jp/uploaded/attachment/77210.pdf>. (閲覧日: 2022年3月26日)
- 18) Maslow, A. H.(1954), *Motivation and Personality*, Harper & Brothers.
- 19) Koltko-Rivera, M. E.(2006), Rediscovering the Later Version of Maslow's Hierarchy of Needs:Self-Transcendence and Opportunities for Theory, Research, and Unification, *Review of General Psychology*, 10(4), 302-317.
- 20) 伊藤香織(2017), 都市環境はいかにシビックプライドを高めるか, 都市計画論文集, 52(3), 1268-1275.
- 21) ワークショップと社会実験で調査票配布者と参加者との接触機会や配布方法が異なること及び設問意図をより明確にすることを鑑み設問項目において以下の通り修正した

設問	項目(ワークショップ)	項目(社会実験)
行為開始時点の心境	①実践中の楽しい感覚を想像して期待をよせていた	①体験中の楽しさを想像して期待をよせていた
	④公共の場所を勝手に使うことの背徳感があった	④公共の場所を勝手に使う後ろめたさがあった
	⑤係員が巡回時に声をかけてこな いか気になった	⑤係員が巡回時に声をかけられないか気になった
	⑥他の公園利用者にどう思われて いるか気になった	⑥他の公園利用者に対して恥じらいがあった
行為中に感じた効用	⑭公園の風景づくりにつながって いると思えた	⑭自分が公園の風景の一部 になっていると思えた
行為終了後の意識の変化	②他人の自由な行為に対して寛容 になれそう	②他人が自由に公園を使うことに 寛容になれそう

- 22) Kanda, Y.(2013), Investigation of the freely available easy-to-use software 'EZR' for medical statistics, *Bone Marrow Transplant*, 48, 452-458.
- 23) 松下幸司(2005), 人の居場所・居方から考える都市デザイン, 景観・デザイン演習講演集, 1, 26-33.

## 第4章 私的行為の拡張を誘起する アクティビティマネジメント

### 4-1 背景

2-1において、プレイスメイキングの理論的発展性として、価値共創理論であるSロジックに基づく直接的相互作用の視座から、アクティビティマネジメントにかかる理論構築が挙げられることを導いた。

直接的相互作用は、当該公共空間の管理者の利用者に対する管理行為に対して利用者が何らかの対応を示すことによって成立する。つまり、当該公共空間の利用者のうち拡張的な私的行為に及んでいる行為者にどのような作用が生じているかを公共空間に対する認識として抽出し、その認識に影響を及ぼす管理者行為を考察することによって、直接的相互作用を前提としたアクティビティマネジメントのあり方を導出することが可能となる。

公共空間では、管理者は必ずしも価値共創を念頭にアクティビティマネジメントにあたっているわけではない。その点においても、私的行為の拡張を実践している利用者が公共空間をどう捉えているかを明らかにすることを通じて私的行為を拡張する上でどのようなアクティビティマネジメントが有効なのかを導ける可能性がある。

### 4-2 研究の目的と方法

#### 4-2-1 研究の目的

本研究では、利用者の視点に立ち、利用者が拡張的な私的行為を実践する際に公共空間において何を意識しているのかを分析することにより、拡張的な私的行為が公共空間に表出する上でどのような公共空間マネジメントが有効なのかを浮かび上がらせることを試みる。それにより、利用者の公共空間に対する認識の分析から私的行為の拡張性を高めるアクティビティマネジメントのあり方を展望することを目的とする。

#### 4-2-2 研究の対象

本節では、利用者が公共空間において何を意識しているのかに着目し、拡張的な私的行為の実践においてどのような直接的相互作用が生じているかを明らかにする。拡

張的な私的行為としてパルクールをケーススタディとして取り上げる。

### **(1) パルクールの概要**

パルクールは1990年代にダヴィッド・ベルとセバスチャン・フーカンにより考案されたもので、仏国を起源とする。建築物や土木構造物などを越えるべき障害物と見立てて、整備された歩行者空間ではなく通行を想定されていない空間を自身の身体能力のみで移動する活動である。2001年公開の映画「YAMAKASHI」が認知を高め、以降世界各国で取り組まれるようになった<sup>1)</sup>。2024年パリ五輪の正式種目の候補に残るなどスポーツ競技としての評価も高まっており、パルクールの専用パークが整備される事例も見られるようになっている。

パルクールの実践者はトレイサーと呼ばれる。普段、トレイサーはトレーニングと称してその技術を高める為に広場などの公共空間にグループで集まってマヌーバと呼ばれる身体を駆使した移動技術を練習している。

### **(2) 調査対象としての適性**

本研究は、私的行為の拡張性を高める公共空間マネジメント実践のあり方の展望を目的にしている。この観点に立てば、本章のケーススタディとしてはランニングや休憩など公共空間でよく見られたり市民がよく実践していたりする代表性の高い行為よりも、公共空間においても目にする機会が少なく市民にとって身近ではない行為が適している。そこで無主性の高い状況下で実践されるストリートカルチャーに着目した上で、その中でも市民にとって身近ではないパルクールをケーススタディとして選択した。本項ではパルクールが拡張的な私的行為のケーススタディに適していることをその特性を整理することを通じて確認する。

トレイサーはパルクールにおいて空間全体やその施設や設備を本来の用途とは違う目的で用いている。また、安定的に同じ場所でトレーニングを続けることが簡単ではなく、他者から注意を受けないか不安を抱えている<sup>2)</sup>。これらの点より、トレイサーはパルクールの実践においてその場所を不慣れに感じる傾向にあり、拡張性の高い私的行為であると言える。パルクールは誰からの制約も受けないことをパルクールたる所以とし、トレイサーはパルクールの実践において誰からも強制されず自らの意思をもってトレーニングに取り組んでおり、この点をもって自律性が高い私的行為である。

パルクールはストリートカルチャーに類される。ストリートカルチャーは管理者が想定していない公共空間の利用形態であるという点で私的行為としては空間の利用形態の多様性を高めていると言える。

なお、ストリートカルチャーであるグラフィティやスケートボード<sup>3)</sup> (住田, 2022) は歴史も古く社会的認知度も高いが、管理者にとってグラフィティはヴァンダリズムでありスケートボードは他者との接触・施設棄損リスクを伴うため、多くの公共空間で予め禁止されており、価値共創が生まれにくい。

一方で、パルクールは実践者数としては増加傾向にあるものの社会的な認知度はグラフィティやスケートボードほど高くなく、それらのように予め禁止されているわけではない。目新しいものとして他の公共空間の利用者の目を引く一方で、時として危険行為とみなされたり警察や警備員に制止されたりする側面をも持ち合わせており、居合わせた管理者に制止の判断が委ねられている点で、直接的相互作用を通じた価値共創の余地が残されており、他の拡張的な私的行為への応用性が高い。

以上、自律性を伴う拡張性の高く無主性の高い状況で実践される私的行為である点、他の私的行為への応用性が高い点をもって、パルクールは本研究のケーススタディとして適切であると判断される。

#### 4-2-3 研究の方法

本研究では、直接的相互作用による価値共創の視点から、「私的行為の拡張性を高める」ための公共空間マネジメントのあり方の示唆を得るべく、文献調査及び分析を行う。利用者の認識についてはパルクールをケーススタディとし学術書から利用者のコメントを抽出しテーマティック・アナリシス法（以下、TA法とする）を用いて分析する。この分析手法を採用した根拠としては複数インタビューに対するインタビューガイドを用いたデータ収集ではなく、文献テキストからのデータ収集である点を鑑み、汎用性の高い手法を用いることが適切である点にある。また、TA法以外に質的調査手法としてはグラウンデッド・セオリー・アプローチがあるが、本研究では学術書の内容でのトレイサーの発言を一括的に抽出するかたちでデータを収集したため、サンプルサイズを増やしてデータ収集を重ねていくという継続的比較を通じた理論的飽和の動的プロセスを踏まないこと、概念の成立性を他箇所や他サンプルでの出現性に依ることが困難であることから、グラウンデッド・セオリー・アプローチではなくTA法を用いた。なお、各話題に対して全トレイサーのコメントが同列的に示されているわけではないため、TA法は調査目的に対して概観を掴み仮説を立案する上で有用であると言える。

#### 4-2-4 先行研究に対する本研究の位置づけ

利用行動の視点からアクティビティマネジメントに資する知見を獲得した先行研究は2-3-3で概観した通りであり、いずれも私的行為の拡張に資するアクティビティマネジメントの枠組みにまで踏み込んだものは見られない。

価値共創への言及に着目した研究としては、プレイスメイキングにおける市民参加に力点を置き価値共創について論じた研究は見受けられるものの<sup>4)</sup>、サービス科学における価値共創理論との関連性に関する言及はみられない。

これらの状況を踏まえ、本研究では、サービス科学における価値共創理論との対応性に着目し、アクティビティマネジメントの実践に活かすことができる新たな知見の獲得に成功しており、この点が本研究の特徴である。

### 4-3 文献調査結果と考察

#### 4-3-1 文献調査の概要

本調査ではシカゴ派の社会学者ジェフリー・キダーの著書「パルクールと都市 トレイサーのエスノグラフィ（原著 Parkour and the City: Risk, Masculinity, and Meaning in a Postmodern Sport.）」におけるトレイサーのコメントを調査対象とする<sup>5)</sup>。パルクール実践の実態を数年にわたる複数のトレイサーへのエスノグラフィによって明らかにしたパルクール研究の数少ない学術書であり。取り上げられている話題に網羅性がある点、トレイサーのコメントには一定の代表性があるとみなすことができる点をもって、本書を用いる適切性を評価した。

本書の目次は表 4-1 のとおりである。パルクールの概要について言及した序章、その歴史やスポーツとしての発展に言及した第 1 章、トレイサーの身体的な技術に言及した第 2 章、トレイサーのコミュニティや心理的内面性に言及した第 4 章は調査対象から除外し、本稿の目的に適う第 3 章及び終章を調査対象とした。

#### 4-3-2 分析結果

コメント一文ごとのコーディングとし、145 のコーディングユニットを抽出した。それらにコードを付し、統合を行い最終的に表 4-2 に示すテーマとサブカテゴリーに



整理した。以下にテーマごとの説明を示す。なお、本節における文中の「」はトレイサーのコメントの抜粋を示している。

表 4-1 パルクールと都市 トレイサーのエスノグラフィの構成

章番号	章題
序 章	パルクールを社会的に考察する
第 1 章	鍛錬の文化を発展させ、スポーツを創造する
第 2 章	可能性の新しいプリズム
第 3 章	都市の若者たち
第 4 章	賭けのリスクを分散する
終 章	都市を自分のものに転用する

注：(ジェフリー 2022)をもとに著者が編集

表 4-2 テーマとサブカテゴリ

テーマ	サブカテゴリ
できそうにないことを実践するという本質性	パルクールのきっかけ 想像の動きの体現 マヌーバへの恐怖 トレーニングへの真面目な姿勢
パルクールの実践的な魅力	内発的なもの 他者との関係性に基づくもの
男性性の意識	女性への友好性 女性の軽視 男性的振る舞い
察知能力の獲得と無意識での発揮	空間に対する察知能力 施設・設備に対する察知能力 日常生活でのトレーニング機会の発見 一般人との能力差
トレイサー同士のコミュニケーション	初心者への友好性 応援的な励まし 挑発的な励まし
傍観者の反応への対応	傍観者に受け入れられたい思い 傍観者の反応に対する期待と満足 観衆を意識したマヌーバ
管理者への対応	禁止されたくない思い 管理者に反発すべきではないという姿勢 管理者の現場対応の解釈 パルクールに対する管理者の心象の推察
見せようとする事に対する観念	見せようとする事の肯定意識 見せようとするトレイサーへの疑義 見せることに対する後ろめたさ 見せたい衝動に抗えない心境 あからさまには見せようとしぬ態度 見た人の反応への自身の感情の従属

### **(1) できそうにないことを実現するという本質性**

「忍者やスーパーヒーローになって遊んでいた」「それが俺たちの遊びになったんだ」というヒーロー遊びがパルクールのきっかけであったことを示すコメントがあった。パルクールは、 트레이サーの想像の中にあったヒーローにしかできない動き・所作の体現であると言える。また、マヌーバを「怖い」と表現しているコメントもあった。これらから「できそうにないことを実現する」ことがパルクールの本質であり、そのために反復練習などのトレーニングに真面目に取り組んでいる。

### **(2) パルクールの実践的な魅力**

パルクールの実践的な魅力は直接的に自己の中から内発的に見出すものと他者との関係性から対比的に見出すものがある。前者は習熟することによって得られる特別な体験について語られていた。後者は干渉を受けずに自分本位で取り組めることや他人との差異化を通じた自己の唯一性を感じられることなど他者を通じた自分のあり方について語られていた。

### **(3) 男性性の意識**

男性トレーサーは女性を意識する傾向にある。一つの側面は気遣いでありもう一つは軽視である。また、男性トレーサーに対して「女々しいことはするなよ」「男になれよ」と声をかけている点から、無意識に性差に依拠した言動が見られることが推察される。

### **(4) 察知能力の獲得と無意識での発揮**

パルクールのトレーニングでは空間全体やその中の施設や設備が本来の用途とは違う目的に用いられるが、日常生活においてもトレーニングの機会を見出し実践的に練習している。それにより、パルクールに転用できるかどうかの察知能力が備わり、無意識に発揮されている。トレーサーは、それを一般の人には備わらない特別な能力として自覚している。

### **(5) トレーサー同士のコミュニケーション**

男性性の意識に基づく女性への態度と同様の傾向がトレーサー同士にも確認される。ひとつは初心者に対する応援である。他には、身体能力が同程度のトレーサー間での励ましがあがるが、応援的なものだけでなく挑発的な消しかけ合いも含まれる。「できないだろう?」という声掛けや先に成功されプレッシャーをかけられるというものであった。

## **(6) 傍観者の反応への対応**

パルクールは独特の空間の利用形態であるため、トレイサーは傍観者に受け入れられたいと考え、トレーニングでは真面目さが伝わるよう細心の注意が払われている。その上で、マヌーバの成功を通じて、傍観者が観衆の反応を見せるため、トレイサーも傍観者を観衆として意識し反応を期待するようになる。観衆の好意的な反応に対しては満足感が生じ、否定的な反応に対しては不満が生じる。更にそうした対観衆意識は、遠くからでも目を引くマヌーバを見せつけるというかたちで、観衆への自己顕示となる。

## **(7) 見せようとする事に対する観念**

マヌーバを傍観者に見せようとする事を純粋に楽しんでいるトレイサーのコメントがある一方で、本来のパルクールの理念に反するとして見せようとする事をよくないと評価しているトレイサーもいる。

ただ、そのような意識を持ったトレイサー自身でさえも見せようとしていないかというところではない。「誰かのためにやっているのではないと自分を納得させようとするけど、誰もが少なくともちょっとはそうやっていると思っているよ」という後ろめたさが潜在している。「「ああ、これをやるのは気が進まない。体も（それはするなって）言ってる。でも、誰かに見られているんだから、いいところを見せないと!」で、ボンってやって、怪我」とあるように、失敗する可能性を自覚していても抗えない衝動であることが伺える。

また、他のトレイサーに気づかれると良い評価をされないこともあり、マヌーバを見せようとあからさまに振る舞うことははばかれるが、「観衆が集まるのはただの偶然だよ」というコメントからもわかるように、トレイサーは自身のマヌーバが見られてしまう状況を望んでいる。

この時、トレイサーの満足感は観衆の反応に従属している。パルクールの実践的な魅力として整理したものとは別の魅力が、実際のトレーニングの現場では起こりがちであることが読み取れる。

## **(8) 管理者への対応**

本書では管理者として主に警察とのやり取りについて言及していたが、トレイサーは管理者と衝突することによりパルクールができなくなる事態を何よりも避けたいと考えている。「パルクールのイメージを良く」することを重視し、管理者から制止があった場合には反発すべきではないと考えている。トレイサー自身が「その場から離

れば、状況は収まる」と考え、管理者が立ち去った後にはトレーニングを再開するという対応を取っていることから、あくまでトレーサーが制止行為に従う目的は管理者との関係性を悪化させないためであることが伺える。

「警察が車で通りかかって立ち止まって、ショーを楽しんでくれたこともある」と発言しており、管理者はその立場上トレーニングを制止しなければならない状況に置かれているが、実際はトレーニングには問題性がないことを理解していることもある。トレーサーは管理者の制止行為を「好きでやっているわけではなく、「嫌なことなんだらうな」と解釈している。

このような制止・受容に対応しながらトレーサーは管理者に対する信頼関係を構築しようとしている。

### 4-3-3 考察

次に、利用者の公共空間の認識を抽出すべく、上述の8テーマ間の関係性に目を向け考察を行う。なお、テーマ間の関係性は図4-1のように整理できる。

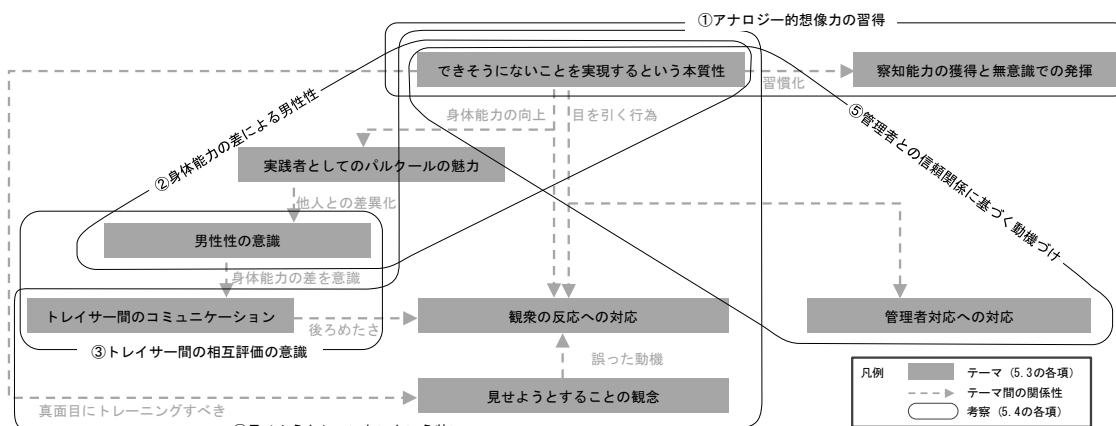


図 4-1 テーマ間の関係性

#### (1) アナロジー的想像力の習得

これは「できそうにないことを実現するという本質性」「察知能力の獲得と無意識での発揮」の関係性から導かれる（図4-1の①）。上達するための真面目なトレーニングには反復練習が含まれている。反復練習を続けるには常日頃からの練習機会を見つけることが重要であり、習慣化されている。結果、一般の市民との場所への察知能力の差に繋がっており、アナロジー的な想像力が習得されていることが示されている。

## **(2) 身体能力の差による男性性**

これは「できそうにないことを実現するという本質性」「パルクールの実践的な魅力」「男性性の意識」の関係性から導かれる(図4-1の②)。パルクールの「できそうもないことを実現するという本質性」にとって最も重要なことは「真面目に練習する」ことである。それは安全性を高めることに他ならないが、これまで個人の想像でしかなかった行為を身体能力の向上によって現実に実現できるようになることでもある。これにより、自己実現的な自己効力感が得られると同時に自己の唯一性による他人との差異化という承認欲求も満たされる。このことは自分よりも実力・身体能力が劣っている初心者や女性に対する気遣い、或いは軽視という「男性性の意識」に反映される。身体能力の差によってパフォーマンスの質に差が生まれるパルクールの特徴の表れであるといえる。

## **(3) トレーサー間の相互評価の意識**

これは「男性性の意識」「トレーサー同士のコミュニケーション」の関係性から導かれる(図4-1の③)。他者との身体能力差に対する意識は「トレーサー同士のコミュニケーション」でも生じており、応援や挑発がお互いに怖さを克服して実技に踏み切ることを後押ししている。トレーサーは他のトレーサーにどう評価されるかを非常に気にしていることが伺える。

## **(4) 見せようとしていないという装い**

これは「できそうにないことを実現するという本質性」「トレーサー同士のコミュニケーション」「傍観者の反応への対応」「見せようとするに対する観念」の関係性から導かれる(図4-1の④)。公共空間は真面目に練習すべき場所であるが、観衆からの好意的な反応を受けてしまうと、自分にしかできない目を引く行為を見せつけて賞賛を受けようとするようになるというトレーニングと賞賛の因果関係の逆転が生じる。ここには、鍛錬の姿勢を通じて傍観者に受け入れられたいという社会的欲求を満たそうとしつつも、傍観者を観衆と見立てて自らの身体能力を示して賞賛を受けようとする承認欲求が現れている。

一方で、それが誤った動機であり他のトレーサーに対して後ろめたく感じているため、あからさまに観客に見せようとはせず、あくまでトレーニングの様子がたまたま目撃されたことを装う傾向にある。

## **(5) 管理者との信頼関係に基づく動機付け**

これは「できそうにないことを実現するという本質性」「管理者への対応」の関係

性から導かれる（図 4-1 の⑤）。公共空間が本来の用途とは違う目的で用いられ目を引くため、管理者から制止されることはあるものの、実際に対応している管理者本人の本意ではないと理解しており、敵対しているわけではない。その信頼関係を信じられるからこそ当該公共空間でのトレーニングの継続動機に繋がっていると言える。

#### 4-4 小結

本研究では、利用者の視点に立ち、利用者が拡張的な私的行為を実践する際に公共空間において何を意識しているのかを分析することにより、拡張的な私的行為が公共空間に表出する上でどのような公共空間マネジメントが有効なのかを浮かび上がらせることを試みた。パークールをケーススタディとし調査対象とした文献から抽出したテキストを TA 法を用いて分析した。分析を通じて得られた知見を踏まえ、本節では、プレイスメイキングの理論体系からは導かれなかった S ロジックの根源的概念である直接的相互作用の視点で、前節の考察内容を基点に私的行為の拡張性を高めるための公共空間マネジメント実践を展望する。

##### 4-4-1 アクティビティマネジメントに求められる視点

いずれも利用者に対するリアルタイムでの管理者の使役的はたらきかけを必要としない。利用者は、管理者の存在を意識することなく、被監視意識を抱くことなく、それぞれの行為に及ぶことが可能となる。この点で、無主性の高い状況で拡張的な私的行為促すことが可能なマネジメントのあり方であると捉えられる。

###### (1) アナロジー志向の場づくり

利用者自らが空間全体や施設・設備を見て自身のやりたいことに活用できるか察知することができれば、その察知に応じた私的行為が実践されうる。公共空間マネジメントにおいては、汎用性の高い空間・施設・設備とすることやそれらの使い方を強要しないことが求められる。

空間・施設・設備を別のものに見立てて新たな使い方で自身のやりたいことを実現するプロセスは、もともと管理者から与えられている用途とは異なる方法でその空間・施設・設備をうまく使いこなすことができたという承認を得ることと同義である。

###### (2) さりげなく見られる視認性の確保

拡張的な私的行為を他の利用者に見せることはその行為者の目的ではないが、その

一方で行為者は他の利用者に見られてしまい賞賛されることを潜在的に求めてもいる。そのため、利用者同士の「見る・見られる」の関係性が生まれやすい空間づくりを行うことが肝要である。ここで重要なのは舞台のようなお誂えの見せる場を用意することではなく、他の利用者にあたかもさりげなく見られてしまうことを装える視認性を備えた何気ない場を用意することである。

行為者にとっては他利用者に対して緊張感を抱いており、当該行為を通じて他の利用者に受け入れられ好意的に受け止められたいと思っている。こうした証明・承認プロセスの結果として当該行為による行為者の満足度が高まっていると言える。これは、お誂えの場ではなく何気ない場で起こりうる、他利用者との直接的相互作用による価値共創である。

### **(3) 制止判断基準の利用者への共有**

拡張的な私的行為を実践するにあたっては、利用者が管理者に対して信頼関係を抱いていること、言い換えれば行為を制止する際に管理者の考えを押し量れることが重要である。どのような行為であれば制止されるのかの判断基準を利用者があらかじめ心得ておくことで、根拠をもって私的行為の拡張に臨めるということが言える。

判断基準を頼りに私的行為の拡張に挑むことになるため、利用者には判断基準の解釈に誤りがないかが試されているという管理者との緊張関係が生じる。無事に制止されずに実践できたということは、管理者の考えに見合う形で間違わずに使いこなせたという承認を得ているということになる。

これまで、公共空間における現地標示は禁止事項など法令に則った項目の表示に留まる傾向にあるが、今後、民間事業者の公共空間マネジメントへの参画が進み、利用者が判断基準を押し量れるようより柔軟な現地標示がなされる可能性が期待できる。

## **4-4-2 他利用者との直接的相互作用への配慮の視点**

公共空間では、利用者は管理者だけでなく他利用者との間に直接的相互作用が生じる点を配慮してマネジメントを実践することが重要である。公共空間では利用者がどこでどのように各々の行為を実践するかが予め規定されず、利用者同士が互いの状況を鑑みて自らの位置や行為の程度を決め、その後も相互に意識しながら公共空間を利用している。また、他の利用者に自身の利用形態が受け入れられない場合には管理者に通報されてしまう事態が生じる。以上より、利用者同士は互いを管理者のように認識しており、利用者間で直接的相互作用が生じやすいと考えられる。店舗空間に比べ

て不特定多数が様々な目的をもって自由に入入り・滞留できるという公共空間ならではの特性に起因している。

#### 4-4-3 研究の課題

##### (1) 管理者を対象とした調査

本研究では、管理者が実践している公共空間マネジメントとその効果としての当該公共空間の利用者による私的行為の拡張性を推し量るべく、拡張的な私的行為を実践している利用者の公共空間の認識から公共空間マネジメント実践のあり方を仮説として立案した。因果性を含む仮説の立証のためには、本稿で得られた知見を活かし公共空間の利用状況や管理者を対象に含めた実態調査を重ねる必要がある。

##### (2) 管理者との相互作用が難しいケースの留意

本研究では、公共空間の利用者をプロバイダーに対する顧客と同等の受益者としての立場で取り扱ったが、公共空間特有の留意点が2点ある。1点目は利用者にとって自分の場所という観念が強い場合に管理者が不在化してしまう点、2点目は利用者が管理者の立場に深く入り込み、清掃など管理者的視座から公共空間を利用する点である。これらの状況を前提とする場合には、管理者との直接的相互作用の視点に基づく公共空間マネジメントを講じることが難しい点に留意が必要である。

#### 参考文献

- 1) 平石貴士(2022), パルクールの歴史と先行研究および宮城県富谷市における実践例, 立命館大学人文科学研究所紀要, 130, 7-27.
- 2) 一般社団法人日本パークール協会(2018), 日本全国パークール調査 2017 結果報告書, <https://parkour.jp/wp-content/uploads/2018/03/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%85%A8%E5%9B%BD%E3%83%91%E3%83%AB%E3%82%AF%E3%83%BC%E3%83%AB%E8%AA%BF%E6%9F%BB2017.pdf>. (閲覧日: 2023年5月28日)
- 3) 住田翔子(2022), パルクールと都市文化: 都市のみかたとつかいかた, 立命館大学人文科学研究所紀要, 130, 29-47.
- 4) Teder, M. E.(2019), Placemaking as co-creation – professional roles and attitudes in practice, *CoDesign*, 15(4), 289-307.
- 5) キダー J.(2022): 市井吉興・住田翔子・平石貴士訳, パルクールと都市: トレイサーのエスノグラフィ, ミネルヴァ書房.



## 第5章 私的行為の拡張を志す アクティビティマネジメントの実態

### 5-1 背景

2-1において、アクティビティマネジメントにおける理論構築にプレイスメイキングの理論的發展性があることを導出し、第4章においては自律的な私的行為の拡張を誘起するアクティビティマネジメントの知見が導かれた。

近年、公共空間における禁止事項の多さを指摘し、そうしたマネジメントを批判する傾向が高まってきている<sup>12)</sup>。この流れを受け、愛知県豊田市の駅前広場<sup>3)</sup>や東京都足立区の街区公園<sup>4)</sup>など、現地看板やウェブサイトなどのメディアを活用し、限定的な許容や行為の規定ではないかたちで「その公共空間でどのような行為ができるか」を具体的に例示し私的行為の拡張を先導するなどして私的行為の拡張を企図したアクティビティマネジメントに取り組む動きが見られるようになってきている<sup>3)</sup>。これらのアクティビティマネジメントの実態を明らかにすることにより、私的行為の拡張に資するアクティビティマネジメントのあり方を補強できる可能性がある。

### 5-2 研究の目的と方法

#### 5-2-1 研究の目的

本節では、第4章で得られた知見に適合し私的行為の拡張を企図したアクティビティマネジメントに取り組んでいる公共空間の実態分析を通じて私的行為の拡張に対する有効性を考察し、第4章で得られた知見を補強することを目的とする。

#### 5-2-2 研究の対象と方法

国土技術政策総合研究所が2017年6月に発行した「広場づくりの手引き（案）」は、利用促進による賑わい形成を目的とした広場のあり方に関するノウハウを既存の広場の調査や取材を通じて取りまとめたものであるが、私的行為の拡張に関する言及は示されていない<sup>5)</sup>。

国土交通省が2023年5月に公開した「まちなかの居心地の良さを測る指標」はプレイスメイキングの考え方を踏襲し、空間の状態、利用者の主観、利用者の活動状況

を調査し、公共空間を含むまちなかの居心地を評価する手法を示したものである。居心地につながる要素として多様性や非日常感、個性的などのキーワードが掲げられているものの、私的行為の拡張にまで踏み込んでそれを誘起する要素を評価対象として位置づけているものではない<sup>6)</sup>。

国土交通省が2021年6月に公開した「居心地が良く歩きたくなるグランドレベルデザイン-事例から学ぶその要素とポイント-」は、公共空間を含むグランドレベルの魅力向上に資する要点を既存事例を通じて整理したものである。「アクティビティの誘発（企画・運営）」がグランドレベル形成に有効な5つ取り組みの柱のうちの1つに位置づけられており、既存事例98件のうち33件で取り組まれていたが、イベント実施や店舗出店にかかる取り組みが主であり、私的行為の多様性向上を企図していることが示唆されているものは「豊田市駅前地区（愛知県豊田市）」「オガールエリア（岩手県紫波町）」「佐賀市中心市街地地区（佐賀県佐賀市）」の3件のみであった<sup>7)</sup>。

こうした点を踏まえると、現時点で私的行為の拡張を志すアクティビティマネジメントは実績に乏しく、第4章で得られた知見を実装しているアクティビティマネジメントの事例は豊富ではないと考えられる。

こうした前提のもと、本研究では私的行為の拡張を志す公共空間である豊田市都心地区の新とよパーク（正式名称：愛知県豊田市新豊田駅東口駅前広場）を調査対象とする。なお、新とよパークを含む豊田市都心地区は上述の「居心地が良く歩きたくなるグランドレベルデザイン-事例から学ぶその要素とポイント-」のうち多様性向上の視点で「アクティビティの誘発（企画・運営）」に取り組む3件の事例のうちのひとつであり、かつ先進事例として取り扱われている。第4章で得られた知見のうち、「制止判断基準の利用者への共有」は当該資料でも言及されており、新とよパークを本研究の調査対象とすることの妥当性が示されていると言える。

本研究の方法としては広場の滞留行動の観察調査及び管理者である自治体担当課へのヒアリング調査の分析によって行う。第4章で得られたアクティビティマネジメントの知見がどの程度実装されているのかを確認した上で、どのような行為が起こっているのか、私的行為の拡張を推進する上でどのような点が課題になるのかを考察する。

### 5-2-3 先行研究に対する本研究の位置づけ

公共空間における利用行動を調査した先行研究としては、2-3-3に示したとおりである。うち、アクティビティマネジメントとの関連性を扱ったものとしては、利用

制限が環境要素によって明示的に行われる場合と第三者の人間要素によって暗示的に行われる場合があることを明らかにしているものがある<sup>8)</sup>。これらの利用制限を前提とした先行研究に対し、本研究では、私的行為の拡張という利用促進を前提としたアクティビティマネジメントの現場においてどのようなことが起こっているかを明らかにしている点で新規性がある。

### 5-3 調査対象地

本節では、新とよパークの概要を示したうえで、現行の新とよパークにいたるリニューアル事業で進められたプレイスメイキングについて概観し、第4章で得られた私的行為の拡張に有効なアクティビティマネジメントの知見が新とよパークに当てはまるかどうかを確認する。

#### 5-3-1 新とよパークの概要

新とよパークの正式名称は新豊田駅東口駅前広場であり、豊田市都市整備課が所管している。愛知環状鉄道新豊田駅の東側に位置し、広場を囲む形で駅前ロータリーが形成されており、広場の地下は駅前駐車場となっている（写真5-1）。



写真5-1 新とよパーク（赤線の枠内）の現地写真（筆者撮影）

面積は約 1,170 m<sup>2</sup>で築山エリア（約 150 m<sup>2</sup>）、土エリア（約 330 m<sup>2</sup>）、コンクリートエリア（約 600 m<sup>2</sup>）で構成されている（図 5-1）。

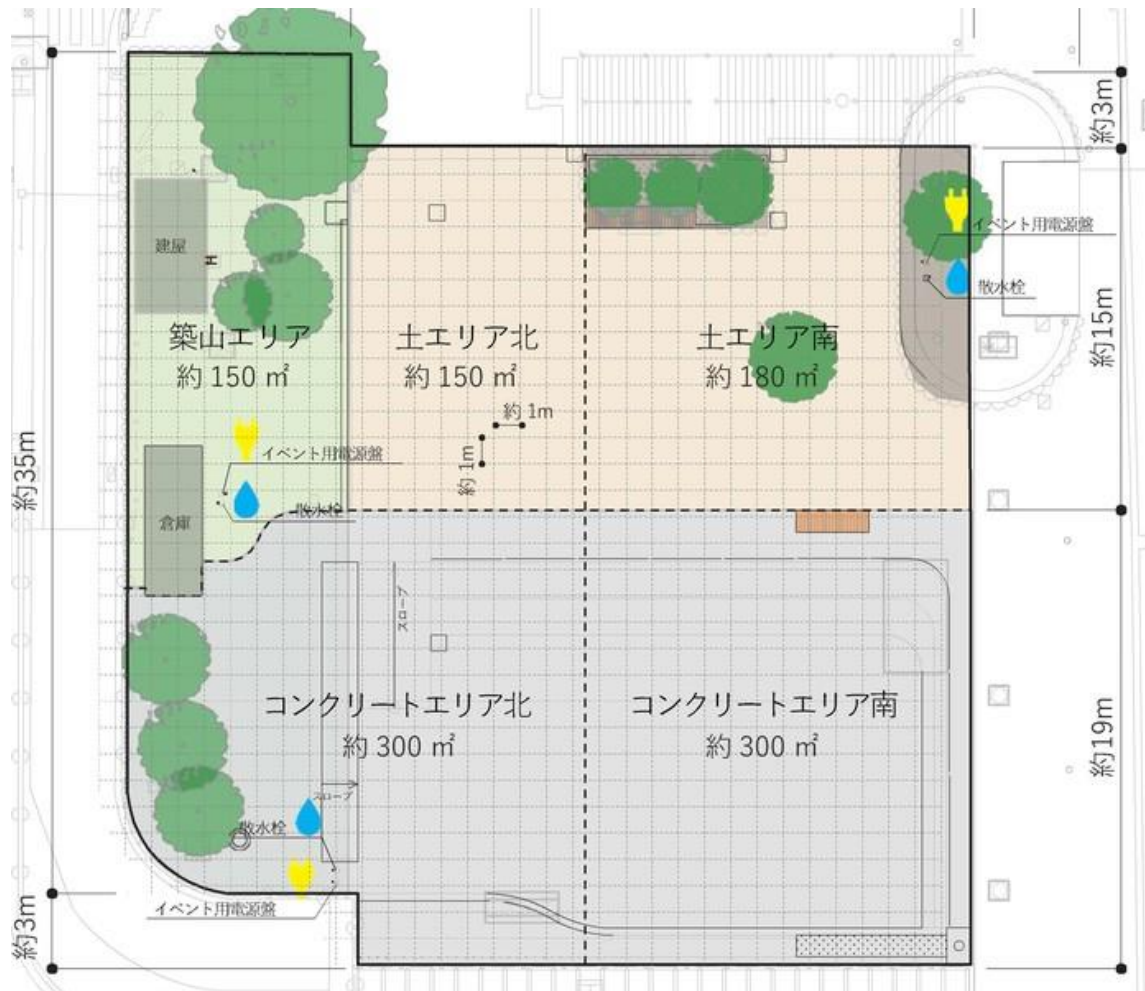


図 5-1 新とよパークの配置図（新とよパークウェブサイトより）

### 5-3-2 新とよパークにおけるプレイスメイキング

新とよパークは 2016 年よりリニューアル計画に着手、2019 年 4 月に第一期工事が完了し「新とよパーク」としてリニューアルオープンを果たし、2022 年度には第二期工事が完了し、全体リニューアルが完了した。プレイスメイキングの理念にのっとり、当事者である将来の利用者が計画に関わりどのような広場にしたいか、どう使いたいかを議論することを通じて広場のあり方が位置付けられている。

本項は文献資料<sup>39)</sup>を参照し、新とよパークのリニューアルで進められたプレイスメイキングにおける本研究に関連する内容について整理する。

### **(1) リニューアルにかかる位置づけ**

新とよパークのリニューアルは、豊田市都心部の都市空間の再整備と活用を進める都心環境計画の主要事業として進められた9か所の公共空間を対象としたプレイスメイキングの一環に位置づけられた。都心地区で計画対象となった9か所の公共空間とのうち、新とよパークはその立地特性を鑑み「日常的にはあまり人通りはないものの目的性の高いコンテンツが実施できる広場」という役割が与えられ、収益事業による賑わいづくりを主体とする広場ではなく、市民が自身のやりたいことを実現できる広場を目指すこととされた。

### **(2) リニューアルのプロセス**

リニューアルを控えた実証実験ではストリート・スポーツ・パークとして活用され、市民のストリート・スポーツに対する潜在的な需要が確認された。これを受け、リニューアル計画の立案にあたっては、「広場の利用者の意見を参考にしながら設計する」ことが取り決められた。その後の市民ワークショップにおいては、実証実験で広場を利用した市民を参加者として受け入れ、「完成後に実際に利用する人たちの意見を聞き、本当に重要なものだけを設計に反映すること」を前提に「アクティビティや利用者属性の多様性を担保する」ことを目指して広場の使い方を具体化に取り組みされた。結果、ストリート・サッカーとスケートボードの意向を踏まえて設定され、平坦で硬いコンクリートの床が敷かれコンクリートエリアが整備された。

### **(3) リニューアル後の利活用促進のための取り組み**

新とよパークは「自由と責任」の下に多様な人のやりたいことができる「これやりたい！」が叶う広場となることを標榜しており、その旨は当該広場条例にも「市民等に、自由と責任の理念の下、新豊田駅の周辺に存する公共空間を利用してもらうことにより、にぎわいの創出を図るとともに、市民等のまちに対する誇りと愛着を醸成する」という文言として反映されている。実際の利用にあたっては、公有地ではありながら道路や公園の指定を受けていないため、道路法や道路交通法、都市公園法その他の関連法規による制限を受けない。そこで、別途条例を制定し禁止事項や要許可事項などについては定めているものの、より踏み込んだ具体的内容については、「できます看板」（写真5-1）と呼ばれる現地看板及びウェブサイトでの提示により情報発信している。これらの媒体では禁止行為だけでなく何ができるかを具体的に示して市民の積極的な利用を促進しており、許可等の手続きを必要とせず実施できる自由利用に該当する行為として、「ボール遊び」「ストリート・スポーツ」「火の使用」「音楽

演奏」が例として挙げられている。平時において新とよパークには警備員や運営スタッフは常駐しておらず巡回警備も実施されていない。何らかの行為を目撃した場合など、問い合わせ先としては豊田市都市整備課が窓口となり都度対応のかたちをとっている。利活用の促進にあたっては民間の広場利用者有志による「新とよパーク・パートナーズ（以下、パートナーズとする）」が組成され活用アイデア検討、自主企画の立案・実施、新たな利用者との調整、清掃活動、地域連携などに取り組んでいる。



写真 5-2 できます看板（筆者撮影）

### 5-3-3 新とよパークにおけるアクティビティマネジメント

前述のとおり、新とよパークは警備員や運営スタッフが常駐しておらず巡回警備も行われていない無主性が高い状況にある。本項では、第4章において導かれた私的行為の拡張を誘起するアクティビティマネジメントの知見が新とよパークに当てはめるかを検証する。

#### (1) アナロジー志向の場づくり

後述のヒアリング結果に基づくと、コンクリートエリアはスケートボードが可能な空間として整備されているが、スケートボード専用パークではなくボール遊びなど他

の様々な私的行為の表出を目論んだ空間である。スケーターにとってはスケートボードのスケートボードパークに見える空間となっているという点でアナロジー志向の場づくりが施されている。

## **(2) さりげなく見られる視認性の確保**

新とよパークは上述のとおり築山エリア、土エリア、コンクリートエリアから構成されているが、いずれのエリアも舞台装置や象徴的空間演出がなされておらず、周辺歩行者の目を引く空間とはなっていない。

広場周辺の主要歩行者動線は豊田市駅と新豊田駅を結ぶペDESTリアンデッキの通行とバスの昇降場へ向かう通行である。ペDESTリアンデッキは地上レベルに整備されている新とよパークとは高低差がありデッキの両側には植栽柵が設置されているため、デッキを通行する歩行者から新とよパークに対しては自然に視線が落ちないようになっている。バスの昇降場は新とよパークを囲む道路を隔てて西側にあるが、歩行者の進行方向は新とよパークの境界線と並行しているため、歩行者の目線の先に新とよパークがアイストップとなる位置関係にはなっていない。その他の周辺動線においても新とよパークは歩行者の通過動線となりにくい立地特性となっている。以上の観点より、新とよパークは周辺の歩行者のアイキャッチになりにくい立地特性となっている。以上の点から、新とよパークは「さりげなく見られる視認性」が当てはまると言える（写真 5-3）。

## **(3) 制止判断基準の利用者への共有**

できます看板では、禁止行為に加えて『この広場だからできることがあります。自由に楽しもう！』というメッセージとともに新とよパークで実施できる行為が例示され、どのような行為が実施可能かを利用者が判断できるような働きかけが行われている。更に、「できます看板」と同様の内容がウェブサイトにも掲示されるとともに「新とよパーク使いこなしブック」<sup>10</sup>が公開され、広場利用のあり方を市民が深く理解できるよう働きかけている。以上の点から新とよパークでは、制止判断基準の利用者への共有がなされていると言える。

## **(4) まとめ**

以上より、新とよパークでは第4章で導いた私的行為の拡張に資する知見が実装されていると考えることに一定の妥当性が認められると言える。

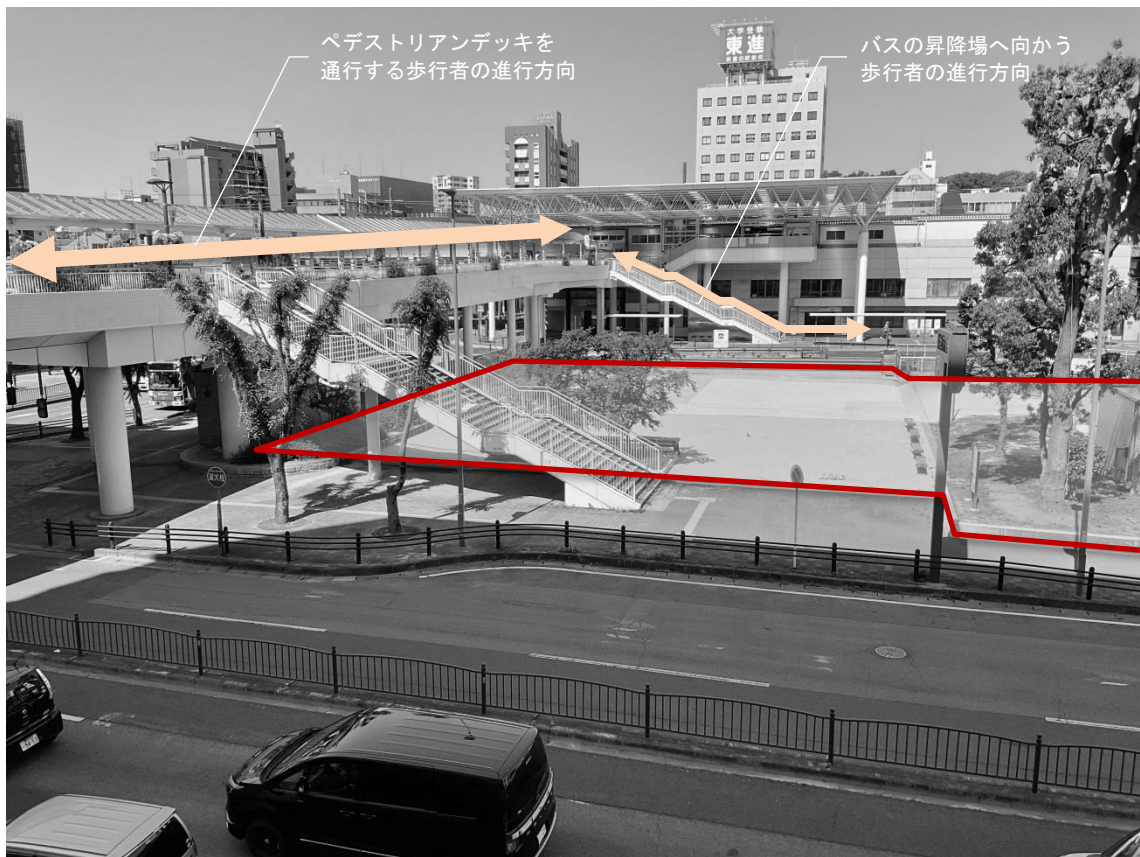


写真 5-3 新とよパークと周辺歩行者動線との関係（筆者撮影）

## 5-4 観察調査結果と考察

### 5-4-1 観察調査の概要

平日と休日に分けて新とよパーク現地にて観察調査を実施した。それぞれ 2023 年 5 月 11 日（木）及び 2023 年 5 月 20 日（土）に実施し、确实の天候は両日とも晴れで最高気温は摂氏 26 度及び摂氏 29 度であった。両日とも許可を必要とする占用使用・行為使用はなく、許可が不要で利用者の意向のみで実施可能な自由利用に基づく利用のみであった。

9 時～21 時の 12 時間、5 分間隔で広場利用者の私的行為を記録した。利用者の私的行為の分類は、当該都心地区で豊田市によって継続的に実施されているプレイス調査<sup>14)</sup>を参照することし、プレイス調査では「その他」に該当する行為に対しても、本研究の意図に沿ってその都度分類項目として追加した。



#### 5-4-2 観察調査の結果

5月11日（木）の調査結果としてグループごとにまとめたものとその集計、時間帯ごとにまとめたものとその集計をそれぞれ表5-1から表5-4に、5月20日（土）の調査結果としてグループごとにまとめたものとその集計、時間帯ごとにまとめたものとその集計をそれぞれ表5-5から表5-8に示す。なお、新とよパークに対する目的性の高い私的行為を抽出すべく、スマートフォンの操作、会話、ペットボトルなどの飲み物を飲む（飲酒は除く）、犬の散歩といった新とよパークに限らずその移動中にも発現しうる行為は表5-1から表5-8における入力の対象外とした。

なお、集計においては、スケートボードをはじめローラーブレード、ブレイブボードはスケートボード類、とした。また、ロープ遊びはムクドリの止まり木となっている高木からムクドリを退治する趣旨で高木の枝からつるされたロープを使った行為で、最下部が輪状になっており足を引っかけて遊べる仕様になっている（写真5-4）。広場利用者がロープにぶら下がって遊ぶことは予め管理者に想定され利用形態のひとつとしてできます看板とは異なる媒体により現地に例示されている（写真5-5）。



写真 5-4 高木につるされたロープの様子（筆者撮影）



写真 5-5 ロープの説明標示（筆者撮影）

表5-1 5月11日(木)の調査結果(グループごと)

グループの 番号割当	利用時間帯	人 数	確認された私的行為(エリア別)		
			コンクリート	土	築山
平A	09:00-10:15	1	スケートボード	-	-
平B	09:40-09:45	1	-	-	-
平C	10:10	1	ウォーキング	体操	-
平D	10:10-11:05	1	-	飲酒	-
平E	10:50	1	-	-	-
平F	11:35-11:55	2	-	食事	-
平G	12:05	4	-	-	-
平H	12:05	1	-	写真撮影	-
平I	12:10-12:45	1	-	食事	-
平J	12:20-12:40	1	-	食事	-
平K	11:45-12:05	2	子どもの遊び回り	-	-
平I	12:50	1	-	-	-
平M	13:15-15:35	1	スケートボード	スケートボード	-
平N	14:15-14:55	1	スケートボード	-	-
平O	16:50-17:00	1	-	喫煙	-
平P	16:55-21:00	14	スケートボード	喫煙 飛行機飛ばし	-
平Q	18:00-19:10	1	スケートボード	-	-
平R	18:00-19:10	1	-	オンライン接続	-
平S	18:20-18:30	1	-	-	-
平T	19:15-20:45	1	スケートボード	-	-
平U	19:35-20:25	1	スケートボード	-	-
平V	20:25-20:45	1	-	-	-

表5-2 表5-1の集計結果(グループごと)

コンクリート		土		築山	
私的行為	数	私的行為	数	私的行為	数
スケートボード	7	食事	3	-	
子どもの遊び回り	1	喫煙	2	-	
ウォーキング	1	体操	1	-	
-		飲酒	1	-	
-		写真撮影	1	-	
-		スケートボード	1	-	
-		飛行機飛ばし	1	-	
-		オンライン接続	1	-	

表5-3 5月11日(木)の調査結果(時間帯ごと)

時間帯	確認された私的行為(エリア別)		
	コンクリート	土	築山
09:00-09:30	スケートボード	—	—
09:30-10:00	スケートボード	—	—
	ウォーキング	—	—
10:00-10:30	スケートボード	体操	—
	ウォーキング	飲酒	—
10:30-11:00	—	飲酒	—
11:00-11:30	—	飲酒	—
11:30-12:00	—	食事	—
12:00-12:30	—	食事	—
	—	写真撮影	—
12:30-13:00	子どもの遊び回り	食事	—
13:00-13:30	子どもの遊び回り	—	—
	スケートボード	—	—
13:30-14:00	スケートボード	—	—
14:00-14:30	スケートボード	スケートボード	—
14:30-15:00	スケートボード	スケートボード	—
15:00-15:30	スケートボード	スケートボード	—
15:30-16:00	スケートボード	—	—
16:00-16:30	—	—	—
16:30-17:00	スケートボード	喫煙	—
17:00-17:30	スケートボード	喫煙	—
17:30-18:00	スケートボード	飛行機飛ばし	—
18:00-18:30	スケートボード	オンライン接続	—
18:30-19:00	スケートボード	オンライン接続	—
19:00-19:30	スケートボード	オンライン接続	—
19:30-20:00	スケートボード	—	—
20:00-20:30	スケートボード	—	—
20:30-21:00	スケートボード	—	—

表5-4 表5-3の集計結果(時間帯ごと)

コンクリート		土		築山	
私的行為	数	私的行為	数	私的行為	数
スケートボード	18	飲酒	3	—	—
ウォーキング	2	食事	3	—	—
子どもの遊び回り	2	スケートボード	3	—	—
—	—	オンライン接続	3	—	—
—	—	喫煙	2	—	—
—	—	体操	1	—	—
—	—	写真撮影	1	—	—
—	—	飛行機飛ばし	1	—	—

表 5-5 5月20日(土)の調査結果(グループごと)

グループの 番号	利用時間帯	人 数	確認された私的行為(エリア別)		
			コンクリート	土	築山
休 A	10:15-10:30	4	—	—	ロープ遊び
休 B	10:15	1	—	—	—
休 C	10:20-10:40	1	スケートボード	—	—
休 D	11:05-11:10	5	子どもの遊び回り	—	ロープ遊び
休 E	11:05-11:20	1	—	—	—
休 F	12:30-12:40	2	—	食事	—
休 G	12:40	2	—	—	ロープ遊び
休 H	13:10-19:10	5	スケートボード	—	—
休 I	13:15-13:20	1	—	—	—
休 J	14:30-14:50	1	—	—	—
休 K	16:25-18:35	1	スケートボード	—	—
休 L	16:45-17:20	7	スケートボード ブレイブボード	—	ロープ遊び
休 M	16:50-17:25	3	ローラーブレード	—	—
休 N	16:55-17:00	3	—	—	ロープ遊び
休 O	17:50-18:00	2	—	—	ロープ遊び
休 P	17:50-18:30	1	—	—	—
休 Q	17:55-18:30	2	—	食事	—
休 R	18:05	2	—	—	—
休 S	18:10	2	—	—	—
休 T	18:50-18:55	1	—	読書	—
休 U	18:55	2	—	—	—
休 V	19:15-20:40	3	スケートボード	—	—
休 W	19:50-20:15	8	—	—	ロープ遊び
休 X	20:10-21:00	3	—	食事	—

表 5-6 表 5-5 の集計結果(グループごと)

コンクリート		土		築山	
私的行為	数	私的行為	数	私的行為	数
スケートボード類	6	食事	3	ロープ遊び	7
子どもの遊び回り	1	読書	1	—	—

表5-7 5月20日(土)の調査結果(時間帯ごと)

時間帯	確認された私的行為(エリア別)		
	コンクリート	土	築山
09:00-09:30	—	—	—
09:30-10:00	—	—	—
10:00-10:30	スケートボード	—	ロープ遊び
10:30-11:00	スケートボード	—	ロープ遊び
11:00-11:30	子どもの遊び回り	—	ロープ遊び
11:30-12:00	—	—	—
12:00-12:30	—	—	—
12:30-13:00	—	食事	ロープ遊び
13:00-13:30	スケートボード	—	—
13:30-14:00	スケートボード	—	—
14:00-14:30	スケートボード	—	—
14:30-15:00	スケートボード	—	—
15:00-15:30	スケートボード	—	—
15:30-16:00	スケートボード	—	—
16:00-16:30	スケートボード	—	—
16:30-17:00	スケートボード	—	—
	ブレイブボード	—	ロープ遊び
	ローラーブレード	—	—
17:00-17:30	スケートボード	—	—
	ブレイブボード	—	ロープ遊び
	ローラーブレード	—	—
17:30-18:00	スケートボード	食事	ロープ遊び
18:00-18:30	スケートボード	食事	ロープ遊び
18:30-19:00	スケートボード	食事	—
		読書	—
19:00-19:30	スケートボード	—	—
19:30-20:00	スケートボード	—	ロープ遊び
20:00-20:30	スケートボード	食事	ロープ遊び
20:30-21:00	スケートボード	食事	—

表5-8 表5-7の集計結果(時間帯ごと)

コンクリート		土		築山	
私的行為	数	私的行為	数	私的行為	数
スケートボード類	18	食事	6	ロープ遊び	10
子どもの遊び回り	1	読書	1	—	—

### **(1) 各エリアごとに表出した私的行為について**

コンクリートエリアを利用するグループはスケートボード類の実施が極めて多く、調査した2日間を通じて16グループ中13グループであった。また、延べ48単位（30分1単位で12時間×2日間）の時間帯区分のうち何かしらの私的行為が実施されていたのは38単位、そのうちスケートボード類は36単位で確認された。後述する土エリア及び築山エリアと比較して私的行為の表出頻度が高いエリアであることが確認できた。

土エリアを利用するグループは食事行為が最も多く、調査した2日間を通じて14グループ中6グループを占めていた。延べ48単位の時間帯区分のうち何かしらの私的行為が実施されていたのは31単位、そのうち食事は9単位で確認された。

築山エリアを利用するグループはロープ遊びのみで、確認されたのは休日のみで7グループであった。48単位の時間帯区分のうち10単位で確認された。

### **(2) 最も多くのグループが実践する私的行為**

調査した2日間を通じて最も多くのグループで実施されていた行為はスケートボード類でグループ数は13件、すべてのグループがコンクリートエリアを利用していた（うち1グループは土エリアも利用）。続いてロープ遊びでグループ数は7件であった。すべてのグループで休日の築山エリアでの実施であった。

### **(3) 最も長い時間表出する私的行為**

調査した2日間を通じて最も長い時間表出する行為はスケートボード類であり、延べ48単位の時間帯区分のうち36単位で見られる行為であった。該当する全ての時間帯においてコンクリートエリアで表出していた。続いてロープ遊びで10単位の時間帯区分で築山エリアのみで確認された行為であった。3番目に長い時間表出していた行為は食事であり、9単位で土エリアのみで確認された行為であった。

### **(4) 利用者間の関係性**

第4章において、利用者間の直接的相互作用の影響を考察したことを踏まえ、利用者間の関係性に着目して私的行為の相互影響を分析する。新とよパークで最も多く見られた行為はスケートボード類でありコンクリートエリアではスケートボード以外の行為は次の2件の私的行為を除いて見られなかった。「子どもの遊び回り」はスケー

トボード類が行われていない時間帯に見られた。「ウォーキング」はスケートボードが行われている時間帯と重なっていたが、5分ごとの記録を確認すると「子どもの遊び回り」と同様にスケートボード類が行われていない時間帯に見られた。つまり、スケートボード類がそれ以外の行為が混在することはなかった。

複数のグループが同時時間帯にスケートボード類を行っている組み合わせとしては、表5-9に示す通りである。このうち、組み合わせ1のグループ「平M」と組み合わせ4のグループ「休K」及び「休L」は、他のスケーターが利用しているコンクリートエリアを避けてコンクリートエリアの端部や土エリアを利用している様子が記録から確認できた（写真5-6）。これは、11グループのうち3グループ（27%）、組み合わせ数4のうち2の組み合わせ（50%）に該当する。

表 5-9 複数のグループが同時時間帯にスケートボード類を行っていた組み合わせ

5月11日（木）		5月20日（土）	
平M, 平N	平P, 平Q	平P, 平T, 平U	休H8, 休K, 休L, 休M



写真 5-6 「平 13」が土エリアを利用している様子（筆者撮影）



### 5-4-3 観察調査結果の考察

#### (1) 例示行為の偏向的表出

新とよパークは他の公共空間では見かける機会の少ないスケートボード類やロープ遊びという行為が頻繁に生じていた。これらは、実施可能な行為として例示されているものであった。コンクリートエリアではスケートボード類の利用が、土エリアではロープ遊びが専らであった。

#### (2) 特定行為の定常的な表出

新とよパークに定常的に表出する私的行為としてはスケートボード類が挙げられる。

#### (3) 利用者同士の遠慮

複数のグループが同時時間帯にスケートボード類を実践する際、コンクリートエリアの端部及び周縁を利用する状況が生じていた。これは、他のグループへの遠慮の現れであると解釈できる。更に、コンクリートエリアで確認されたウォーキングや子ども遊び回りは、スケートボード類の利用がない状況で表出しており、同じスケートボード類の実施においても遠慮が見られたということはスケートボード類以外の私的行為には更に遠慮が生じていると考えられる。

## 5-5 ヒアリング調査結果と考察

### 5-5-1 ヒアリング調査の概要

2023年6月5日13時～14時に新とよパークの管理者である豊田市都市整備部都市整備課担当者（役職：主査）にヒアリングを実施した。対応した担当者の許可のもと内容はmp3形式で録音するとともに、ヒアリングの内容を発言要旨として取りまとめた上で、当該担当課に確認し、修正対応したものを保存し根拠を確保している。

### 5-5-2 ヒアリング調査結果

発言要旨をパラフレーズしたものをコーディングし、表5-10の通りグルーピングした。このうち、本研究の目的に関連性の高い項目として、「新とよパークで生じる私的行為」「新とよパークの目指す方向性」「コンクリートエリアの特質」「新とよパークの課題」「利用促進のための取組」を取り上げたものが表5-11である。それぞれについて以下に概説する。

表 5-10 グルーピングの項目

項目
新とよパークで生じる私的行為
都心部全体の公共空間のあり方
新とよパークの目指す方向性
新とよパークの広場づくりのプロセス
新とよパークの位置づけ
コンクリートエリアの特質新とよパークの課題
利用促進のための取組
スケボーに対する周囲の評価の肯定的変化

表 5-11 グルーピングとコード

グルーピングの項目	コード
(1) 新とよパークで生じる私的行為	主な利用形態は「スケートボード」 「ボール遊び」はスケーターのついで遊び 「火の使用」の自由利用はない
(2) 新とよパークの目指す方向性	スケートボードを制限しない 認知度を高めたい 更なる利用促進を進めたい アクティビティや利用者層の多様性を高めたい 日常使いが表出する場としたい 利用者が自由に使える場としたい 市民による主体的な利用を進めたい 占有使用も利用形態のひとつ
(3) コンクリートエリアの特質	スケートボードに適した空間となっている スケートボードに特化した空間ではない ボール遊びに適した空間となっている
(4) 新とよパークの課題認識	市民の認知度が低い 市民にとってどう使っていいかわからない 利用が増えてマナー問題が顕在化している
(5) 利用促進のための取り組み	パートナーズが SNS を通じて利用状況を発信している 利活用のあり方を見通せるガイドラインを作成している マナー問題は対処療法的な対応に留めている

### (1) 新とよパークで生じる私的行為

新とよパークにおいて自由利用として生じている私的行為としてはスケートボードが主であり、その他にできます看板で例示されている「ボール遊び」「火の使用」「音楽演奏」が自由利用として生じているという発言は得られなかった。

## **(2) 新とよパークの目指す姿**

管理者はアクティビティや利用者層の多様性を高め、市民の主体的な日常使いが生じる広場となるよう、より自由に使われることを望んでいる。そのために、認知度を更に高める必要性を感じている。占用使用に対しても肯定的に受け入れる姿勢を取っている。主要な私的行為であるスケートボードの利用を制限する意思はない。

## **(3) コンクリートエリアの特質**

管理者は、コンクリートエリアにはスケートボード利用に適した性質があり、スケーターにとってはスケートボードパークに見えると認識している。スケートボードの潜在ニーズを前提に広場づくりを進めた結果と考えている。ただ、スケートボードに特化したエリアとしての扱いはなく、スケートボードは実施可能な利用形態の1つに過ぎず、例えばボール遊びにも適した空間としている。

## **(4) 新とよパークの課題認識**

管理者として新とよパークが市民に認知されていないこと、どのように利用してよいか理解が進んでいないことを課題視している。利用者の増加に合わせた利用マナーの問題が顕在化してきていると認識している。

## **(5) 利用促進のための取り組み**

パートナーズが SNS を通じて現地の利用状況を発信していることを把握しており、パートナーズとともに、利用にかかるガイドラインの作成に取り組んでいる状況がある。利用マナーについては新たなルールを設けることはせず、対処療法的に対応している。

### **5-5-3 ヒアリング調査結果の考察**

#### **(1) 新とよパークでは拡張的な私的行為が期待されている**

新とよパークでは、利用者の自由な行為が期待されている。できます看板等で例示されているスケートボードやボール遊びをはじめ、利用者にとってやりたいことができる場となることが望まれている。

#### **(2) 新とよパークで主に見られる私的行為はスケートボード**

新とよパークで生じている行為はスケートボードが主とのことであり、観察調査の結果と合致している。その状況に対し、管理者がスケートボード自体を抑制する意向はない。

### **(3) コンクリートエリアではアナロジー志向の場づくりが実践されている**

コンクリートエリアはスケートボードの利用が主であり、スケーターにとってはスケートボードパークのような場として捉えられている。ただし、位置づけとしてはボール遊びを含む多様なアクティビティを受け入れられる場であることが志向されており、スケートボードはアクティビティの1つとして認識されている。

スケーターにとってはまとまった広さを持った平坦なコンクリート面はスケートボードに最適であり、それを囲む段差やスロープはセクションとして捉えられる。ボール遊びをする利用者にとってはコンクリート面はボール遊びに適しており段差やスロープはボールが広場から飛び出すのを防ぐ跳ね返りとして捉えられる。利用者によって様々な捉えられ多様なかたちで利用されることが期待されており、アナロジー志向の場づくりが実践されている。

### **(4) 新とよパークでのスケートボードのイメージが固定化されていることが課題**

管理者は、新とよパークの認知度が低くスケートボード以外の利用が進まないことを課題視している。スケーターが新とよパークを訪れコンクリートエリアでスケートボードをすることが市民の新とよパークに対する共通認識となり、ますますコンクリートエリアでのスケボー以外の行為が表出しにくい状況が生じていることが指摘できる。こうした課題に対し、多様な利用形態の表出を促進すべく、豊田市はパートナーズを通じて SNS を活用した新とよパークの利用状況の発信に取り組んでいる。

これらは、スケーターだけでなくスケーター以外の市民にとっても新とよパークに対するスケートボード類のイメージが固定化されている状況があり、それを改善したい考えが現れていると捉えられる。

## **5-6 観察調査結果とヒアリング調査結果の統合的考察**

ヒアリング調査より新とよパークの利用形態としてスケートボード類のイメージが固定化されていることが導かれたが、このことについて、観察調査の結果と合わせて考察する。

### **5-6-1 イメージの固定化の根拠**

現地では、スケートボード類が常に行われているという定常的な可視的状況がある。それが広場を行き来する人々の目に映り、スケーターに対する他者化が起こり、スケ

ーター以外の潜在的利用者にとって広場利用の消極化が生じている。

スケートボードをする場所としてのイメージ強化と実際の表出状況の循環的な相互作用によりコンクリートエリアに表出するべき行為が規定されていた可能性が指摘できる。

## 5-6-2 定常的な可視的状況の要因

### (1) 実践可能な行為の例示による行為の実質的規定

定常的な可視的状況の要因としては、現地看板やウェブサイトなどを通じた実践可能な行為の例示が挙げられる。コンクリートエリアにおけるスケートボード類だけでなく、土エリアにおけるロープ遊びも現地で例示されている行為に該当する。管理者としては例示された行為以外の私的行為が生じることも期待しているが、実際は例示された行為が主な私的行為となっている。できます看板等現地で例示されることにより、広場に期待される私的行為をおのずと方向付けている可能性がある。

特にスケートボードはストリートカルチャーでありながら管理上規制されている公共空間が多いため<sup>12)</sup>、新とよパークでスケートボードができるということが周辺のスケーターに強く訴求し、結果として例示された他の行為よりもスケートボードが現地の主たる行為となって頻度高く表出している可能性が指摘できる。

### (2) 当該行為の他利用者への排他性

観察調査からは、スケーター同士やスケーター以外の利用者によるスケーターへの遠慮が生じている点が指摘された。スケートボードはスケーター自身にとっても制御が容易ではない不安定性を伴う動的行為であり、かつ空間の広範囲を利用する。これらはスケートボードが特定のスペースを活動スペースとする場合に排他的特性として現れる。コンクリートエリア内の既存のスケーターへの遠慮が確認されたのはこれに起因するものと考えられる。結果的に、他の利用者が目的性の強い行為をコンクリートエリアに持ち込むことをためらう要因となり、定常的な可視的状況につながっていると考えられる。

## 5-7 小結

本節では、第4章で得られた知見を補強することを目的に、第4章で得られた知見に適合し私的行為の拡張を企図したアクティビティマネジメントに取り組んでいる公

共空間の実態を分析した。具体的には調査対象として新とよパークを選定し観察調査とヒアリング調査を実施し分析、考察を進めた。観察調査においては確認された私的行為を単純集計し、ヒアリング調査においては発言要旨をパラフレーズ化の上でコーディングし分析を進めた。

新とよパークでは、スケートボード類やロープ遊びという拡張性の高い私的行為が現地標示などで実施可能と例示されることにより、現地に表出していた。

一方で、その例示効果は示された当該行為の表出に留まり、例示された行為以外の私的行為の拡張には至らなかった。その要因として、「実践可能な行為の例示による行為の実質的規定」「当該行為の他利用者への排他性」によりスケートボード類という特定行為の定常的な可視的状況が生じ、それによって空間の利用形態に対するイメージが固定化され、実施可能な私的行為が規定される可能性が指摘された。行為が規定されるということは、利用者自らが何をするかを計画する自律性が損なわれているということである。第3章で導かれた計画の自律性が利用者自身の自発的な私的行為の拡張に寄与することが導かれたが、新とよパークにおいてスケートボード以外の利用が生じにくい状況には、行為の規定による計画の自律性の毀損が影響を及ぼしていると説明することができる。

新とよパークでは、利用イメージの多様化を促進すべく民間主体との連携というかたちで既にスケートボード類以外の利用状況を発信する活動に取り組まれているが、本研究を通じて得られたイメージの固定化を避ける知見としては、私的行為の拡張行為の「実践可能な行為の例示の限定性の緩和」や「私的行為の排他的特性の低減」などが考えられる。

なお、新とよパークでの「行為の例示」は現地標示やウェブサイトなどの言語化・視覚化された情報発信が手法として採用されていたが、それら以外にも行為の例示を実施している事例は各地にある。例えば、滑り台やブランコなど使い方が内部化されている従来型の公園遊具はもとより、家具や什器の設置、「サクラ」を使ったデモンストレーションなど、行為の例示には様々な手法が考えうる。これらに取り組む際に利用者にとって特定の利用形態のイメージを想起させ固定化を招かないよう、あくまでその行為は一例であり利用者の多様な私的行為が受け入れられる場であると発信することに配慮する必要がある。

## 参考文献

- 1) 馬場正尊・Open A(2013), RePUBLIC: 公共空間のリノベーション, 学芸出版社.
- 2) 五十嵐太郎(2022), 誰のための排除アート? 不寛容と自己責任論, 岩波書店.
- 3) 栗本光太郎(2020), 「あそべるとよた」がマインドを変えた!, 計画行政, 43 (4), 33-38.
- 4) 足立区 (2020), 公園でのボール遊び,  
<https://www.city.adachi.tokyo.jp/koen/ballplay.html>. (閲覧日: 2023年9月8日)
- 5) 国土技術政策総合研究所(2017), 広場づくりの手引き (案),  
<https://www.nilim.go.jp/lab/jcg/index.files/hiroba.pdf>. (閲覧日: 2023年10月18日)
- 6) 国土交通省(2023), まちなかの居心地の良さを測る指標 (改訂版 ver.1.0),  
<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001610804.pdf>. (閲覧日: 2023年10月18日)
- 7) 国土交通省(2021), 居心地が良く歩きたくなるグランドレベルデザイン-事例から学ぶその要素とポイント-, <https://www.mlit.go.jp/toshi/file/useful/g-level2.pdf>. (閲覧日: 2023年10月18日)
- 8) 草刈大, 森傑 (2009), 行動セッティングからみたパブリックスペースにおける利用制限サインの考察(第16回大会発表論文), 人間・環境学会誌, 12 (2), 34.
- 9) 園田聡 (2019), プレイスメイキング: アクティビティ・ファーストの都市デザイン, 学芸出版社.
- 10) 豊田市 (2023), 新とよパーク (新豊田駅東口駅前広場) | 使いこなしブック,  
[https://www.city.toyota.aichi.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/031/163/v10\\_20230825.pdf](https://www.city.toyota.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/031/163/v10_20230825.pdf). (閲覧日: 2023年9月8日)
- 11) とよしば(2022), とよしばブックレット~Record & Report~, とよしば (豊田市駅東口まちなか広場) .
- 12) 田中研之輔(2003), 都市空間と若者の「族」文化, スポーツ社会学研究, 11(150), 46-61.

## 第6章 拡張的な私的行為への寛容性を高める アクティビティマネジメント

### 6-1 背景

近年、全国の市街地で市民が主体となった公共空間づくりが進められている。国土交通省がまちなかウォークアブル推進プログラムの中で公共空間のあり方として掲げた「WEDO」というキーワードのうち、DはDiversityを示しており「多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる」と記されている<sup>1)</sup>。つまり、公共空間では利用形態の多様さがその魅力の指標の一つとなっている。

その一方で、様々な人々が行きかう公共空間では、特定の利用形態を快く思わず問題視する人も居る。公共空間の魅力づくりにおいては何よりもまず利用が増える必要があるが、その様子を実際に現地で見ている人（以下、目撃者とする）がその利用形態を容認することも大切である。

ラベリング理論を提唱するハワード S. ベッカーは逸脱行動を「正真正銘の逸脱」「隠れた逸脱」「誤って告発された行動」「同調行動」に類型化している<sup>2)</sup>。この「誤って告発された行動」は、規則に順応している行動であっても逸脱行動として認定されるケースを指し示している。これを公共空間の利用形態の視座から捉えると、法的に問題がない利用形態であっても逸脱行動とみなされて通報され警察や管理者によって制止されてしまう、という事態が当てはまる。この点に関して、例えば、笹尾は、公共空間の利用においてその行為の継続性を高める上で、通報されないよう注意を払う必要があることを指摘している<sup>3)</sup>。

近年、公共空間の利用形態の一つとしてスケートボード（以下、スケボーとする）が増えている。もともとスケボーは住民に容認されにくい利用形態であり、1990年以降多くの公園・広場で禁止されている<sup>4)</sup>が、武雄ストリートパーク（武雄市 2021年）や豊南市場ナイトパーク（豊中市 2021年）のように公共空間の魅力向上が目的の社会実験で限定的にスケボースペースが設置されるケースや、新とよパーク（豊田市）やIBARAB@広場（茨木市）のように、常時スケートボードが認められるケースが現れてきている。

自治体をはじめとする利用推進主体にとって、特定の利用形態を問題視している住民がそれを容認することは、利用形態の多様性を広げ魅力的な公共空間づくりの持続可能性を高めるにあたって重要な視点である。



## 6-2 研究の目的と方法

### 6-2-1 研究の目的

以上の背景から、本研究はスケボーをケーススタディとして、目撃者の意識からみた公共空間での特定利用形態に対する寛容性を探索的に検討する。それにより、どのような対応方策が有効であるのかを展望すること、および、何に留意すべきかを明らかにすることを本研究の目的とする。

スケボーは第4章でケーススタディとしたパルクールと同様に無主性の高い状況下で実践される私的行為としての拡張性が高いストリートカルチャーに類される。スケボーがグラフィティのような明らかなヴァンダリズムではないものの住民に容認されにくい利用形態である点を踏まえ、目撃者がどのような観点で問題視するかを明らかにするのに適している。スケボーをケーススタディとすることで、そこから得られた知見は他の拡張的な私的行為への応用性が高いと言える。

### 6-2-2 研究の対象

文献調査については日経テレコンを用いて、日本経済新聞（日経産業新聞、日経地方経済面、日経プラスワン、日経MJを含む）、京都新聞、及び日経速報ニュースで取り扱われた記事を対象にした。

アンケート調査については2021年10月10日（日）に兵庫県尼崎市の阪急塚口駅南側に位置する道路上空広場「スカイコム広場」において、尼崎市役所職員有志を中心とする「みんなの尼崎大学阪塚ひろば部」により実施された広場活用社会実験を対象にした。

### 6-2-3 研究の方法

本研究は、公共空間における特定の利用形態に対して、その目撃者の寛容性を高める上でどのような対応方策が有効なのかを展望し何に留意すべきかを明らかにすべく、まずスケボーの社会一般的な課題及びその対応方策について新聞等の記事を用いた文献調査を実施した。その次にスケボースペースを設置した社会実験の目撃者に対するアンケート調査を実施した。

アンケート調査はみんなの尼崎大学阪塚ひろば部によって社会実験当日にスカイコム広場を訪れた各スペースの目撃者に対して実施された。配布あるいは聞き取りの形

式で実施されその場で回収された。著者は本調査の企画・実施に協力し、当該調査結果の資料提供を受けた。

#### 6-2-4 先行研究に対する本研究の位置づけ

公共空間におけるスケボーの持続性に関する研究には多くの蓄積がある。スケボー行為とそれに対する市民の反発を論じたものとして田中<sup>5)</sup>は、スケーターたちが近隣住民らとの社会的ネットワークの構築がスケボースペース設置に有効であったことを指摘している。矢部<sup>6)</sup>は住民からどのような苦情があり、どのようなスケボースペースを設置したのかを明らかにしている。鳴尾<sup>7)</sup>はスケボースペースの設置は場所の隔離と囲い込みの役割を担っていることを指摘している。田中<sup>4)</sup>は、スケーター達は自身の活動の持続性やモチベーションを維持するために、自治体や警察に対して対抗・抵抗するのではなく、活動スタイルの工夫を通じてそれらからの圧力の無効化を試みていることを指摘している。松本<sup>8)</sup>は、スケーター達が管理者や他利用者への配慮の要否をスケボー場所選択の視点としていることについて言及している。矢部<sup>9)</sup>はセクション（技を磨くための構造物）がスケーター達によって管理されスケボーが続けられている特定の公園では、管理者がスケーター達の自律的な管理・運営参加のための基盤を提供したこと、その場所でのスケボーの維持を求めたスケーター達に他利用者への配慮意識が生まれたことを明らかにしている。

これらの既往研究は行為者であるスケーターや公共空間の管理者を調査対象としている。それに対し、本研究はスケボースペース現地の目撃者を対象に、スケボースペースに対して具体的に何を課題に感じ、どうすればスケボースペースに対する寛容性を高められるかを調査している点に新規性がある。

公共空間の利用に対して問題視している人の性質や容認可能な条件、懸念事項を調査したものとして、吉城ら<sup>10)</sup>は、道遊び行為に対して問題視している人と問題視していない人の性質を人々の記憶や定常的な観念から明らかにしている。そこでは広く道遊びという空間利用全般に対し容認できる条件や懸念事項についても分析されているが、当該研究においては道遊びを問題視している人々が「明確に容認できる状況を見出すことは困難である」と記されている。

これに対し本研究は、スケボー現地での目撃者に着目している点、実際の状況を前に何を課題に感じ、容認されるためにどのような対応方策が有効かをより具体的かつ臨床的に導出している点で、独自性がある。

### 6-3 文献調査の結果と考察

アンケート調査・分析に先立って、ここでは社会一般的なスケボーに対する課題認識及びその対応方策について新聞等の記事での言及を集計し整理する。

#### 6-3-1 文献調査の概要

日経テレコンの記事検索を利用し、「スケートボード」のキーワードに合わせて「政策・制度」「行政」「事件・裁判」「社会問題」のテーマを個別に組み合わせ全期間に対して記事検索し調査対象を抽出した。最も古いもので1980年5月29日付、最も新しいもので2022年4月8日付の記事が対象である（2022年4月16日時点）。記事検索におけるテーマ間の重複を含む延べ461件を調査対象とし、そのうち市民の苦情内容をはじめとする具体的な問題に言及した29件の記事の中から、スケボーの課題及びその対応方策を集計した。なお、単に「苦情」と表現されている記述、文意より発話者及び記者の主観的言及にとどまっている記事については集計対象外とした。

#### 6-3-2 課題の調査結果と考察

課題の集計結果を類型化したものを図6-1に示す（類型化前の抽出状況を表6-1に示す）。騒音に対して言及した記事が29件中19件で最も多く、ついで危険性が15件、施設破損が7件、素行不良が4件であった。施設破損については事実関係が言及されているのに対し、騒音や危険性、素行不良についてはその課題の認識が主観的である点が特徴的である。つまり、スケボーには問題が起きない絶対的な行動規範があるわけではなく、課題を想起する主体に向けてその心象を改善し容認される利用形態を模索する必要があることが窺える。

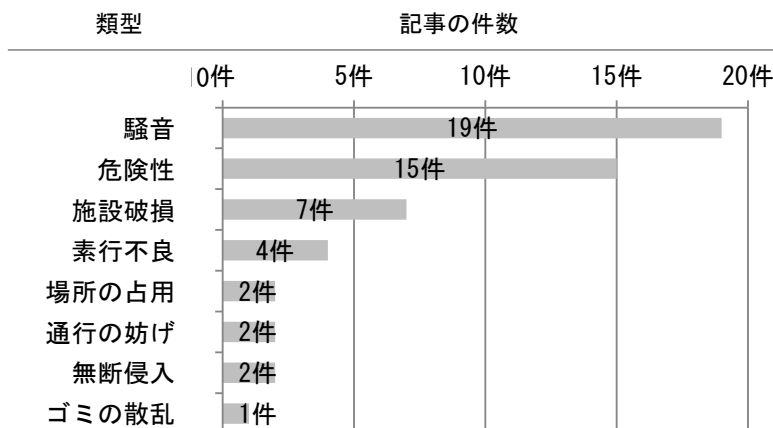


図 6-1 課題の類型化 (n=29)

表 6-1 課題の抽出

日付・媒体※	課題の言及箇所(記事本文の抽出)
1995/8/19 日経	スケボーでも歩道などは傷つく
1999/3/20 京都	夏場の練習用にスケボーをする若者が街角に増えた。だが深夜まで騒ぐ、ごみは捨てる、勝手にジャンプ台をつくる…
2000/1/1 京都	広場や公園では「施設が傷む」「マナーが悪い」などの理由で閉め出される
2000/2/29 京都	住民から危険で夜間も騒がしいと苦情 「スケート・ボード遊戯約束書」では、(中略)危ないことしないように約束
2001/4/1 日経	自動車を心配せずにスケートボードの練習ができる公園が欲しいという声
2001/7/2 京都	子どものスケートボードの騒音苦情
2001/10/11 京都	「歩行者に危険」「設備を壊す」などの理由で、多くの駅前広場や公園から締め出されている 「少年らが夜中に駅前広場のベンチでふんぞり返って順番を待つ姿はだらしがないし、高齢者や幼い子どもの横を猛スピードで通り過ぎるのも危ない」と批判
2001/12/31 京都	設備を壊したり、歩行者に危険が及ぶ恐れがある
2002/1/4 京都	市民から「街中でスケートボードをされると危ない」などの苦情
2002/4/13 京都	深夜にスケートボードを走らせたりジャンプすると、大きな音が鳴り響く。また、深夜にたむろするため、周辺住民から苦情
2002/5/14 京都	ガラガラという独特な音がうるさく、憩いの広場を占拠している一と、市民から苦情
2003/1/10 京都	人通りの多い駅前や路上などで興じる若者が多く、「不良みたいな子が多いし、音がうるさい」 近隣住民から騒音の苦情
2003/5/29 京都	騒音や安全面から市民からの苦情
2004/3/29 京都	市民から「歩行の障害になり歩道設備も損壊される」と苦情
2004/9/25 日経	小学生の保護者などにも「車が来ない場所で安全に楽しめる」などと好評 私有の駐車場などを夜間に無断借用するケースも多く
2004/11/4 日経	公園では深夜に若者がスケートボードに乗ったり(中略)するなどして騒ぎ
2006/9/3 日経	公園内のスケートボード施設からの音、(中略)これ以上我慢できない
2007/11/19 日経	公園の子供の声や学校から出る音響など身近な音を巡るトラブル スケートボード大会の音響に近隣住民から苦情
2008/9/25 京都	「危ないやろ」「音がうるさい」。近くに住民から苦情
2009/4/5 京都	公共の場所で練習していると住民や警察に追い払われた。「うるさい」「危ない」
2009/10/28 日経	警察官による再三の警告を無視して危険な乗り回しをした オフィス街でも、人けのなくなった夜間などにスケボーの音を響かせる 子どもも利用するので、安全面も心配だ
2021/4/24 日経	公園では木製のデッキやベンチが“犠牲”に スケーターが無断で公有地に侵入したり、文化財を破損したり 橋板に擦り傷がつく事件が発生
2021/7/26 日速	公園でのトラブルや深夜の騒音が問題となるケースも 一方で階段や手すりなどを利用し転倒や衝突などの危険もあり
2021/9/30 京都	深夜までスケボーを練習する人たちがおり、騒音への苦情のほか、ベンチが傷むなどの被害
2021/10/1 京都	公園や広場では、騒音トラブルの懸念などからスケートボードの使用が禁止され
2021/10/24 京都	スケボーは滑走時の騒音や、通行の妨げになるといった問題から市街地では禁止 近隣住民から騒音に関する苦情
2021/11/7 京都	利用者や住民から騒音や危険性に関する苦情 ジョギングする人から「危ない」といった声
2021/11/27 京都	一般的な公園や広場では、事故の危険性や騒音トラブルなどが懸念
2021/12/17 京都	スケートボードを巡り、(中略)頭部などに重いけがをした例が多数あった

※ 日経：日本経済新聞、京都：京都新聞、日速：日経済速報ニュース

### 6-3-3 対応方策の調査結果と考察

対応方策を利害関係者ごとに分類したものを図 6-2 に示す。自治体・警察が直接的に取り組む対応方策の言及が多く、スケボースペースの設置が 17 件、現地での禁止標示が 6 件、妨害措置 2 件であったが、現行の活動スペースでのスケボーの持続性を高める方策に関する言及はなかった。現行の活動スペースでの持続性を高めるためには、その利用者による取り組みに着目する必要があるといえる。そこで、スケーター（団体含む）による対応方策に目を向けると、ルールやマナーの啓発（7 件）、ルールづくり（4 件）などが挙がっていた。これらスケーター自身を律する行動規範にまつわる取り組み以外にどのような対応方策が有効なのか、本研究を通じて知見を得ることが望まれる。

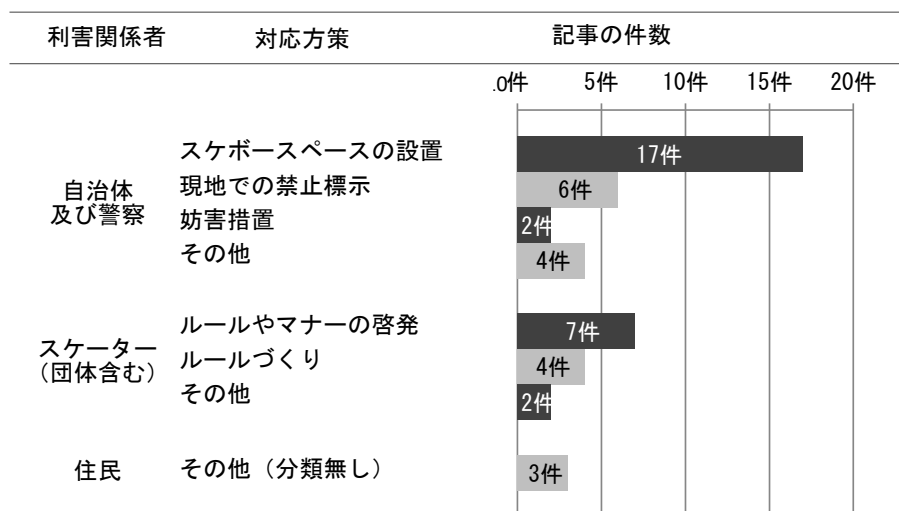


図 6-2 対応方策の分類 (n=29)

## 6-4 アンケート調査結果

### 6-4-1 社会実験の概要

社会実験は10時～16時に実施された。訪れた人々が広場の新たな利用形態を体験することを目的に、スケボー、テーブル、芝生の各スペースが設けられ、週末ということもあり親子連れで広場を訪れた子どもの利用が多く見受けられた（写真6-1）。既存ベンチは各スペースを分ける境界として、スペースを囲むように広場内に据え置きされ、各スペースを利用しない人々も滞留できる設えとなっていた（図6-3）。なお、広場内には常時スケボーを禁止する旨の標示が掲出されているが社会実験当日はそれに代わってスケボーが可能である旨の標示が掲出された（写真6-2）。



写真 6-1 社会実験の様子（筆者撮影）

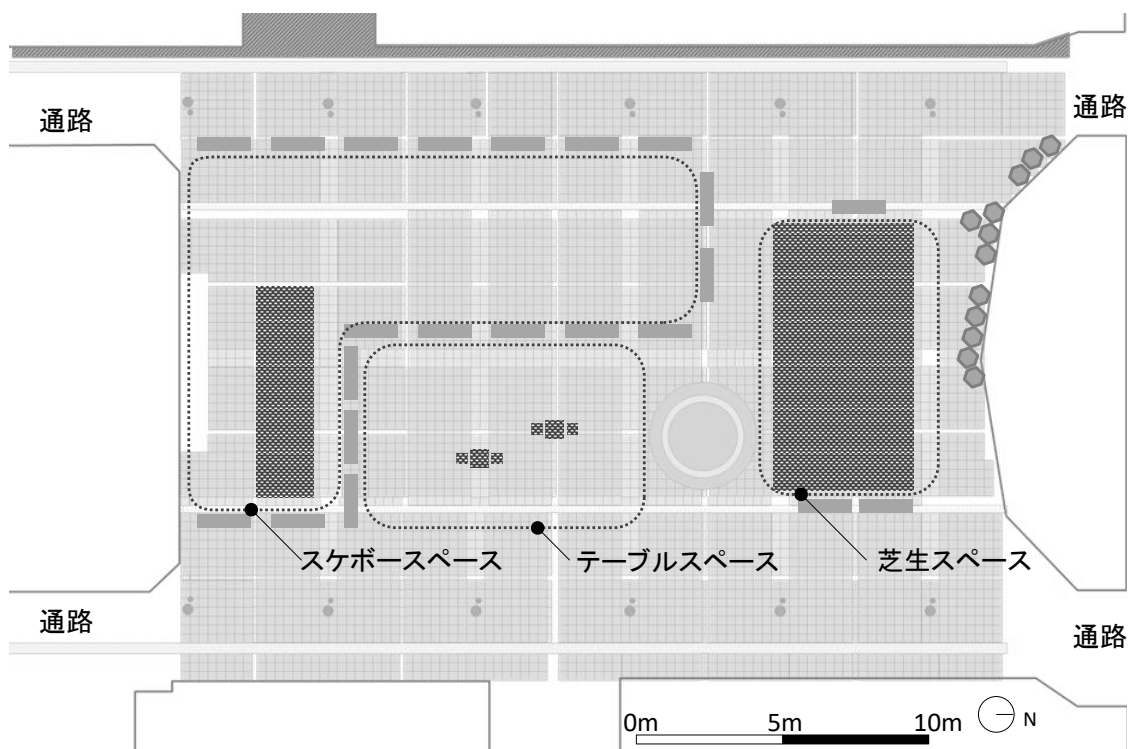


図 6-3 社会実験当日のスカイコム広場の配置イメージ



写真 6-2 常時の標示（左）と社会実験当日の標示（右）（実施主体より提供）

#### 6-4-2 アンケート調査の内容

まず、各スペースに対して良いと思う順位を尋ねた。次に各スペースに対して是正を求める意識が生じるかを推し量るべく、社会実験としてではなく普段から設置されていると仮定した場合に問題だと感じるかどうかについて設問した。その上で、各回答者が第三位に選んだスペースについて取り上げ、自身の生活上の関わり（接触機会）、普段から設置されていると仮定した場合に感じる課題、評価を上げるためのアイデアについて設問した。62名から有効回答を得た。

### 6-4-3 基本属性

回答者の基本属性を図 6-4 に示す。性別は女性が 33 名で最も多く、年齢層としては 30 代が 19 名で最も多かった。住まいは塚口駅周辺を含む尼崎市内が 36 名であった。スカイコム広場を訪れる頻度は年数回が 21 名で最も多かった。

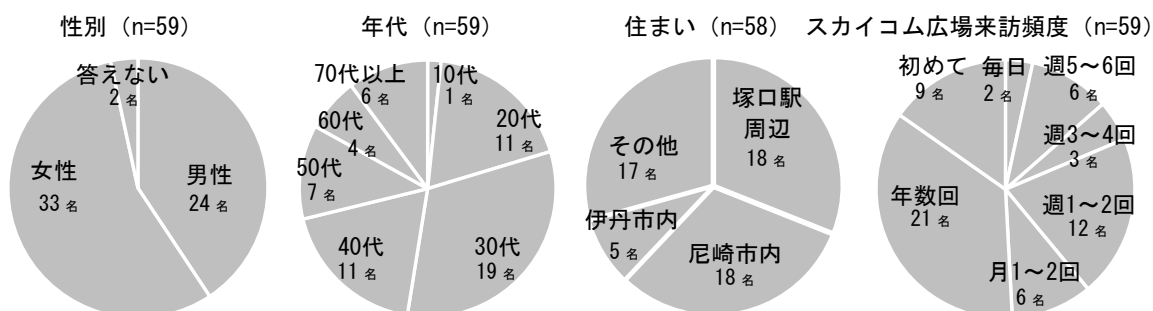


図 6-4 基本属性

### 6-4-4 各スペースの順位付け

1 位に選んだ人数が最も多かったスペースは芝生 (42 名) で、最も少なかったスペースはスケボー (8 名) であった。3 位に選んだ人数が最も多かったスペースはスケボー (45 名) で、最も少なかったスペースは芝生 (3 名) であった (図 6-5)。

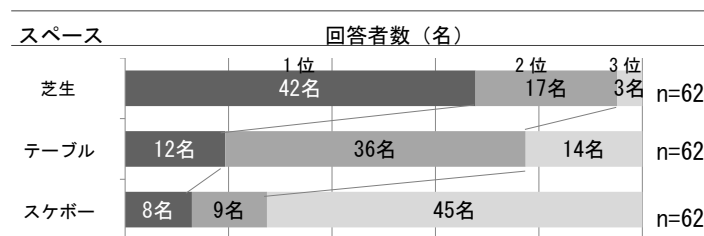


図 6-5 各スペースの順位付け

それぞれのスペースを 1 位に選んだ理由について自由記述形式で設問し、類型化した (複数に類型化される記述もあった)。最多だったものは、芝生では「子どもの利用しやすさ」 (18 名)、テーブルでは「飲食・休憩などの利便性」 (6 名)、スケボーでは「希少性」 (4 名) であった (表 6-2)。

表 6-2 各スペースを 1 位に選んだ理由

芝生 (39 名)		テーブル (12 名)		スケボー (7 名)	
子どもの利用しやすさ	18 名	食事・休憩等の利便性	6 名	スペースの希少性	4 名
くつろぎ感・ゆったり感	8 名	周辺地域の不足感	3 名	楽しそうな雰囲気	2 名
緑色の色味	6 名	その他	3 名	流行性	2 名
利用層が幅広いこと	3 名			その他	1 名
その他	4 名				



#### 6-4-5 各スペースに対する問題視の有無

芝生を問題視した人、テーブルを問題視した人は極めて少なく、それぞれ3名、2名であった（n=62）。スケボーを問題視した人は13名であった（図6-6）。

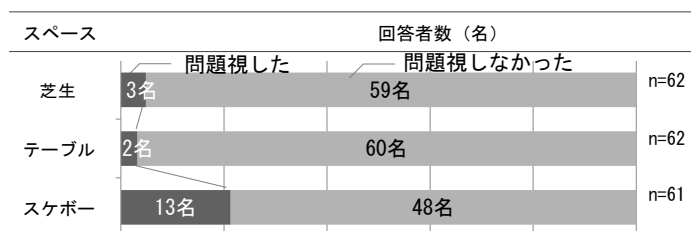


図 6-6 各スペースを問題視したかどうか

#### 6-4-6 第三位に選んだ各スペースの日常生活での接触機会

第三位に選んだスペースが回答者にとってどの程度身近であるかを推し量るべく、社会実験当日以外にどのような機会で見かけることがあるか、その接触機会について設問した（図6-7、複数選択可）。選択肢のうち、スペースではなく行為に関する選択肢である「同じことを公園や路上等でしている人を見かける」は最下部に示す。なお、各スペースを第三位に選んだ回答者をそれぞれ「スケボー第三位群（n=43）」「芝生第三位群（n=3）」「テーブル第三位群（n=13）」とする。なお、それぞれの第三位群は当該スペースが他の2つのスペースよりも相対的に評価が低いことを示しており、第三位群の中でも当該スペースを高く評価している回答者が存在する。第三位群は当該スペースが一位及び二位に選んだスペースと比べて評価に差が生じているグループであるという認識のもと、以下の論述を進めることとする。

「テレビや新聞・本、SNSやウェブ等で見かける」が21名で最も多く、「自分も同じように利用したことがある」が最も少なく3名であった。スケボー第三位群を単独で抽出しても全体と同じ傾向であった。「同じことを公園や路上等でしている人を見かける」を選んだ回答者はスケボー第三位群では14名で最も多かった。

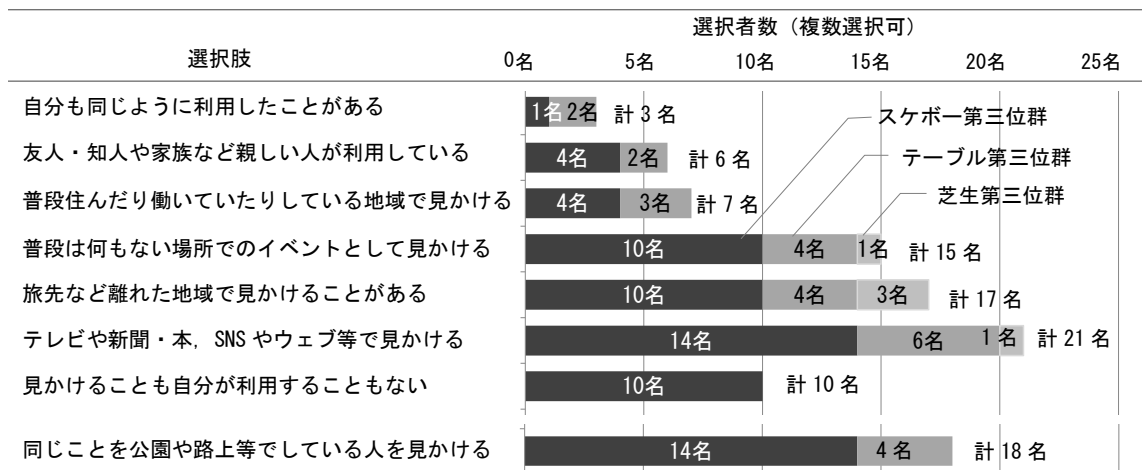


図 6-7 各スペースの日常生活での接触機会

### 6-4-7 第三位に選んだ各スペースに感じる課題

第三位に選んだスペースに感じる課題として、各項目に対してどの程度当てはまるかを設問した。項目設定においては、既往研究での言及の参照並びに尼崎市役所当局の確認を経て、スペースの施設や設備に対する印象（6項目）、スペースの利用者の印象（4項目）、スペースの使われ方の印象（16項目）の計26項目を設定、両端を「全く当てはまらない」とも当てはまる」中央を「どちらでもない」とした7段階尺度で設問し、1~7の得点を充てた。スケボー第三位群の特徴を把握する上で、テーブル第三位群を対象に比較した（芝生第三位群はサンプルサイズが3名であり極端に小さかったため比較対象から除外）。図6-8は各群の項目ごとの平均値を示しており、グラフの左側には欠損値を踏まえた有効回答者数を付している（図6-9も同様）。

6項目を除いて（「広場の雰囲気合っていない」「ごみが散乱しそう」「悪臭が出そう」「密（濃厚接触）になりそう」「楽しそうな様子が感じられない」「何をしたいのか理解できない」）、スケボー第三位群の平均値がテーブル第三位群を上回った。平均値の高い順に「騒音が発生しそう（平均値 5.02）」、「利用者本人がケガしそう（平均値 4.38）」、「振動が発生しそう（平均値 4.29）」、「他の施設・設備を傷つけそう（平均値 3.97）」、「ゴミが散乱しそう（平均値 3.72）」と続いた。

スケボー第三位群を対象群としテーブル第三位群との Mann Whitney U 検定を実施した（ $p$  値 $<0.05$  を統計的に有意とみなし図中の平均値右側に\*を付記、4-8においても二群を同様に検定）。統計ソフトは EZR を用いた<sup>11)</sup>。検定の結果、「広場で休憩や通行するのに邪魔だ」「絡まれないか怖い」「治安が悪くなり犯罪が起きそう」「公共の場所を占拠している」「騒音が発生しそう」「振動が発生しそう」「利用者本人

「ケガしそう」「他の施設・設備を傷つけそう」「他の施設・設備を汚しそう」「自分を含めて周りがケガしそう」において、5%有意水準で統計的有意差を示した。「ゴミが散乱しそう」は5番目に平均値が高かったがテーブル第三位群との有意差は認められなかった。

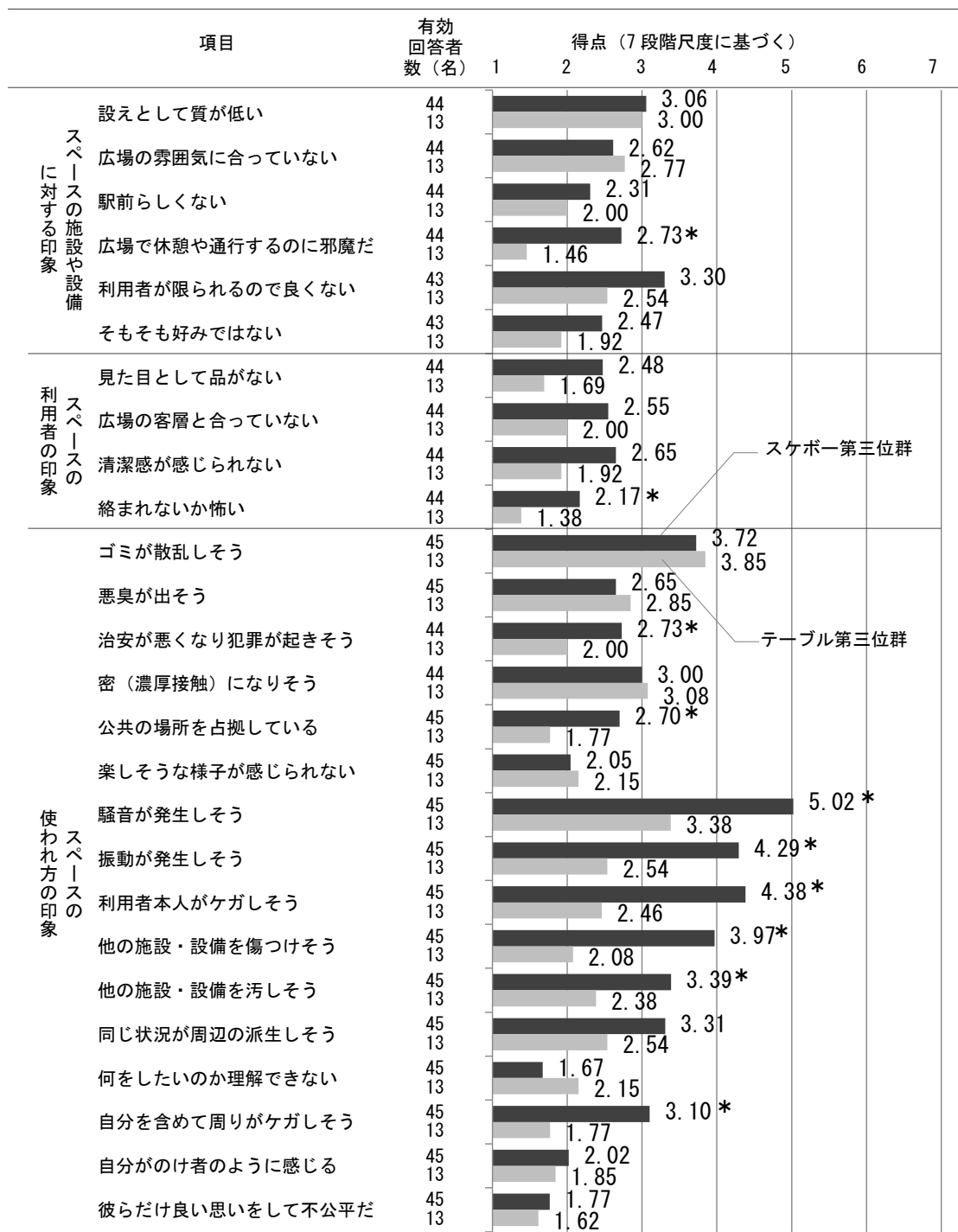


図 6-8 第三位に選んだ各スペースに感じる課題

### 6-4-8 スケボースペースに対する問題視の有無と課題認識

スケボー第三位群の中でスケボースペースを問題視した人と問題視しなかった人（それぞれ問題視群、非問題視群とする）の認識している課題の強さを比較した（図6-9）。全ての項目において問題視群の平均値が高く、「設えとして質が低い」「広場の雰囲気に合っていない」「そもそも好みではない」「ゴミが散乱しそう」「同じ状況が周辺に派生しそう」では5%有意水準で統計的有意差を示した。

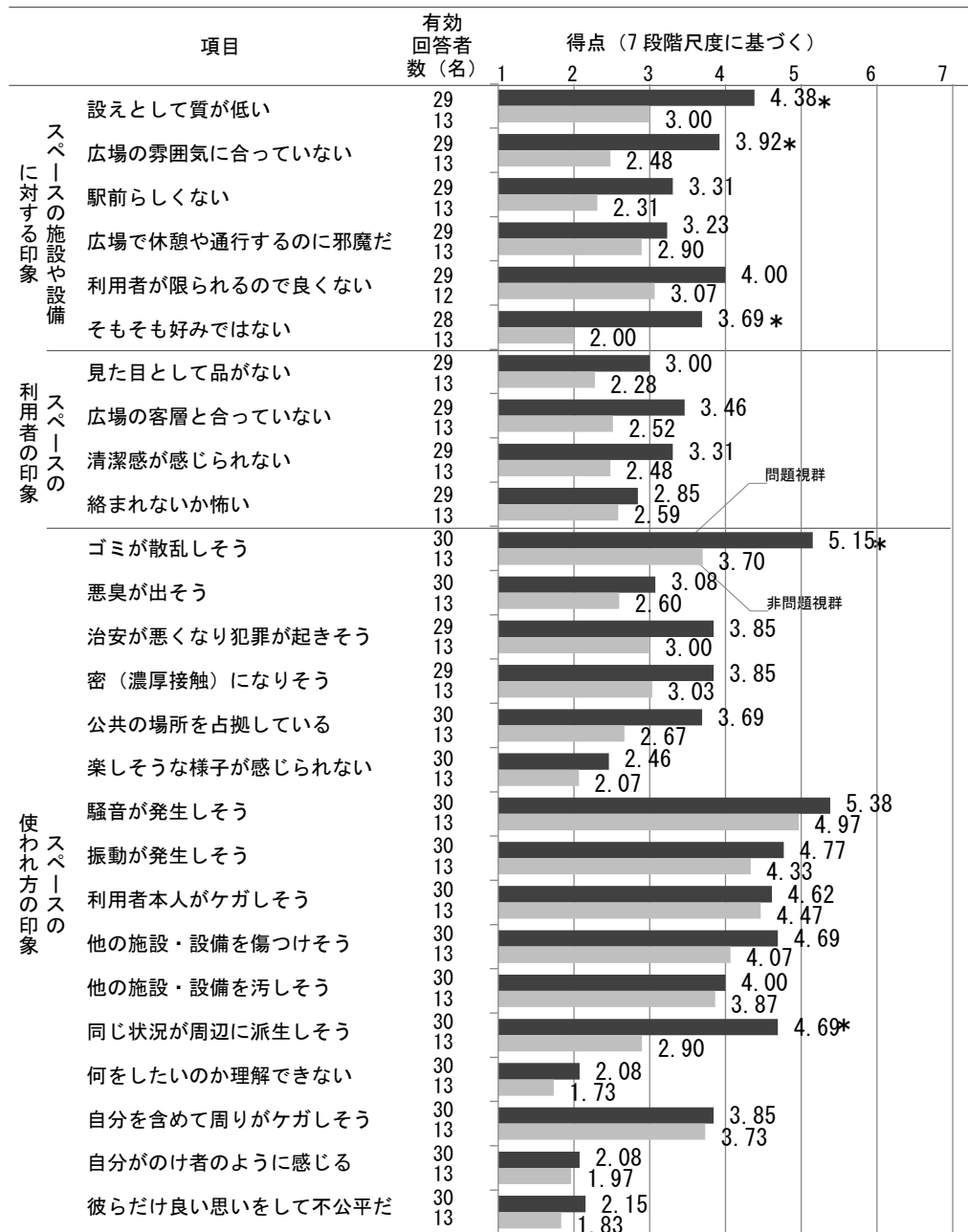


図6-9 スケボー第三位群の問題視群・非問題視群の比較

### 6-4-9 各スペースの評価を上げるアイデア

第三位に選んだスペースの評価を上げるためのアイデアについて自由記述で回答を得た (n=39、複数の項目に当てはまる回答有)。同様の内容のものを類型化した (図 6-10)。「ルールの設定」が最も多かった (10名)。「ルールの設定」「安全性の向上 (8名)」「空間の美化 (4名)」、「スペースの説明 (4名)」「騒音対策 (4名)」といった課題への対応に関するアイデアを挙げたのはスケボー第三位群 (n=30) だけであった。なお、「スペースの説明」の内容としては「注意喚起」「責任者」「利用者層」「設置目的」が挙げられていた。それに対してテーブル第三位群 (n=6) 及び芝生第三位群 (n=3) はその「機能の強化」「別の機能付加」といった各スペースの付加価値を高めるアイデアを挙げていた。「その他」では「模範プレイを見る機会」「明るい雰囲気づくり」(いずれもスケボー第三位群) などが挙げられていた。

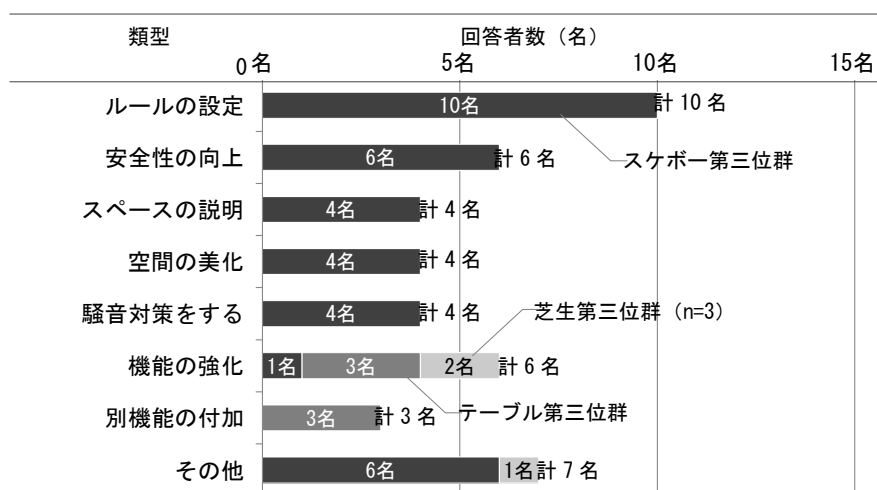


図 6-10 各スペースの評価を上げるアイデア

スケボー第三位群を対象に、問題視群と非問題視群を比較した。各群の有効回答者数の合計 (問題視群は n=11、非問題視群は n=17) に対する割合を示したのが図 6-11 である。問題視群は非問題視群よりも、「スペースの説明」「空間の美化」を行うことがスケボースペースの評価を高めるのに有効であるとする回答者の割合が高かった。また、「その他」に関しては問題視群における割合が最も高く、類型化されなかったが様々なことを思案していた回答者が多かったと言える。本比較において統計ソフト EZR を用いて Fisher の直接確率検定を実施した (p 値<0.05 を統計的に有意とみなす) が、統計的有意差は示されなかった。

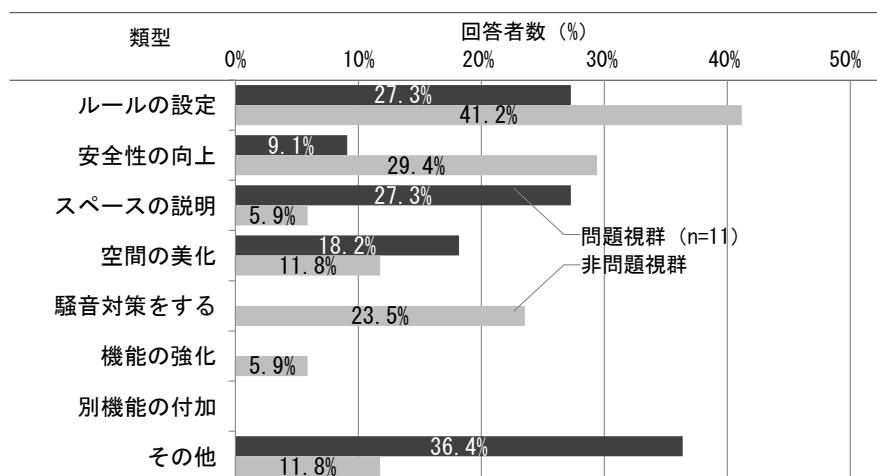


図 6-11 スケボー問題視群と非問題視群の比較

## 6-5 アンケート調査結果の考察

### 6-5-1 スケボースペースへの寛容性が高まる対応方策

スケボー第三位群は、テーブル第三位群よりも騒音や危険性、施設破損、素行不良などを課題として強く認識している傾向にあった。これは、新聞等の記事において言及された社会一般的な課題認識と概ね一致している。その一方で、スケボー第三位群の中でも問題視群がより強く認識した課題は社会一般的な課題と異なり、スペースの美観や他スペースへの波及可能性を課題としてより強く認識している傾向が示された。スペースの美観はスケボーに備わる属性ではなくその場での実際の状況に対する評価であり、他スペースへの波及可能性は当該スケボースペース限りで完結しないことに対する懸念である。スケボースペースに対する目撃者の寛容性が高まる上で、これらの課題に対応することが有効である可能性が示されている。

### 6-5-2 スケボースペースが好意的に捉えられる対応方策

芝生スペースを1位に選んだ人は42名で最も多く、主な理由は「子どもの利用しやすさ」「くつろぎ・ゆったり感」であった。テーブルスペースを1位に選んだ理由としては「食事・休憩などの利便性」が上位を占めていた。どちらも「どう過ごすか」という視点となっている。回答者には各スペースを利用した人も含まれるが、スケボーに比べて芝生・テーブルはより利用しやすいことを踏まえると、実際の利用を通じ

て行為者としての肯定的な当事者性が高まり、1位に評価した可能性が考えられる。

一方で、スケボースペースを1位に選んだ理由としては、「希少性」「流行性」が挙げられており、当事者性に依拠した視点が理由にはならなかった。「第三位に選んだ各スペースの日常生活での接触機会」の設問では、スケボー第三位群はスケボースペースと自身の生活との接点が少なく身近ではない傾向が明らかになった。また、スケボーを公園や路上といったスケボースペース以外の場所で見かけている回答者が最も多く（14票）、スケボー行為そのものは身近な存在として認識されている結果となった。回答者本人も利用する公園や路上でスケボーが行われ前述の騒音や危険性などの被害を受けうるという否定的な当事者性は、当該スペースの順位を芝生やテーブルに劣後させた可能性が考えられる。

以上のことから、スケボースペースが好意的に捉えられるためには、当該スペースとの生活での接点を増やすことなどを通じてスケボーに対する肯定的な当事者性を高めていくことが重要である可能性が示されている。

## 6-6 小結

本研究は、公共空間における特定の利用形態に対して、その目撃者の寛容性を高める上でどのような対応方策が有効なのかを展望し、何に留意すべきかを明らかにすべく、スケボーをケーススタディに新聞等の記事を用いた文献調査及び社会実験でのアンケート調査を実施しその結果を分析した。文献調査では新聞記事を単純集計し、アンケート調査では検定によって統計的有意差を確認し分析を進めた。得られた知見を以下にまとめたい。

### 6-6-1 対応方策の展望

問題視群と非問題視群との比較から、スケボースペースへの寛容性を高める対応方策としては、課題とされているスペースの美観や他スペースへの波及可能性に関連する対応方策が有効である可能性が示された。特にスペースの美観が有効である点については、スペースの評価を上げるアイデアとして空間の美化を挙げた回答者の割合が、非問題視群よりも問題視群の方が高かったことから推察できる。

また、当該行為がどのように実践されているのかを目撃者に理解してもらおうとする姿勢が、人々の寛容性の向上につながる可能性が指摘された。新聞等の記事の整理では、スケーター（団体含む）による自身の行動規範に関わる取り組みが対応方策と

して挙げられていた。これは問題の発生をスケーター側の落ち度に起因させないこと、つまり目撃者を非理解者として位置づけた取り組みであるといえる。その一方で、スケボースペースを問題視している回答者のうち「スペースの説明」が有効であると考えた回答者の割合は、スケボースペースを問題視していない回答者の同じ割合よりも高かった。「スペースの説明」には目撃者への意識・配慮の姿勢を示して理解を得ようとする側面がある。ある種の妥協を期待したコミュニケーションが、課題の直接的な改善が難しい場合であっても人々の寛容性の向上につながる可能性が推察される。本研究ではスケボースペースを問題視している目撃者がその評価を上げる上で「スペースの説明」を重視しているかどうか、統計的有意性の観点において明らかにすることはできなかつたため、今後の課題としたい。

以上より、目撃者にとって行為の制止の判断となるのは当該行為そのものに備わる性質に伴う課題ではなく、当該行為の実施現地で実際に目にしている状況、特に現地での当該行為利用者の振る舞いと現地の整序に関する課題であり、当該行為の美観の維持、当該行為が他の場所に広がる懸念への対応がアクティビティマネジメントに求められると言える。スケボー以外の私的行為で多くの自治体で禁止されているもののひとつにバーベキューがあるが、その背景としてゴミの散乱や利用者の不法駐車などが挙げられており、本研究から得られた知見と概ね合致しており、本研究で得られた知見は他の拡張的な私的行為においても当てはまることが示唆される<sup>12)</sup>。民間事業者の参画にあたり、よりきめ細やかなマネジメントが期待される中、利用者がどのように振る舞うべきか、他利用者をはじめとする目撃者に対してどのような印象を与えるかをイメージしながら適切にアクティビティマネジメントに取り組むことが求められる。

## 6-6-2 明らかになった留意すべき点

### (1) 当該行為の評価を上げて寛容性が高まるとは限らない

スケボースペースへの評価が相対的に低い目撃者は、社会一般的なスケボーに対する課題を強く認識する傾向が見られた。一方で、目撃者がスケボースペースを問題視している場合には、社会一般的な課題とは異なる別の課題（本研究では、当該スペースの美観や他スペースへの波及可能性）を強く認識している傾向が明らかになった。

特定の利用形態が公共空間に表出する際に、それを問題視する目撃者の寛容性を高める上では、社会一般的な課題とは別に課題があることを見出し、改善を図ることが



有効である。

## (2) 当該行為の好意性が高まっても寛容性が高まるとは限らない

アンケート調査で各スペースを1位に選んだ理由及びスケボーとの接触機会の分析を通じて、目撃者が特定の利用形態を好意的に捉えるには、目撃者の肯定的な当事者性を高めていくことが重要である可能性が導かれた。その一方で、目撃者にとってスケボースペースの寛容性を高めるには当該課題の改善が有効である可能性が示された。つまり、特定の利用形態に対する寛容性を高める上では、好意性を高めるための方策だけでは必ずしも充分ではないと言える。これは、労働のモチベーションに対して論じたハーズバーグの動機付け・衛生理論を応用的にあてはめて理解することができる。同理論は労働者の職務に対する不満足度と満足度に負の相関関係がないこと、つまり、労働者の職務において「不満足要因（衛生要因）が取り除かれたからと言って満足度が高まるわけではないこと」とその逆「満足要因（動機づけ要因）が与えられたからと言って不満足度が下がるわけではないこと」を示したものである<sup>13)</sup>。本研究においては、寛容性を高めることは「不満足要因を取り除くこと」に、好意的に感じられることは「満足要因が与えられること」に該当すると言える。つまり、当該理論を応用することにより「寛容性を高めたからと言って好意的に感じられるわけではないこと」、「好意的に感じられるからと言って寛容性が高まるわけではないこと」が導かれる。労働のモチベーションは生産性や離職率に影響を及ぼすが、公共空間の利用においてはその利用形態の持続可能性として解釈できる。

公共空間に特定の利用形態が持続的であるためには、好意的に捉えられるための対応方策はもちろん、寛容性が高まるための対応方策も別途重要であることが示唆されているといえる。

## 参考文献

- 1) 国土交通省(2023), まちなかウォークブル推進プログラム,  
<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001487293.pdf>. (閲覧日 ; 2023年12月10日)
- 2) ベッカー H. S. : 村上直之訳(2011年), 完訳アウトサイダーズ:ラベリング理論再考, 現代人文社, 17-19.
- 3) 笹尾和宏(2019), PUBLIC HACK:私的に自由にまちを使う, 学芸出版社, 104-113.

- 4) 田中研之輔(2003), 都市空間と若者の「族」文化, スポーツ社会学研究, 11, 46-61,150.
- 5) 田中研之輔(2004b), 「若者広場」設置活動にみる都市下位文化の新たな動向, 年報社会学論集, 17, 120-131.
- 6) 矢部恒彦(2009), 東京都の公園におけるスケボー場所の調査研究, 日本建築学会計画系論文集, 74(635), 185-192.
- 7) 鳴尾菜樹(2008), 姫路市におけるスケートボード広場の形成過程: 若者が体験した「都市の政治」, 地理科学, 63(2), 66-79.
- 8) 松本優希(2019), 公共空間における社会的排除とライフスタイルスポーツ, 人文地理学会大会 研究発表要旨, 48-49.
- 9) 矢部恒彦(2012), スケーター達による公園広場の流用パーク化に関する事例的研究, 日本建築学会計画系論文集, 77(672), 409-417.
- 10) 吉城秀治, 辰巳浩, 堤香代子, 糸永匠汰(2019), 地域住民からみた住区内道路における道遊びに対する意識, 都市計画論文集, 54(3), 672-679.
- 11) Kanda, Y(2013), Investigation of the freely available easy-to-use software 'EZR' for medical statistics, *Bone Marrow Transplant*, 48, 452-458.
- 12) 一般財団法人地方自治研究機構(2023), バーベキューを禁止する条例, [http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/135\\_barbecue.htm](http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/135_barbecue.htm). (閲覧日: 2023年11月18日)
- 13) ロビンス S. P.: 高木 晴夫訳(2009), 【新版】組織行動のマネジメント: 入門から実践へ, ダイヤモンド社, 84-86.

## 第7章 私的行為の拡張性を高める アクティビティマネジメントの重合的導出

### 7-1 私的行為の拡張性を高めるアクティビティマネジメント

#### 7-1-1 私的行為の拡張が発現しやすいアクティビティマネジメントの視点

私的行為の拡張が発現しやすいアクティビティマネジメントのあり方としては、第3章と第4章及び第5章から得られた知見より計画の自律性に着目して説明できる。第3章では、利用者が当該公共空間で実践する私的行為がその計画において自律的であることが、その効用を高めるとともにその後の私的行為の拡張に有効であることを導いた。第4章で導出された拡張的な私的行為を誘起する上で有効となる視点としては、1点目の「アナロジー志向の場づくり」はどのような行為を実践するか、2点目の「さりげなく見られる視認性の確保」はどこで実践するか、3点目の「制止判断基準の利用者への共有」はどのような行為をどのように実践するか、を利用者自身が考えることが有効であることを示しており、これらは利用者がその行為を自律的に計画することと言える。第5章では、特定の私的行為のイメージが固定化してしまうことによって当該私的行為以外の行為を自律的に計画することが難しくなることが導かれた。

これらの各知見に共通しているのは利用者の計画の自律性であり、それを担保することが、私的行為の拡張が発現しやすいアクティビティマネジメントのあり方としてふさわしいと言える。

#### 7-1-2 私的行為の拡張が妨げられにくいアクティビティマネジメントの視点

私的行為の拡張が妨げられにくいアクティビティマネジメントのあり方としては、第6章から得られた知見より説明できる。発現した私的行為が通報により制限される事態を避けるためには、その場での実際の振る舞いや現地の整序を通じて当該行為の美観を保つこと、当該行為が他の場所に波及する懸念を払しょくすることが有効であるという知見を導いた。利用者が行儀良く振る舞い適切に歯止めが効き秩序だっている、といった様態の自律性を担保することの有効性が示されたと言える。

#### 7-1-3 私的行為の拡張が発現しやすい視点と妨げられにくい視点の重合

これら計画の自律性と様態の自律性の両方を担保する上で、どのような配慮が有効

かを考察する。各章で得られた知見に共通しているのは、利用者間との関係性への言及がある点である。第4章で得られた知見であり計画の自律性に寄与する「さりげなく見られる視認性の確保」は、直接的相互作用が管理者との間だけではなく他利用者との間でも生じていることを示していた。具体的には利用者は他利用者から賞賛されたいというポジティブな心理から発した承認欲求を満たそうと拡張的な私的行為に及んでいた。また、他利用者から受け入れられたいというネガティブな心理から真面目に行為に取り組む側面も映し出されていたが、これは、第3章で行為開始時点の心境で強く現れた羞恥心と行為終了後の意識の変化で強く表れた他者に対する安心感としても示された社会的欲求の充足として捉えることができる。第6章において、他利用者から理解を求め配慮することの有効性が示唆されたことにも通じる。他の利用者から見られその反応を感じられるといった主観を含む他利用者との様々な直接的相互作用によって、当該利用者の承認欲求と社会的欲求が充足される傾向が指摘できる。

第4章からは制止判断基準の理解が拡張的な私的行為の実践に有効であることが示され、第6章からはその場での実際の振る舞いや現地の整序が当該私的行為の目撃者に問題視されないために有効であることが導かれた。これらからは、拡張的な私的行為の実践において利用者に規範意識が求められているという解釈を導くことができる。無主性の高い状況下でこうした規範意識を利用者が備える上では、現地に常駐しない管理者に代わって他利用者がその主体となりうるが、ここで求められるのは、実際に他利用者から注目されているという事実的状況ではなく「注目されうる」という意識づけが可能な状況づくりを通じて利用者がその意識を内在化することである。第5章では特定の私的行為に排他的特性がある場合に他の利用者からやりたいことを我慢する遠慮が生じることが明らかになったが、「注目されうる」意識の内在化は他の利用者との譲り合いが促進され双方のやりたいことの実現に寄与する可能性がある。

他利用者との直接的相互作用を通じて承認欲求と社会的欲求が満たされる点、他利用者から注目されうる状況によって利用者に規範意識が生じる点、この2点を踏まえると、その場に居合わせた他者から注目されうるという状況づくりが有効であると言える。これは、第3章で得られた知見である、実施場所の視認性を高めることが公共空間に求められる点にも矛盾しない。ただし、第4章で「さりげなく見られる視認性の確保」が有効であると導いたとおりにお誘いの見せる場にすればよいわけではない。全く注目されないわけでもないがあからさまに衆人から注目されようとするわけでもない程よい相互認識のメタ認知を前提とした「周囲の目を引く可能性の意識づけ」が

アクティビティマネジメントに求められると言える（図 7-1）。

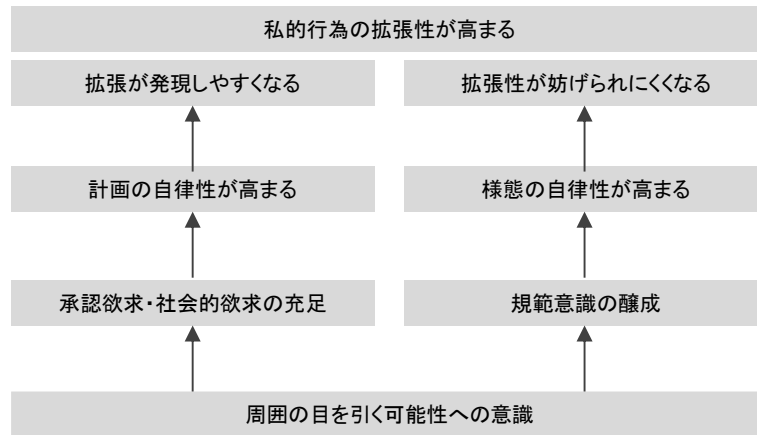


図 7-1 周囲の目を引く可能性への意識の作用

#### 7-1-4 まとめ

私的行為の拡張が発現しやすいアクティビティマネジメントには計画の自律性を担保することが、私的行為の拡張性が妨げられにくいアクティビティマネジメントには様態の自律性を担保することが、それぞれ重要であった。このことから、行為の計画時点及び実施時点においては、まず何よりも利用者の自律性を毀損しないことが重要であるが、更に自律性を高めるには利用者が周囲の目を引く可能性を意識することが有効であると言える。以上が、公共空間における私的行為の拡張性を高める公共空間のアクティビティマネジメントに求められる視点である。

#### 7-2 考察

前節において、リサーチクエスションへの応答として、私的行為の拡張性を高めるアクティビティマネジメントでは利用者の自律性を担保することが求められ、その一つの視点として周囲の目を引く可能性の意識づけが有効であることを導いた。本節では、周囲の目を引く可能性の意識づけが私的行為の拡張にどのように作用するのか、既存理論と照合し、どのように適用しうるかを考察することを通じて、リサーチクエスションへの応答の妥当可能性を確認する。

### 7-2-1 場のマネジメントの適用

1-2-2では、組織における権限関係のない平等な個人間の関係性を指すヨコの関係性の舞台である「場」のマネジメントのあり方である統御という概念を参照し無主性に着目した<sup>1)</sup>。7-1-3で私的行為の拡張性を高めるアクティビティマネジメントの視点としてヨコの関係性を指す他利用者に言及したことを踏まえ、本項では、本研究で得られた知見がどのように場の論理に当てはめることができるのか、場のマネジメントの適用可能性を考察する。

場では、空間の共有をきっかけとするヨコの情動的相互作用と心理的相互作用が起点となり自己組織的に共通理解や情報蓄積、心理的共振が発生し、その結果として整合性ある決定と心理的なエネルギーが生じることが示されている。こうした個人レベルの内的作用が組織的情報蓄積や協働的な組織行動といった組織体としての効用をもたらすとされている。

公共空間に上述のような場の論理が当てはまるのか、私的行為の拡張の観点で説明可能か以下に確認する。まず、一時的現象として当該公共空間の利用者にとっての他利用者は空間を共有し互いの私的行為の見る見られる関係を生むという点においてまず、「情動的相互作用」と「心理的相互作用」がおきる。そこから個人レベルの内的作用として生じる実践可能な行為の理解と学習は「情報蓄積」「共通理解」として、実践される行為を起点とした感情・感覚的な相互反応は「心理的共振」として解釈可能である。それらを通じて達成される「整合性ある決定」としては、相互に排他性を持たずに共存可能な個人々々による同一の公共空間での私的行為の実践が該当する。また、「心理的なエネルギー」としては私的行為の拡張の継続意思や他者の私的行為に対する寛容性の高まりが該当する。これらの作用は場における組織を公共空間マネジメントを担う主体と捉えなおした場合、公共空間全体に以下のような効用をもたらすと言える。「組織的情報蓄積」としては私的行為の拡張性を高めうる当該公共空間でのアクティビティマネジメントのノウハウの蓄積となり、「協働的な組織行動」としては第1章で言及した「歩道のバレエ」のように、逸脱行為とみなされない個人々々の拡張的な私的行為の共存的な表出となる。組織における場の論理とそれに対応する公共空間における場の論理の当てはまりを図7-2に示す。

このように見てみると、場の概念は利用者間の関係性に着目した公共空間のあり方におおよそ当てはめることが可能であり、周囲の目を引く可能性を意識づけることにより私的行為の拡張性が高まり公共空間利用における多様性の向上が期待できること

が改めて確認できる。

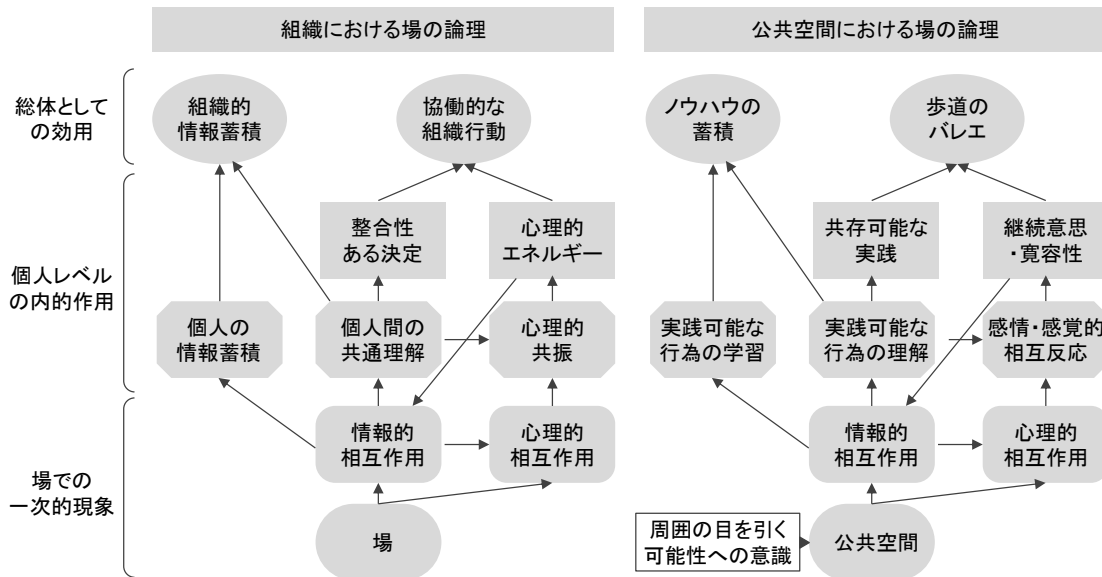


図 7-2 場の論理のアクティビティマネジメントへの応用

注：伊丹(2005)を参考に筆者が加筆・編集

## 7-2-2 不正行為との類似性に基づく理論の適用

1-2-2 で示したように、私的行為の拡張は、たとえそれが事実的には不正ではなかったとしても、それを目撃する他利用者にとっては見慣れない行為であり正誤の判断が難しい場合には逸脱的に受け止められ不正行為とみなされうる。1-2-2 では不正発生のメカニズムを説明する日常活動理論を参照し、無主性が不正発生要因である「有能な監視者の欠如」に対応する旨を整理したが、ここでは、不正行為の発現性を捉えた日常活動理論<sup>2)</sup>を改めて参照し、拡張的な私的行為の発現のしやすさを各章で得られた知見を用いて各要因についてより具体的に踏み込んで考察を進めることとする。合わせて、地域の無秩序に対する体感治安に言及した割れ窓理論<sup>3)</sup>を参照し、拡張的な私的行為の妨げられにくさとの対応を考察する。

### (1) 日常活動理論

第 4 章で得られたそれぞれの知見を日常活動理論における不正発生要因である 3 要素に当てはめる。「アナロジー志向の場づくり」は当該公共空間での利用者の特定私的行為が想起され動機づけられるという点で「動機づけされた犯罪者」としての性質を強化し、「制止判断基準の利用者への共有」は、当該私的行為が当該公共空間において実施可能かを判断するという点で、「ふさわしい対象」としての性質を強化する

と言え、これら 2 点は、私的行為の拡張性を高める説明となっていることが改めて確認できる。

日常活動理論の「有能な監視者の欠如」は 1-2-2 で示したとおり無主性に通じるが、第 4 章で得られた知見の 3 点目「さりげなく見られる視認性の確保」はどのように適用されうるかを考察する。不正行為は第三者に対して秘匿されることが望ましいが、私的行為の拡張は不特定の第三者が行き来する公共空間を前提にしている点で必ずしもそうではない。また、私的行為の拡張はその適正な実践により持続的であることが望まれ、これは不正行為にはない特性である。こうした違いから、私的行為の拡張において、制止される恐れのある有能な監視者は無主性の観点からは日常活動理論と同様に欠如状態であることが望まれるが、そうではない第三者の存在は肯定されることとなる。利用者にとっては前節で導いた「周囲の目を引く可能性の意識」が社会的欲求や承認欲求を満たすことにつながり規範意識の醸成を通じて適正な実践を促し、私的行為の拡張をさらに促すためである。「さりげなく見られる視認性の確保」は「周囲の目を引く可能性の意識づけ」を強化する要素であると位置づけることができる。日常活動理論を公共空間における私的行為の拡張に当てはめた場合「有能な監視者の欠如」には「有能な監視者の欠如及び周囲の目を引く可能性への意識」が相応しい要素となりうる（図 7-3）。

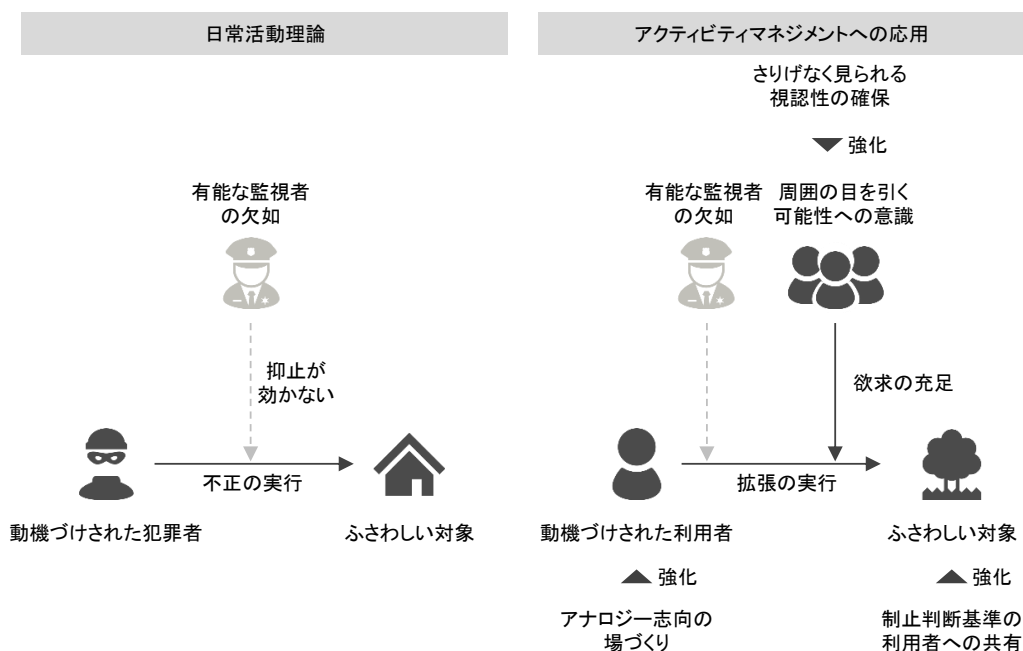


図 7-3 日常活動理論のアクティビティマネジメントへの応用

注：Cohen ら(1979)を参考に筆者が作成



## (2) 割れ窓理論

割れ窓理論は、地域の無秩序を修復せず放置しておく地域住民の体感治安の悪化と地域における重大な犯罪の発生を招くことを説明した理論である。住民にとって、些細な無秩序の累積が重大な犯罪と同じぐらいに大きな問題であること、無秩序の修復が犯罪の取り締まりと同じぐらいに重要であることが論じられている<sup>4)</sup>。

第6章では、私的行為の実践中において、その目撃者にとって美観が損なわれていると感じた場合や他のスペースに波及しそうと感じた場合に、当該行為を問題有りとみなす傾向があることを明らかにした。美観が損なわれることを無秩序の一つと置き換えて割れ窓理論を適用すれば、当該行為の目撃者は美観が損なわれていることに体感治安の悪化を感じ、他のスペースで当該行為が発生することに対して恐れを感じていると捉え直すことができる。周囲の目を引く可能性に対する意識づけによって利用者が規範意識をもって美観を保とうとすることは、割れ窓理論における無秩序の修復と同義であり、これにより目撃者の体感治安が改善し当該私的行為に対する目撃者の寛容性が高まると説明できる（図7-4）。

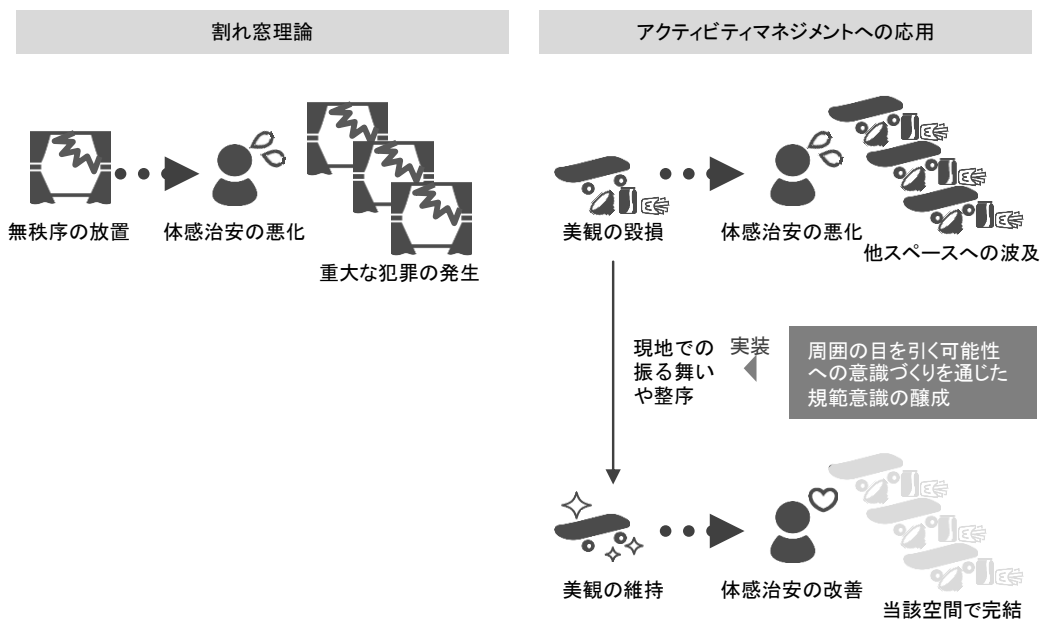


図 7-3 日常活動理論のアクティビティマネジメントへの応用

注：ケリングら(2004)を参考に筆者が作成

### 7-3 小結

本章では、私的行為の拡張性を高めるアクティビティマネジメントでは利用者の計画と様態の自律性を担保することが求められ、その一つの視点として程よい衆人環境を設定することが有効であることを導いた。重ねて、程よい衆人環境が私的行為の拡張にどのように作用するのか、場のマネジメント及び不正行為の日常活動理論、割れ窓理論と照合しどのように適用しうるかを考察することを通じて、リサーチクエスチョンへの応答の妥当可能性を確認した。

### 参考文献

- 1) 伊丹敬之(2005), 場の論理とマネジメント, 東洋経済新聞社.
- 2) Cohen, L. E. and Marcus, F.(1979), Social Change and Crime Rate Trends: A Routine Activity Approach, *American Sociological Review*, 44(4), 588-608.
- 3) ケリング G. L.・コールズ C.M.:小宮信夫訳(2004), 割れ窓理論による犯罪防止:コミュニティの安全をどう確保するか, 文化書房博文社.
- 4) ヤング J.:青木秀男・伊藤泰郎・岸政彦・村澤真保呂訳(2007), 排除型社会:後期近代における犯罪・雇用・差異, 洛北出版, 309-374.

## 第8章 結論

### 8-1 前章までの要点整理

本研究は、地域経営における利用促進型の公共空間マネジメントの重要性が高まり民間事業者の参画が進む背景を踏まえ、私的行為の拡張性を高めるアクティビティマネジメントにおいてどのような視点が重要かを無主性に着目して研究し、複数の知見から重合的に導出することを試みたものである。本節では第2章以降の各章の要点を整理する。

#### 8-1-1 第2章の要点整理

第2章では、以下3点の視点から本研究の位置づけを明確化した。1点目に公共空間における管理者と利用者の関係性とサービス科学におけるサービスプロバイダーと顧客の関係性とが類似関係にあることに着目し、サービス科学の価値共創理論を本研究の理論的枠組みであるプレイスメイキングと照合した。その結果、管理者と利用者との直接的相互作用のプロセスにおける理論構築にプレイスメイキングの理論的発展性があることを導出した。2点目に本研究の関連概念を概観し、それらが扱う空間・規範を実現するためのマネジメントのあり方を示すことの有用性を明らかにした。3点目に本研究が取り扱うテーマに関連する研究蓄積を概観し、本研究がアクティビティマネジメントにおいて私的行為の拡張に着目していることの独自性を確認した。

本研究の学術的貢献性としては、私的行為の拡張を規制対象や排除対象としてではなく支援する対象としたマネジメントのあり方を論じている点が挙げられる。本研究の実務的貢献性としては、私的行為の拡張に着目しマネジメント視点に基づくプレイスメイキングの理論構築への寄与を試みている点が挙げられる。

#### 8-1-2 第3章の要点整理

第3章では、大阪府富田林市金剛中央公園の公園再整備にかかる企画実践型ワークショップをケーススタディに、拡張性の高い私的行為を自律的に計画する際に、得られる効用としてどのような特性がより強く表れるかを明らかにした。

自律的に計画する場合の効用は表3-2に示したとおりであるが、特に「私的行為の拡張に対する意欲が高まる」「他者に対する肯定的な意識をもたらす」などの行為者にとっての公園利用の価値が高まり、空間の利用形態が拡張され多様性が広がること

が明らかになった。必要な道具を行為者自らが用意すること、実施場所を行為者自ら選択することが自律的な計画に該当し、当該実施場所の視認性が確保できている場合には他利用者への波及が期待できることが示された。また、行為者は、その実践前には消極的な感情として「他の公園利用者にどう思われているか気になった」と感じる傾向が高くなることが明らかになった。

### 8-1-3 第4章の要点整理

第4章では、第2章において言及した価値共創理論であるSロジックに基づく直接的相互作用の視座から、自律性の高い拡張的な私的行為であり、無主性の高いマネジメント下で表出するパルクールをケーススタディに、利用者が拡張性の高い私的行為を実践するにあたり公共空間をどう認識しているかを直接的相互作用の視点で明らかにし、アクティビティマネジメントのあり方を展望した。

私的行為の拡張を誘起するアクティビティマネジメントとして、「アナロジー志向の場づくり」「さりげなく見られる視認性の確保」「制止判断基準の利用者への共有」が有効であることが明らかになった。加えて、直接的相互作用は管理者と利用者との関係性だけでなく、利用者間つまり行為者である利用者とそれを目にする他利用者といった利用者間の関係性に配慮することが有効であることが導かれた。

### 8-1-4 第5章の要点整理

第5章では、第4章で得られた知見を補強することを目的に、愛知県豊田市の新とよパークをケーススタディとし、私的行為の拡張を企図したアクティビティマネジメントに取り組む公共空間の実態と課題を明らかにした。

当該公共空間のアクティビティマネジメントでは第4章で得られた知見が取り入れられていたが、現地に表出していたのは特定の私的行為に偏っていたことが明らかになった。「実践可能な行為の例示による行為の実質的規定」「当該特定行為の排他的性質」により当該特定行為の定常的な可視的状況が生じ、それによって当該公共空間における利用形態のイメージが固定化され、結果的に表出する私的行為が限定される可能性が指摘された。

### 8-1-5 第6章の要点整理

第6章では、兵庫県尼崎市の阪急塚口駅南駅前広場の広場空間における社会実験を

ケーススタディに、公共空間における特定の利用形態に対して、その目撃者の寛容性を高める上でどのような対応方策が有効なのかを展望した。

目撃者の寛容性を高める上では、当該行為に予め備わる属性による負の影響は小さく、その場での実際の振る舞いや現地の整序が重要であり、当該行為の美観の維持、当該行為が他の場所に広がる懸念への対応が求められることが知見として得られた。また、当該行為の実践を目撃者に理解してもらおうとする姿勢が、目撃者の寛容性を高める可能性が指摘された。

### **8-1-6 第7章の要点整理**

第7章では、第3章から第6章までから得られた知見を重合し、私的行為の拡張性を高めるアクティビティマネジメントでは利用者の計画と様態の自律性を担保することが求められ、その一つの視点として「周囲の目を引く可能性の意識づけ」が有効であることを導いた。重ねて、「周囲の目を引く可能性の意識づけ」が私的行為の拡張にどのように作用するのか、場のマネジメント及び不正行為の日常活動理論、割れ窓理論と照合しどのように適用しうるかの考察を通じて、妥当可能性を確認した。

### **8-2 リサーチクエスチョンへの応答**

本研究は、地域経営における公共空間マネジメントの重要性が高まりその担い手として民間事業者の参画が進む中、公共空間の多様性向上の観点から無主性の高いアクティビティマネジメントに着目し、リサーチクエスチョンを以下の通り設定した。

**私的行為の拡張性を高める公共空間のアクティビティマネジメントにおいて、  
どのような視点が重要となるか**

合わせて、私的行為の拡張性を高める上では、その発現性を高めることに加えてそれが妨げられにくいことが重要である点を踏まえてリサーチクエスチョンを構成する付随する問いとして以下2点を設定した。

**付随する問い1：私的行為の拡張が発現しやすいアクティビティマネジメント  
としてどのような視点が有効か**

## 付随する問い 2 : 私的行為の拡張が妨げられにくいアクティビティマネジメントとしてどのような視点が有効か

公共空間における私的行為の拡張性を高める上で、付随する問い 1 に対しては、利用者の計画の自律性を高めることが、付随する問い 2 に対しては利用者の様態の自律性を高めることが有効であることが導かれた。これらは「周囲の目を引く可能性を意識する環境づくり」によって高められることを導いた。その一つの取り組み方策としては「さりげなく見られる視認性の確保」が挙げられる。

また、「アナロジー志向の場づくり」「制止判断基準の利用者への共有」といった取り組みは計画の自律性を高める上で有効である一方で、当該公共空間における「利用形態のイメージの固定化」がこれらの取り組みの効果を減じてしまう可能性があることが明らかになった。

### 8-3 研究の貢献

本研究の学術的貢献性は、先行研究において規制対象や排除対象として論じられてきた私的行為の拡張を支援対象と捉えアクティビティマネジメントのあり方を論じた点にある。これは同時に、第二章で概観した既存する関連概念である *Loose Space* と *Guerrilla Urbanism* が指す空間・規範を実現するためのマネジメントのあり方を示すことができたとも言える。

本研究の実務的貢献性は、サービス科学の価値共創理論を本研究の理論的枠組みであるプレイスメイキングと照合し、公共空間の管理者と利用者との直接的相互作用における理論構築に実務を通じて形成されてきたプレイスメイキングの理論的發展性があることを導出した点、更にその上で私的行為の拡張に着目しマネジメント視点に基づくプレイスメイキングの理論構築に寄与する知見を得た点にある。

本研究で得られた知見は、それぞれの公共空間の個別の状況に合わせて応用ができ、加えて、その適用において公共空間に特殊要件を規定せず、他の公共空間にトレードオフの影響を及ぼす関係ではない。この点において、個別のマネジメント単位に限定されず広く公共空間全体への適用が検討可能と言え、地域経営への貢献が期待できる。例えば、「周囲の目を引く可能性の意識づけ」を地域の公共空間全体で強化するには目撃者となる他利用者の存在が欠かせないが、「さりげなく見られる視認性」を担保

するためには地域住民が個々に何らかの目的をもって外出する頻度を高めることが重要となる。これは、1-1-4 で言及した「居心地が良く歩きたくなる」まちなかのひとつのあり方の提言となりうる。本研究を通じて得られた知見はこうした応用をもって地域経営に適用できる。

#### 8-4 研究の課題

本研究の課題は以下の2点である。

1点目として、本研究における第3章から第6章までの各調査分析は、特定の公共空間や特定の私的行為をケーススタディとしており、考察から導き一般化された知見の頑健性は必ずしも高くない。本研究では、それらの知見を重合してリサーチクエスションに応答しており、頑健性の高くない知見を土台に結論を導いている。

2点目として、本研究のテーマをアクティビティマネジメントのあり方としていながら、マネジメントそのものを研究対象としてない点が挙げられる。利用者のアンケート調査やヒアリング調査、文献調査、現地観察調査等の公共空間で表出している状況はいわばマネジメントの結果である。これら进行分析することによりその要因としてのアクティビティマネジメントのあり方を導こうとしているのが本研究の姿勢であるが、これらの結果と導かれたマネジメントのあり方との因果関係を証明するには至っていない。

以上の2点の課題認識を前提に、得られた結論に対して既存理論との照合等をもって一定の説明力の向上を図ろうとはしているものの、頑健性の向上や因果関係の立証には、得られた結論をマネジメントに実装し検証するなどの更なる追加研究が望まれる。そのアプローチの一つとして、場のマネジメントの手法の援用を通じた検証が考えられる。場は組織を前提とした概念であるが、公共空間における管理者と利用者、及び利用者同士は基本的に組織を構成していない。伊丹<sup>2)</sup>は、場を成立させその効用を高めるマネジメントを生成のマネジメントとかじ取りのマネジメントに分けた上で、その手法を示しているが、それらの多くは組織を前提として組織構成員に一定の強度の影響力を持った手法となっている。組織と公共空間との違いに基づき場のマネジメントにおける手法がアクティビティマネジメントにどう適用可能なのかを掘り下げることにより、程よい衆人環境とはどの程度のものなのか、どのように形成しうるのかを掴む糸口になる可能性がある。

## 8-5 今後の展望

### 8-5-1 市民性への着目

本研究はアクティビティマネジメントに言及した研究であるが、そもそも拡張的な私的行為に対して親和的な市民性がどのようにして形成されうるかという土壌づくりの視点も重要となる。他利用者とのつながりに満足を感じつつも排他的ではない場のあり方は、例えばソーシャル・キャピタル<sup>2)</sup>の観点では一般的信頼に基づくブリッジング型との親和性が高い。こうした市民性に着目した地域経営の視点からのアプローチを検討することは有意である。

### 8-5-2 逸脱行動の効用と許容への着目

1-3-2において、本研究で取り扱う私的行為は法令に違反していない行為としたが、ある行為が法令を逸脱して表出することにより、他の利用者の私的行為を拡張し、その空間に表出する行為が拡張され、公共空間の多様性を高めるケースも考えられる。Guerrilla Urbanism や Tactical Urbanism として扱われる私的行為にはそれに該当するものも多くある。法令上は禁止されている逸脱行動が公共空間に実際に可視化されることにより、広く浸透し追認的に法令が整備され社会を変える場合もある。本研究は法令に違反していない私的行為の拡張を対象にしたアクティビティマネジメントのあり方を論じたが、公共空間の多様性を高めるという視点に立てば、逸脱行動を含めて対象を限定せず多角的に取り組む必要がある。

## 参考文献

- 1) 伊丹敬之(2005), 場の論理とマネジメント, 東洋経済新聞社.
- 2) 稲葉陽二(2011), ソーシャル・キャピタル入門:孤立から絆へ, 中公新書.



## 謝辞

本論文を書き上げるにあたり、指導教員である京都大学経営管理大学院准教授・大庭哲治先生に多くの研究指導の時間を頂戴し、対面・オンライン・メールなど様々なかたちで365日体制にてご指導をいただきました。私の関心分野に寄り添っていただき、時に巨視的に時に微視的に私に不足している部分をご指摘いただきました。指導教員でありながらも博士後期課程経験者の大先輩として、常に肯定的に励ましてくださり、また相談にも応じてくださり、高い視座から前向きなご提案も頂戴し、先生のおかげで過酷ながらも楽しく充実した研究生活を過ごすことができました。研究生活を送るにあたり高い心理的安全性を維持することができました。心より感謝します、ありがとうございました。

副指導教員である京都大学経営管理大学院教授・山田忠史先生からは中間審査を含めて定期的にご指導をいただく機会を頂戴し、本論文の質を高めることができました。ありがとうございました。

京都大学経営管理大学院教授・市川温先生からは中間審査の際に重要な指摘をいただき、本論文の質を高めることができました。ありがとうございました。

第3章の執筆にあたっては、調査分析を進める上で富田林市金剛地区再生室の皆様、株式会社ダン計画研究所の皆様にも多大なご協力をいただきました。第5章の執筆にあたっては、調査分析を進める上で豊田市都市整備部都市整備課の皆様にも多大なご協力をいただきました。第6章の執筆にあたっては、調査分析を進める上で尼崎市都市整備局土木部道路整備担当の皆様、みんなの尼崎大学阪塚ひろば部の皆様にも多大なご協力をいただきました。その他、研究活動における調査分析にご協力くださった全国各地の皆様にも改めて感謝申し上げます、ありがとうございました。

博士論文執筆にかかる基礎力を高めるべく講義をご担当くださった京都大学経営管理大学院の先生方、コロナ禍で面と向かってお会いする機会が限定されながらもオンラインで交流し励ましあった同級生の皆様、貴重なアドバイスをくださった上級生の皆様、熱く応援をくださった同窓の加茂様、ありがとうございました。

博士論文に取り組むにあたり、他大学の先生方、友人・知人からの言葉は心の支えとなりました。ありがとうございました。

最後に、本学を志す前から相談に応じ私を大庭哲治先生のもとに導いてくださった関西大学教授・岡絵理子先生に感謝します。ありがとうございました。